

第2次朝霞市男女平等推進行動計画 後期基本計画

(令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)

ひと
男女の輪が素敵な朝霞をつくる

～男女平等社会をめざして～



令和3(2021)年3月
朝霞市



ひと 男女の輪が素敵な朝霞をつくる ～男女平等社会をめざして～

「男女共同参画社会基本法」が制定されてから、20年が経過しました。

この間、急速な少子高齢化や人口減少社会が進行する中、様々な場面における男女格差を解消するため、各種法律の改正や制定が行われてきました。そして、社会のあらゆる分野へ女性が進出し、活躍できる環境整備が求められており、ますます男女平等社会の実現は重要な位置づけとなっています。

本市では、平成15年に制定した「朝霞市男女平等推進条例」に基づき、平成28年度からの10年間を計画期間とする「第2次朝霞市男女平等推進行動計画」を策定し、各種施策を計画的に推進してまいりました。

また、平成25年1月に開所したそれいゆぷらざ（女性センター）は、男女平等施策を総合的に推進する拠点施設としての役割を担っており、令和4年度に10年を迎えることとなります。

このたび、「第2次朝霞市男女平等推進行動計画前期基本計画」が令和2年度で終了することから、令和元年度に実施した市民意識調査や事業所アンケートによる市民の意識や生活状況、また、社会情勢の変化やこれまでの成果などを基に、令和3年度からの5年間を計画期間とする後期基本計画を策定いたしました。

市民一人一人が性別に関わりなく、誰もが尊重され、認められることが重要であり、個性や能力が発揮できる社会をめざして、更なる取組を進めてまいります。

引き続き「ひと
男女の輪が素敵な朝霞をつくる～男女平等社会をめざして～」を合言葉として、「男女平等の意識づくり」と「男女平等が実感できる生活の実現」を重点課題とし、「第2次朝霞市DV防止基本計画」、「朝霞市女性活躍推進計画」としても位置づけることにより、男女平等施策を総合的、計画的に推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました朝霞市男女平等推進審議会委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの市民や事業所の皆様、また、関係者の皆様に心から厚くお礼を申し上げます。

令和3年3月

朝霞市長 **富岡 勝則**

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の目的.....	2
2 計画の性格と位置づけ.....	2
3 計画の構成・期間.....	3
4 めざす姿.....	4
5 重点課題.....	6
6 施策目標.....	7
7 第2次朝霞市DV防止基本計画.....	8
8 朝霞市女性活躍推進計画.....	10
9 施策の体系.....	12
10 本計画とSDGs ^{エスディーゼーズ}	13
第2章 朝霞市の現状と取組	15
1 朝霞市の現状.....	16
2 現在までの取組.....	27
第3章 基本計画	31
1 男女平等の意識の浸透.....	32
1-1 男女平等の現状把握と将来像の提案.....	32
1-2 家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発.....	34
2 自己実現へ向けた学習機会の充実.....	36
2-1 多様なライフコース選択の情報と機会の提供.....	36
2-2 能力の開発と活動の支援.....	38
3 多様性の尊重と理解促進.....	40
3-1 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重に向けた理解促進.....	40
3-2 性的指向・性自認（SOGI）等に配慮した啓発の推進.....	42
4 異性間やパートナーからの暴力の根絶.....	44
4-1 意識の啓発と情報の提供及び未然防止.....	44
4-2 相談体制の充実.....	46
4-3 関係機関等との連携強化.....	48
5 女性の職業生活における活躍の推進.....	50
5-1 政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進.....	50
6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進.....	52
6-1 仕事と家庭・地域活動との両立支援.....	52
6-2 地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進.....	54

第4章 計画の推進……………57

1 総合的な推進体制……………	58
2 それいゆぷらざ（女性センター）による男女平等の推進……………	59
3 市民・関係機関との連携……………	59
4 進行管理……………	59
5 指標・数値目標一覧表……………	60
6 男女平等・共同参画のためのポジティブ・アクション……………	61

資料……………63

1 計画策定の経過……………	64
2 朝霞市男女平等推進審議会委員名簿……………	65
3 法令……………	66
● 男女共同参画社会基本法……………	66
● 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律……………	70
● 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律……………	78
● 埼玉県男女共同参画推進条例……………	86
● 朝霞市男女平等推進条例……………	89
4 男女共同参画関連年表……………	93
5 用語解説……………	100

◆本文中で*印のついた用語は、資料「5 用語解説」において詳細に説明しています。なお、対象となる用語の名称からは文頭の「朝霞市」を除いています。また、用語の初出ページもしくはその周辺のページの下段にも解説を掲載しています。

◆本計画に掲載している「令和元年度朝霞市男女平等に関する事業所アンケート結果報告書」と「令和元年度朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書」のグラフについては、回答比率（%）の小数点以下第2位を四捨五入しているため、回答比率の合計が100%にならないことがあります。

第1章

計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の目的
- 2 計画の性格と位置づけ
- 3 計画の構成・期間
- 4 めざす姿
- 5 重点課題
- 6 施策目標
- 7 第2次朝霞市DV防止基本計画
- 8 朝霞市女性活躍推進計画
- 9 施策の体系
- 10 本計画と^{エスディージーズ}SDGs

1 計画策定の目的

「男女共同参画社会*基本法（以下「基本法」という。）」が平成11（1999）年6月に制定され20年が経過しました。この基本法は、男女が対等なパートナーとしてそれぞれが個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる場面に参画することをめざしたものです。

本市では、この基本法の趣旨を踏まえ、平成15（2003）年に「朝霞市男女平等推進条例*（以下「条例」という。）」を施行しました。この条例に基づき、平成18（2006）年に「朝霞市男女平等推進行動計画*」、平成28（2016）年には「第2次朝霞市男女平等推進行動計画」を策定し、それいゆらざ（女性センター）*を男女平等の推進に関する総合的な支援拠点として、各種講座の開催や広報紙・ホームページ等による男女平等意識の醸成、DV相談*や女性総合相談*などの施策を推進してきました。

このたび、「第2次朝霞市男女平等推進行動計画前期基本計画」が令和2（2020）年度で終了することから、男女平等をめぐる近年の動向を踏まえ、市民意識調査や事業所アンケートを実施し、より多くの意見を反映し、朝霞市の男女平等社会の実現に向けた施策を推進するため、「第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画」を策定します。

2 計画の性格と位置づけ

- 「朝霞市男女平等推進条例」第10条に基づき、本市において男女平等を進めていく上での施策の基本的な方向を明らかにした計画です。
- 国の施策や「埼玉県男女共同参画基本計画」との整合性を重視した計画です。
- 「第5次朝霞市総合計画*」の将来像「私が暮らしたいまち 朝霞」の実現をめざし、基本構想に基づく男女平等に関する施策を推進していく計画です。
- 計画の策定に当たっては、広く市民の意見を反映するよう市民意識調査や事業所アンケート、パブリック・コメント等を実施しました。
- めざす姿「^{ひと}男女の輪が素敵な朝霞をつくる～男女平等社会をめざして～」の実現に向けて、市民や事業者と協力し合い連携しながら、計画を推進していきます。
- 本計画は、施策目標4「異性間やパートナーからの暴力の根絶」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律*」（以下、「DV*防止法」という。）第2条の3第3項に規定する「DV防止基本計画」として位置づけています。
- 本計画は、平成28（2016）年4月に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律*」（以下、「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に基づく、「市町村推進計画」として位置づけています。

*男女共同参画社会…男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会の分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会。男女共同参画社会を推進していくために、「男女共同参画社会基本法」が平成11（1999）年6月より施行されている。

3 計画の構成・期間

「第2次朝霞市男女平等推進行動計画*後期基本計画」は「基本計画」と「実施計画」で構成します。「基本計画」は、男女平等推進のための基本的な方向性を示すものです。

平成28(2016)年に策定した「第2次朝霞市男女平等推進行動計画」の後期である令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間を「後期基本計画」として策定します。

また、社会情勢の変化などに伴い適宜見直しを行うものとします。

「実施計画」は、「基本計画」で定める施策に基づき、男女平等推進のための具体的な事業を示すものです。計画期間は、「基本計画」に対応して5年間とします。



- *男女平等推進条例…男女平等の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務並びに教育における責務を明らかにするとともに、男女平等の推進に関する市の施策の基本的事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、あらゆる人々が、性別、年齢、身体上の障害の有無、国籍等にかかわらず住みやすく暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを目的に、平成15(2003)年に施行された条例。
- *男女平等推進行動計画…「朝霞市男女平等推進条例」に基づき、男女平等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した計画。これまで平成18(2006)年度から10年ごとに計画を策定しており、平成28(2016)年度から令和7(2025)年度までの計画を「第2次朝霞市男女平等推進行動計画」としている。
- *それいゆぶらざ（女性センター）…市民の交流や講座の開催、また、DV相談や女性総合相談など男女平等に関する様々な施策を推進する総合的な拠点施設として、朝霞市中央公民館・コミュニティセンターの中に設置している。「それいゆ」はフランス語で太陽の意味で「女性も男性も光り輝けるように応援する場所となるように」との思いから生まれた愛称。
- *DV相談…本市が行っている相談で、配偶者やパートナー等親密な関係にある（あった）者同士の間で振るわれる暴力に関する相談。
- *第5次朝霞市総合計画…市政を総合的かつ計画的に推進するため、中・長期的な視点から市民と市が共に目標とする将来像を描き、その実現に向けて、将来の行政需要やまちづくりの方向性などを総合的・体系的に示すもの。これまで昭和50(1975)年から10年ごとに計画を策定し、平成28(2016)年度を初年度とする計画。
- *DV（ドメスティック・バイオレンス）…配偶者やパートナー等親密な関係にある（あった）者が、相手に対して振るう身体的・性的・精神的・経済的暴力のこと。また、人間らしく生きる権利を奪うもの。例えば、殴る・蹴る、威嚇する、配偶者や恋人の存在や要望を理由もなく無視する、家族や友人との付き合いを制限する、生活費を渡さないなど、苦痛を与える行為のこと。また、デートDVとは恋人同士の間で起こる暴力のことをいう。

4 めざす姿

ひと
男女の輪が素敵な朝霞をつくる～男女平等社会をめざして～

私たちの社会では、急速な社会環境の変化とともに、誰もが多様なライフコースを選択できるようになってきています。また、最近では、「女性活躍推進法*」が制定されるなど、女性が活躍できる環境が整ってきています。しかしながら、家庭や地域・職場などの日常生活のあらゆる場面では、依然として性別による固定的な役割分業意識*やそれに基づく社会慣行が根強く残っており、自己の個性や特性を発揮できないと感じている人や不平等を感じている人などがいます。また、誰もが持ち合わせている性の指向や自認に関しての偏見や無理解による差別を無くしていくため、「性の多様性」についての正しい理解を深めていくことが必要です。このようなことから、男女平等の意識づくり、そして、男女平等が実感できる生活の実現に向けた取組が一層求められています。

「第2次朝霞市男女平等推進行動計画*」では、「ひと男女の輪が素敵な朝霞をつくる～男女平等社会をめざして～」を合言葉に、『男女平等社会』すなわち「男性と女性が互いに人権を尊重し責任も分かち合えるまち、また、人それぞれが持つ多様性を理解し認め合えるまち、そして、誰もがあらゆる分野で活躍できるまち」をめざします。

めざす姿と「男女平等推進条例*」、この計画との関係は、次のとおりです。

朝霞市男女平等推進条例の基本理念（要約）

- ①男女の個人としての尊重と性別による差別的な扱いを受けないこと
- ②性別役割分業意識の解消と自己の責任に基づく自己決定権の確立
- ③政策や方針の立案及び決定における男女共同参画機会の確保
- ④家庭生活・社会生活活動への男女の対等な参画
- ⑤あらゆる差別と暴力を決して許さない社会の構築
- ⑥市、市民及び事業者の責任の自覚と主体的な役割の履行及び相互協働
- ⑦国際的な協力の下での推進

*性別による固定的な役割分業意識…男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」のように、性別を理由として役割を分ける考え方のこと。

*男女平等推進審議会…男女平等の推進に関する施策等についての重要事項を審議する会議。「朝霞市男女平等推進条例」で設置が規定されている組織であり、男女平等に関する活動を行っている者や関係行政機関の職員・知識経験者・公募による市民などからなる委員で成り立っている。

男女平等社会の実現

ひと
男女の輪が素敵な朝霞をつくる
～男女平等社会をめざして～

第5次朝霞市総合計画*前期基本計画 (平成28(2016)～令和2(2020)年度)

《男女平等》

- 1 男女平等の意識づくり
- 2 男女平等が実感できる生活の実現



第2次朝霞市男女平等推進行動計画*前期基本計画 (平成28(2016)年度～令和2(2020)年度)

重点課題

- 1 男女平等の意識づくり
- 2 男女平等が実感できる生活の実現

施策目標

- (1) 男女平等の意識の浸透
- (2) 自己実現へ向けた学習機会の充実
- (3) 性と生殖に関する健康と権利*の尊重
- (4) 異性間の暴力の根絶(第2次朝霞市DV*防止基本計画)
- (5) 政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進
- (6) 地域団体や事業所における男女共同参画の推進

男女平等推進審議会*

重要事項の審議
市への意見

庁内連絡会議

情報共有
計画内容の検討



第5次朝霞市総合計画後期基本計画 (令和3(2021)～令和7(2025)年度)

《男女平等》

- 1 男女平等の意識づくり
- 2 男女平等が実感できる生活の実現



第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画 (令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)

重点課題

- 1 男女平等の意識づくり
- 2 男女平等が実感できる生活の実現

施策目標

- (1) 男女平等の意識の浸透
- (2) 自己実現へ向けた学習機会の充実
- (3) 多様性の尊重と理解促進
- (4) 異性間やパートナーからの暴力の根絶
- (5) 女性の職業生活における活躍の推進
- (6) 地域団体や事業所における男女共同参画の推進

市民意識調査
事業所アンケート
職員意識調査
統計資料 等

現状の把握
計画の検証



男女平等の推進拠点

それいゆぶらざ
(女性センター)*

5 重点課題

男女平等社会の実現に向けたこの計画の重点課題を、次のとおりとしました。

(1) 男女平等の意識づくり

社会の中で、性別による固定的な役割分業意識*は少しずつ変化してきているものの、依然として社会慣行や家庭・地域・職場などにおいて、男女平等の意識が浸透しているとは言い難い状況もあります。

本市では、男女平等を総合的に推進するための拠点施設として、それいゆぶらざ（女性センター）*を設置し、男女平等の意識づくりを重点課題とし、市民とともに男女平等社会の実現に向けた取組を進めます。また、新たな人権問題に対応できるよう様々な取組を進めます。

(2) 男女平等が実感できる生活の実現

「男女平等推進条例*」は、「あらゆる人々が、性別、年齢、身体上の障害の有無、国籍等にかかわらず住みやすく暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを目的とする」としています。そして、男女平等の意識が一人一人に浸透し、社会生活の中で男女平等が実感できるような生活が、この計画の「めざす姿」である男女平等社会の一つの姿といえます。

「女性活躍推進法*」や「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されるなど、ワーク・ライフ・バランス*（仕事と生活の調和）の取組や、女性の社会的地位向上のための施策が行われています。一方では、DV*被害による相談が増加し深刻な問題となっています。

誰もがその個性と能力を十分に発揮することができ、男女平等が実感できる生活の実現を重点課題とし、様々な取組を進めます。

*ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）…一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。

*性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）…平成6（1994）年カイロの国際人口開発会議において提唱された概念で、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決めるの自由を持ち、そのための情報と手段を得ることができるという権利。また、差別、強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定を行える権利も含まれる。さらに、女性が安全に妊娠・出産を享受でき、またカップルが健康な子どもを持てる最善の機会を得られるよう適切なヘルスケア・サービスを利用できる権利。

6 施策目標

重点課題の達成に向けて、次の6つを施策目標とします。

(1) 男女平等の意識の浸透

男女平等に対する意識を高めるため、性別による固定的な役割分業意識*や社会慣行の見直しを進め、男女が平等な社会の将来像を提案していきます。また、家庭・地域・学校での生涯にわたる教育・学習機会の充実に努めるとともに、積極的な情報提供や人材育成を図ります。

(2) 自己実現へ向けた学習機会の充実

市民一人一人が、社会のあらゆる分野において、その個性と能力を発揮し、自己実現が図れるよう、家庭・地域・社会生活の場での男女共同参画の意識向上に努めるとともに、能力開発のための情報や学習機会の提供、活動を支援する環境づくりに努めます。

(3) 多様性の尊重と理解促進

若年層を中心に、「性と生殖に関する健康と権利」（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）*の考え方の理解を推進していきます。また、誰もが違う多様な性の正しい理解を促進するため、性的指向・性自認（SOGI）*について考えるきっかけを作り、相手を尊重し、認め合える人権意識の向上に努めます。

(4) 異性間やパートナーからの暴力の根絶

配偶者やパートナー等からの暴力の根絶を図るため、暴力の防止に向けた積極的な情報提供や意識啓発、DV*被害者の保護や自立支援に向けた相談体制の充実及び関係機関との更なる連携強化を図ります。

(5) 女性の職業生活における活躍の推進

市政のあらゆる分野に男女の意見が反映されるよう、意見を広く聴き、誰もが参画しやすい機会を提供するなど、政策や方針の立案・決定過程への男女共同参画の推進に努めます。

また、経営の意思決定過程への女性の参画を促進するため、市内事業所に向けて管理職や役員への女性の登用を推進するための支援を行います。

(6) 地域団体や事業所における男女共同参画の推進

男女が共に仕事・家庭・地域活動に参画できるよう、仕事と家庭の両立支援に向けた意識づくりや環境づくりを行い、地域活動への参画を促進します。また、事業所の協力を得て働く場での男女平等の意識啓発や格差解消の取組、女性センター登録団体と協働し、男女平等社会の実現を図るとともに、地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進に努めます。

* 性的指向・性自認（SOGI）…Sexual Orientation Gender Identity の頭文字をとった言葉で性的指向・性自認を意味する。
性的指向は、恋愛感情を抱く相手の性別のこと。性自認は、自身が認識している性別のこと。

7 第2次朝霞市DV防止基本計画

本計画では、「DV防止法*」第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」として位置づけています。平成28(2016)年度から取り組んでいる「第2次DV*防止基本計画」を本計画の施策目標4「異性間やパートナーからの暴力の根絶」に位置づけて、引き続き様々な施策を推進します。

1 基本的な考え方

「朝霞市男女平等推進条例*」及び「DV防止法」の基本理念に基づき、以下のような認識をもって、施策に取り組むこととします。

- (1) DVは、犯罪にもなる重大な人権侵害であり、許されない行為であること。
- (2) DVは、子どもをはじめとする家族の心身や生活の安定も損なう行為であること。
- (3) 被害者の安全確保と本人の意思を尊重した支援が必要であること。
- (4) それぞれの関係機関が連携して支援することが必要であること。
- (5) DVの未然防止のための啓発と被害者のための支援は行政の責務であること。

2 対象とする暴力

「DV防止法」では、被害者と加害者の関係が配偶者（事実婚、元配偶者を含む。）及び生活の本拠を共にする交際相手に限定され、被害者や加害者の性別は問いません。さらに、本計画では、配偶者に該当しない交際相手からの暴力（デートDV*）についても、対応を進めることとしています。

また、暴力は、身体的な暴力のみならず、性的、精神的、経済的な暴力も含まれます。

配偶者暴力相談支援センターリーフレット



* 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）…配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、平成13(2001)年に制定された法律。

* デートDV…恋人同士の間で起こる暴力のこと。10～20歳代の若年層の交際において、相手が嫌がるのに無理やり力づくで言うことを聞かせたり、暴言や暴力を振るうなどの身体的・性的・精神的・経済的暴力を指す。

暴力の内容

■**身体的暴力**は、身体に直接加えられる暴力で、刑法第204条の傷害罪や第208条の暴行罪に該当する犯罪行為であり、たとえそれが配偶者間で行われたとしても処罰の対象となります。

- ・ 殴る ・ 蹴る ・ 刃物などを振りかざす ・ 引きずりまわす
- ・ たたきつける など

■**性的暴力**は、相手の人格を無視し、自分勝手に性的なふるまいを行うことで、その結果被害者はひどく傷つき、PTSD（心的外傷後ストレス障害）などの精神障害に至る場合もあります。

- ・ 望まない性的な行為を強要する ・ 中絶を強要する ・ 避妊に協力しない
- ・ 見たくないポルノビデオや雑誌などを無理に見せる など

■**精神的暴力**は、相手の心を傷つける言動を繰り返すもので、その程度によっては、刑法上の傷害罪として処罰されることもあります。

- ・ 相手を繰り返し批判したり、人格を否定するようなことを言う
- ・ 交友関係や電話、郵便物を監視する ・ すぐ不機嫌になり、どなったり、無視したりする
- ・ 家族や友人との関係を邪魔する など

■**経済的暴力**は、経済的に支配しようとする暴力で、被害者の経済的自由を奪い社会から孤立させるものです。

- ・ 生活費を渡さない ・ 働いて得たお金を取りあげる
- ・ 相手名義のローンを組ませる ・ 仕事をさせない ・ 仕事を無理にやめさせる など

※性的暴力、経済的暴力は、配偶者間であっても犯罪になることがあります。

※ DV *世帯には児童虐待が潜在化しており、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として「児童相談所」の名称を明確化し、令和元（2019）年6月に「DV防止法*」が一部改正されました。

8 朝霞市女性活躍推進計画

1 計画策定の背景

平成 28(2016)年 4 月に「女性活躍推進法*」が施行され、市町村は国が定める基本方針を勘案して、区域内における女性の職業生活の活躍推進に関する施策について、「市町村推進計画」を策定することが努力義務とされました。

2 本市のこれまでの取組

本市では、「女性活躍推進法」の施行を受けて、同法の基本方針と「第 2 次朝霞市男女平等推進行動計画*実施計画」の内容を精査しました。その結果、「実施計画」と「女性活躍推進法」に定める施策を一体として推進できるものであると判断し、朝霞市男女平等推進審議会*の意見を踏まえた上で、「実施計画」を「女性活躍推進法」第 6 条第 2 項に基づく「市町村推進計画」として位置づけ、その取組を明確にするため、平成 29(2017)年 6 月に「第 2 次朝霞市男女平等推進行動計画実施計画」を改訂しました。

3 基本的な考え方

女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針に基づき、取り組むべき主要課題を以下のよう設定します。

- (1) 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置
 - ①女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与
 - ②希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置
 - ③情報の収集・整理・提供及び啓発活動

- (2) 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備
 - ①男性の意識と職場風土の改革
 - ②職業生活と家庭生活の両立のための環境整備
 - ③ハラスメントのない職場の実現

- (3) 社会全体における性別による固定的な役割分業意識*の改革

*女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）…女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的として、平成 28(2016)年 4 月に施行された。民間企業等（一般事業主。常時雇用する労働者の数が 100 人以下の一般事業主については努力義務）並びに国及び地方公共団体の機関（特定事業主）に、事業主行動計画の策定・公表等が義務付けられている。また、地方公共団体は、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画の策定を努力義務とされている。

4 女性活躍推進計画に該当する施策目標・施策の方向

本計画において「朝霞市女性活躍推進計画」に該当する施策目標・施策の方向は以下のとおりです。

施策目標1 男女平等の意識の浸透

施策の方向

- 1-1 男女平等の現状把握と将来像の提案
- 1-2 家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発

施策目標2 自己実現へ向けた学習機会の充実

施策の方向

- 2-1 多様なライフコース選択の情報と機会の提供
- 2-2 能力の開発と活動の支援

施策目標3 多様性の尊重と理解促進

施策の方向

- 3-1 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利*の尊重に向けた理解促進

施策目標5 女性の職業生活における活躍の推進

施策の方向

- 5-1 政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進

施策目標6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進

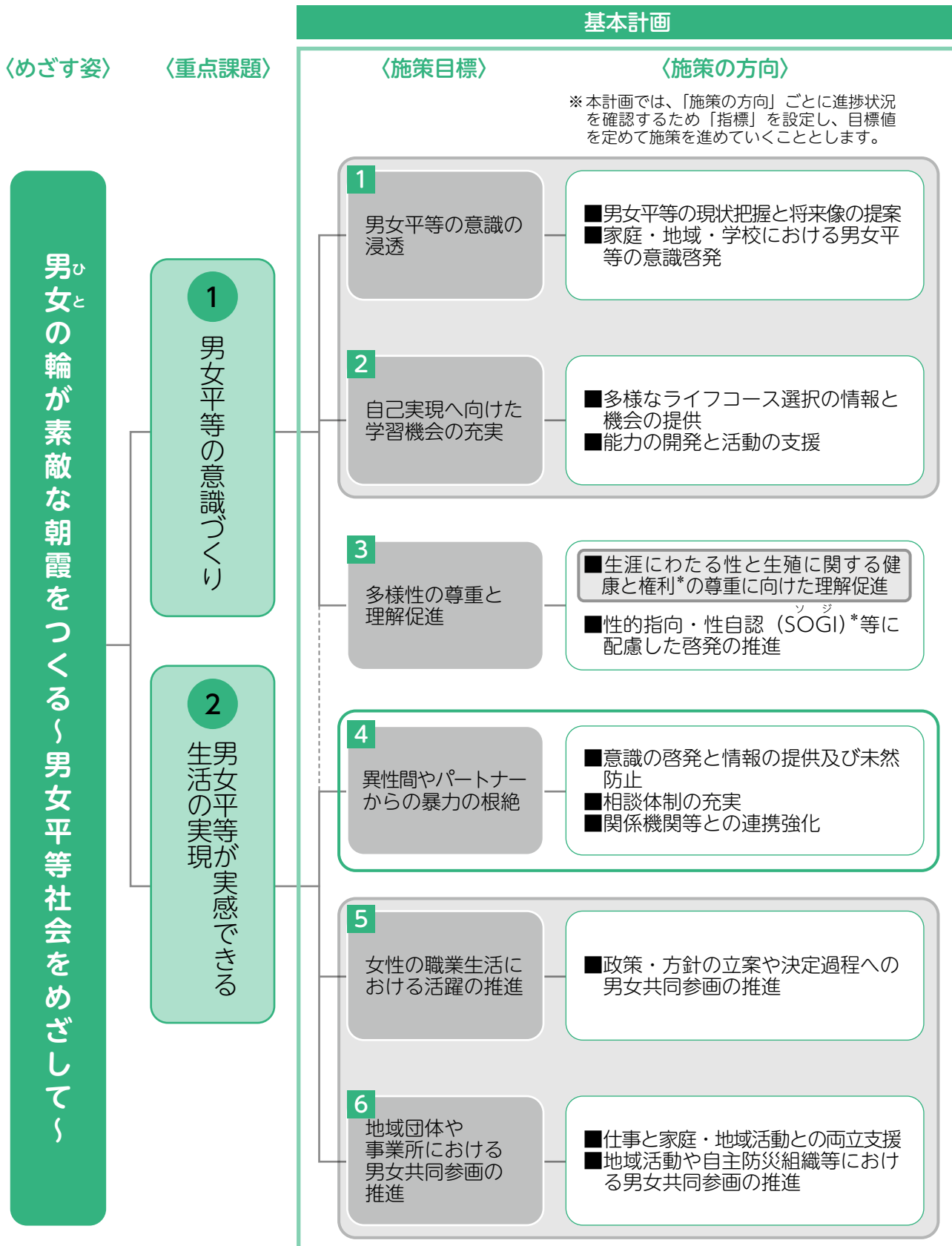
施策の方向

- 6-1 仕事と家庭・地域活動との両立支援
- 6-2 地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進

9 施策の体系

男女平等社会を実現するための体系として、総合的かつ計画的に推進します。

○ …第2次朝霞市DV*防止基本計画の該当部分
 □ …朝霞市女性活躍推進計画の該当部分



10 エスディージーズ 本計画とSDGs

1 SDGsとは？

SDGs (Sustainable Development Goals) とは持続可能な開発のために令和 12 (2030) 年までに達成すべき目標で、17 の目標とそれを実現するための 169 のターゲットから構成されています。平成 27 (2015) 年の国連サミットで採択されました。

「誰一人取り残さない」を基本理念とし、開発途上国から先進国を含む国際社会全体及び各国政府、自治体、民間セクターに至るまでの広範囲な参加主体を巻き込むこととしています。

SDGs の 17 の目標



2 本計画とSDGsの関連

SDGs (持続可能な開発目標) の 17 の開発目標の中には「目標 5. ジェンダー*平等を実現しよう」が設定されています。男女平等社会を実現することは、SDGs がめざす持続可能な社会の形成に強く結びついています。本計画においても SDGs の各目標と施策を関連付けて、施策を推進します。

施策目標とSDGsの関連

SDGs	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
施策目標	貧困をなくそう	飢餓をゼロに	福祉をすべての人に健康と	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう
施策目標 1 男女平等の意識の浸透			○	○	○												
施策目標 2 自己実現へ向けた学習機会の充実	○			○	○												
施策目標 3 多様性の尊重と理解促進			○	○	○					○						○	
施策目標 4 異性間やパートナーからの暴力の根絶					○											○	
施策目標 5 女性の職業生活における活躍の推進					○			○		○	○						
施策目標 6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進					○			○			○						

*ジェンダー…本来の生物学的な性別（セックス）ではなく、女らしさ・男らしさといった社会的・文化的に形成された性別のこと。

第2章

朝霞市の現状と取組

- 1 朝霞市の現状
- 2 現在までの取組

1 朝霞市の現状

(1) 人口・世帯の状況

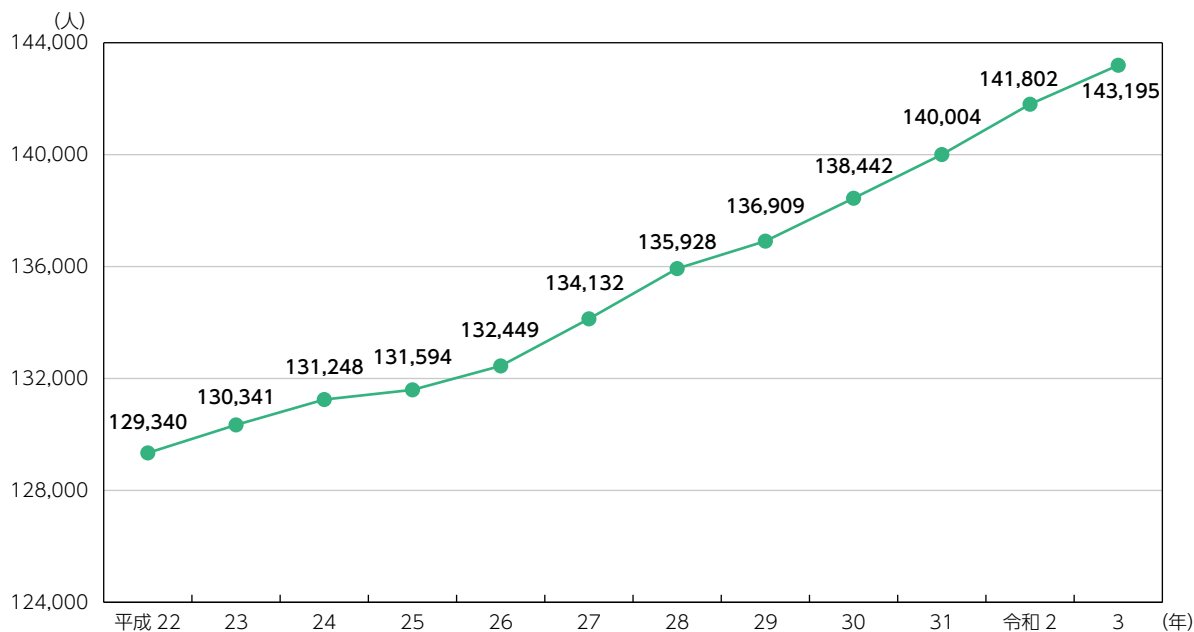
- ・本市の人口は右肩上がりで増加しており、社会増減はほぼ毎年転入超過となっている。
- ・本市の平均年齢は42.9歳で、県内で3番目に若い都市である(令和2(2020)年1月1日現在)。
- ・子どものいる世帯は、6歳未満の子がいる世帯は約1割、18歳未満の子がいる世帯は約4分の1を占めている。また、子どもがいる世帯のうち9割以上は核家族世帯となっている。

① 人口の状況

本市の人口は、平成22(2010)年以降増加を続け、令和3(2021)年1月1日現在で143,195人となっています。

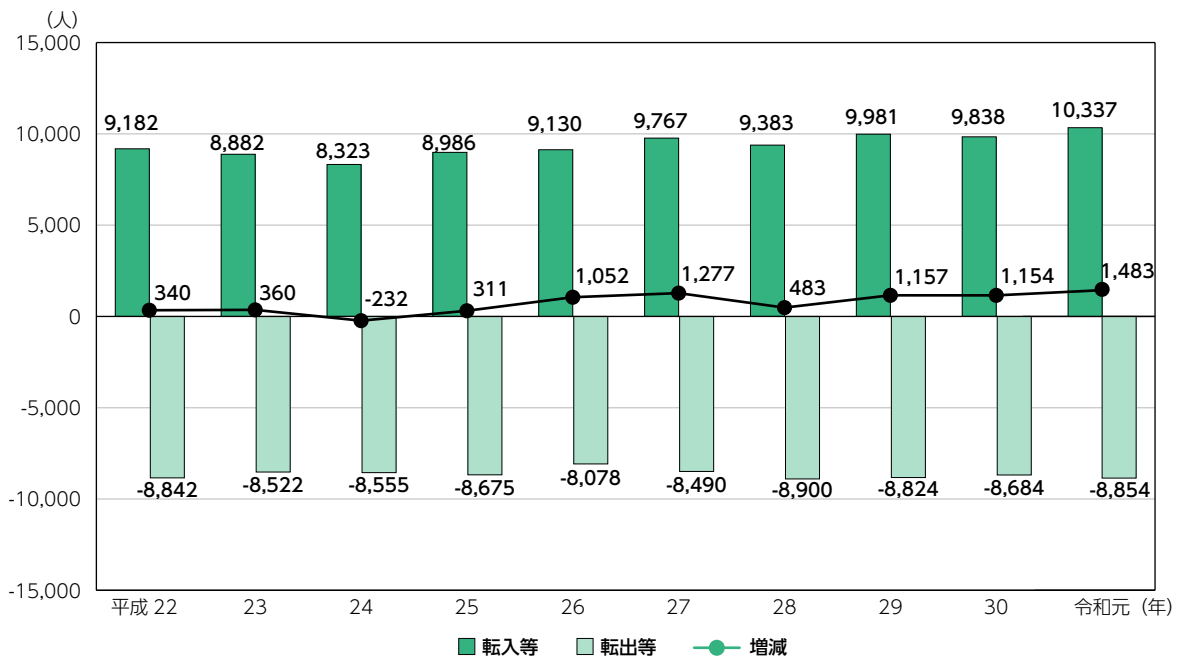
平成22(2010)年からの10年間は、転入は約8,000人から約10,000人の間で推移し、転出は8,000人から9,000人前後の間で推移しており、平成24(2012)年を除くすべての年で転入超過(転入数が転出数を上回ること)となっています。

図表 人口の推移



資料：統計あさか(各年1月1日現在)

図表 転出入及び社会増減の推移



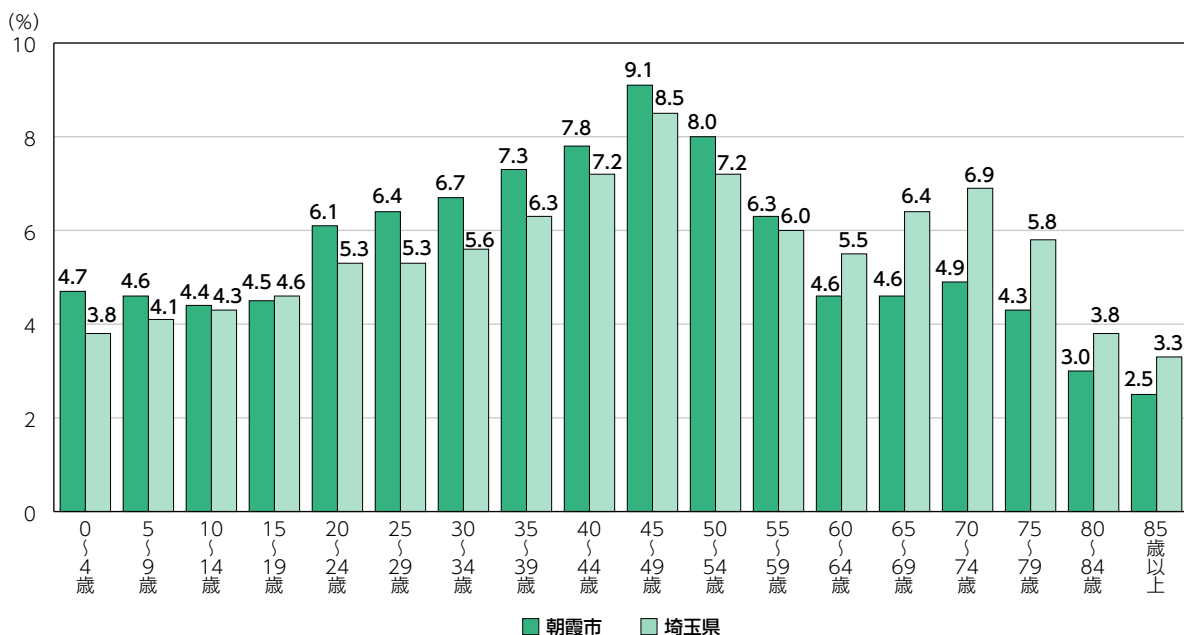
資料：統計あさか

年齢階級別人口の割合を埼玉県と比較すると、0～59歳まではほとんどの年齢階級で本市の方が高くなっており、反対に60歳以降の年齢階級では埼玉県の方が高くなっています。このことから、本市は県内でも若い世代が多い都市であることがうかがえます。

なお、令和2（2020）年1月1日現在の平均年齢は、埼玉県は46.3歳、本市は42.9歳で県内市町村の中で3番目に若い年齢となっています。

（資料：埼玉県町（丁）字別人口調査）

図表 年齢階級別人口割合

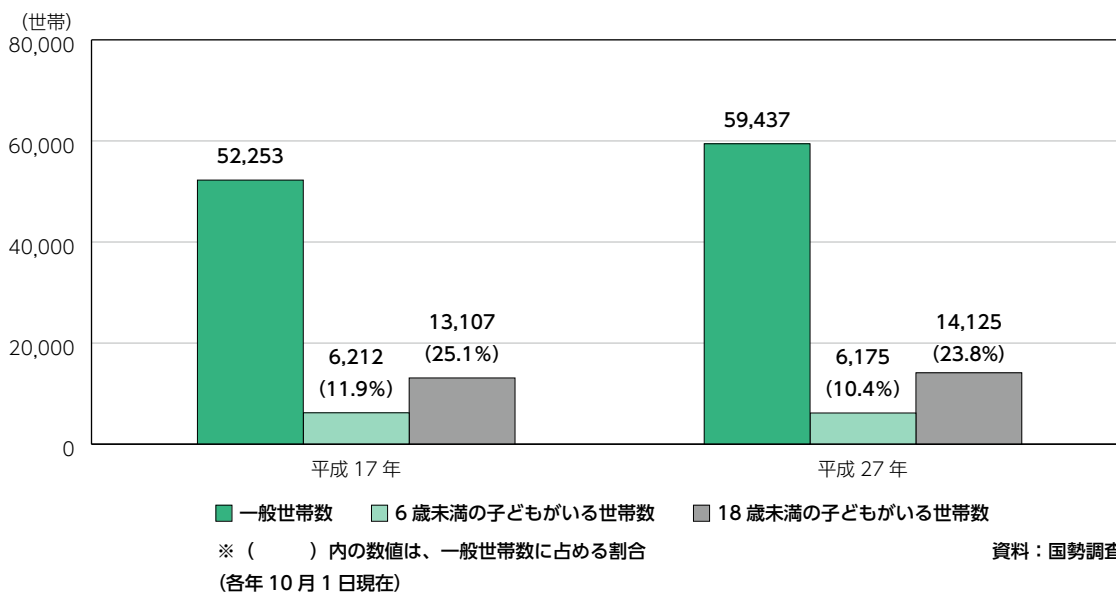


資料：統計あさか、埼玉県町（丁）字別人口調査（令和2年1月1日現在）

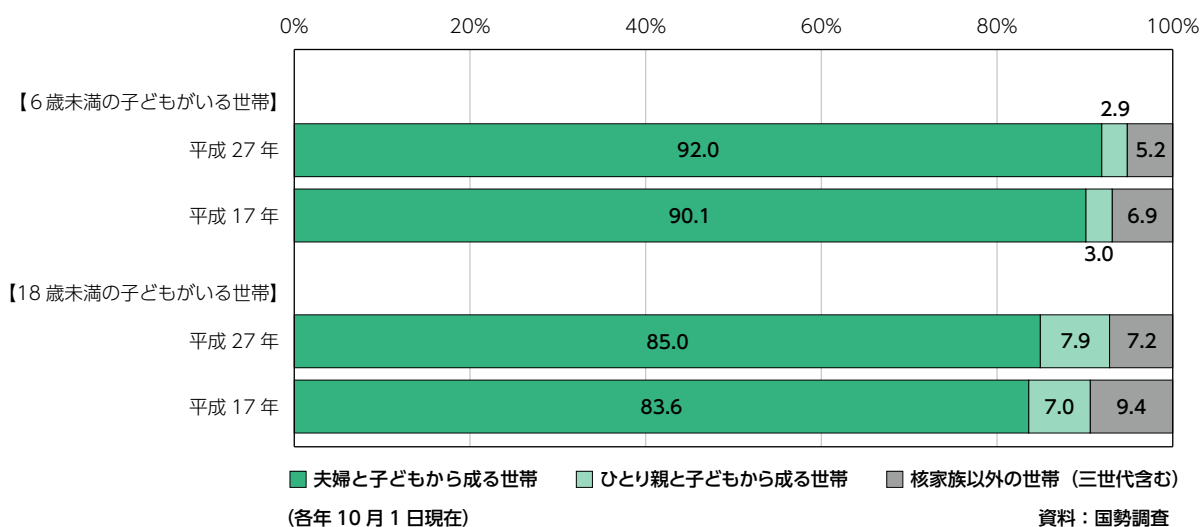
② 世帯の状況

平成 27 (2015) 年の本市の一般世帯数は 59,437 世帯で、平成 17 (2005) 年からの 10 年間で 13.7%増加しています。子どものいる世帯は、6 歳未満の子がいる世帯は 10.4%、18 歳未満の子がいる世帯は 23.8%で、いずれも平成 17 (2005) 年よりも割合が低くなっています。子どもがいる世帯の家族類型をみると、6 歳未満の子がいる世帯では夫婦と子どもから成る世帯が 92.0%、18 歳未満の子がいる世帯では夫婦と子どもから成る世帯が 85.0%で最も多く、ひとり親と子どもから成る世帯と合わせた核家族世帯の割合はともに 9 割以上となっています。

図表 一般世帯数と子ども（6 歳未満の子・18 歳未満の子）がいる世帯の推移



図表 子どもがいる世帯の家族類型（6 歳未満の子・18 歳未満の子）



(2) 結婚・出産・子育てをとりまく状況

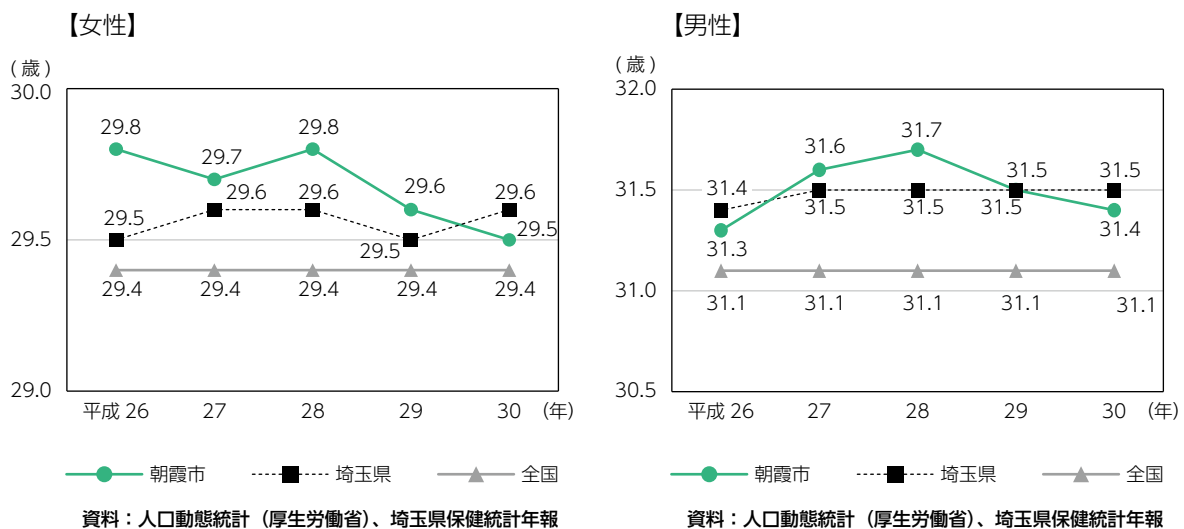
- ・平均初婚年齢は、男女ともに埼玉県、国より高めの傾向が続いていたが、平成30（2018）年については埼玉県よりも低くなっている。
- ・合計特殊出生率*は、埼玉県、国を上回っている。
- ・待機児童を解消するため、保育所の整備に取り組んでいる。
- ・市内の事業所における育児休業制度の活用状況は、男女ともに活用する事業所の割合が減少している。
- ・1週間の過ごし方にみる男女の傾向をみると、収入に直接つながらない家事・育児・介護等の役割は女性への偏りが大きく、収入を得る役割は男性への偏りが大きい状況が明確となっている。

① 結婚をとりまく状況

本市の女性の平均初婚年齢は、平成26（2014）年から平成28（2016）年まではほぼ横ばい状況でしたが、平成29（2017）年に29.6歳、平成30（2018）年には29.5歳と、ここ数年は徐々に低くなっています。男性の平均初婚年齢は、平成26（2014）年以降平成28（2016）年までは概ね右上がりで推移していましたが、平成29（2017）年、平成30（2018）年にかけて徐々に低くなっています。

埼玉県や国と比較すると、女性、男性ともに平成29（2017）年までは埼玉県、国の平均初婚年齢を上回るか同等程度でしたが、平成30（2018）年には国を上回っているものの、埼玉県よりは低くなっています。

図表 平均初婚年齢の推移



* 合計特殊出生率…15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとした割合の平均の子どもの数のこと。

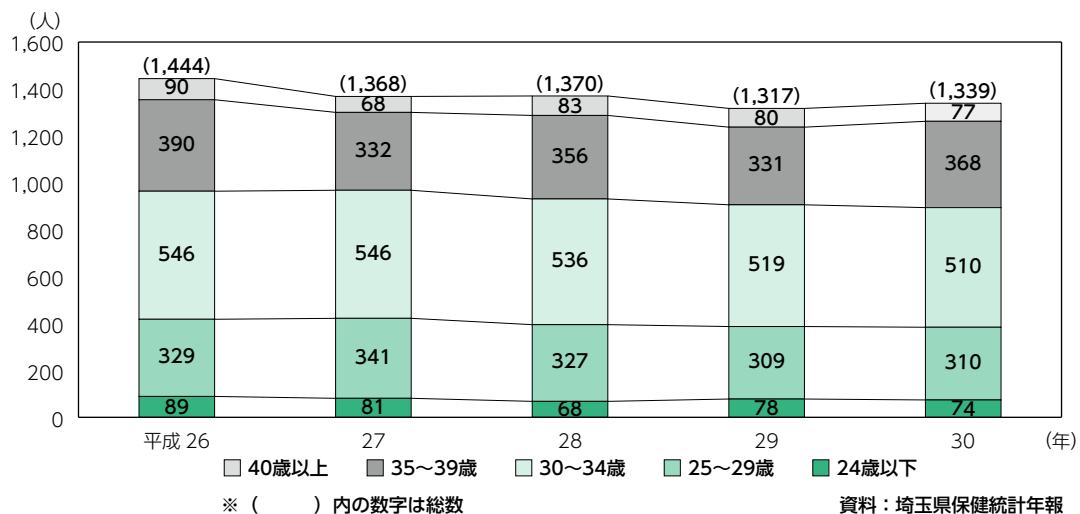
② 出産・子育て、家庭をとりまく状況

出産について、母親の年齢別出生数は平成26(2014)年から平成30(2018)年まで、どの年も30～34歳が最も多く、全体の4割近くを占めています。出生数の合計は、平成26(2014)年から平成27(2015)年にかけてやや減少しますが、平成27(2015)年から平成30(2018)年までは1,300人台とほぼ同程度で推移しています。

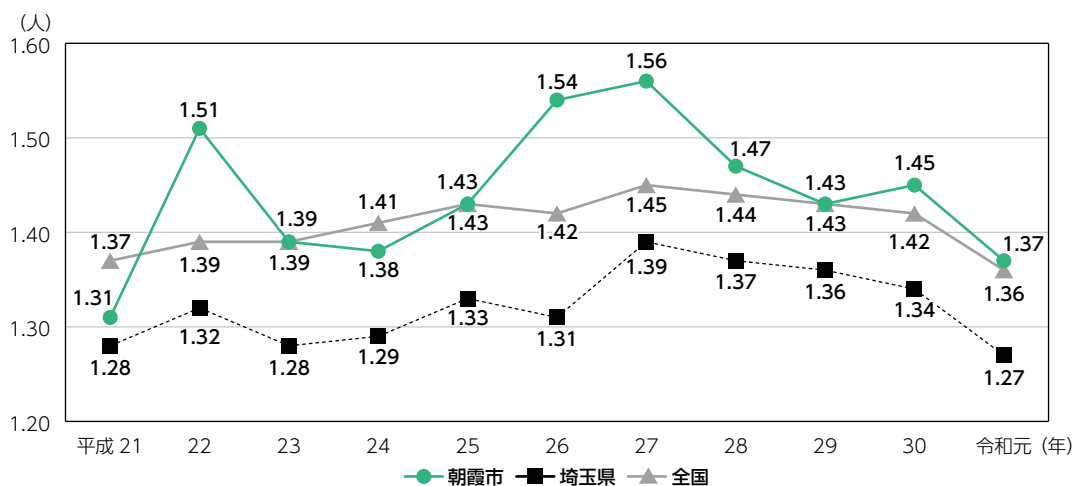
合計特殊出生率*については、本市は平成26(2014)年以降はほぼ毎年、県や国よりも高くなっています。近年最も合計特殊出生率が高かったのは平成27(2015)年の1.56で、その後やや低くなって令和元(2019)年は1.37となっています。

また、出産・子育てをとりまく状況では、子育てへの不安やストレスが原因となる産後うつも深刻な問題となっています。国立成育医療研究センターの調査によると、平成27(2015)～28(2016)年にかけて死亡した妊産婦の死因のうち、自殺が最も多くなっていました。妊産婦の不安感や悩みや出産・子育ての負担を軽減するような支援が必要といえます。

図表 母親年齢別出生数の推移



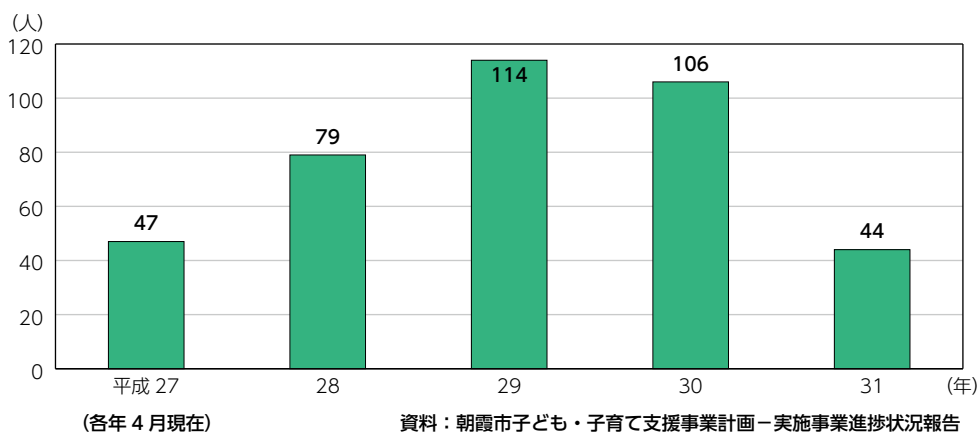
図表 合計特殊出生率の推移



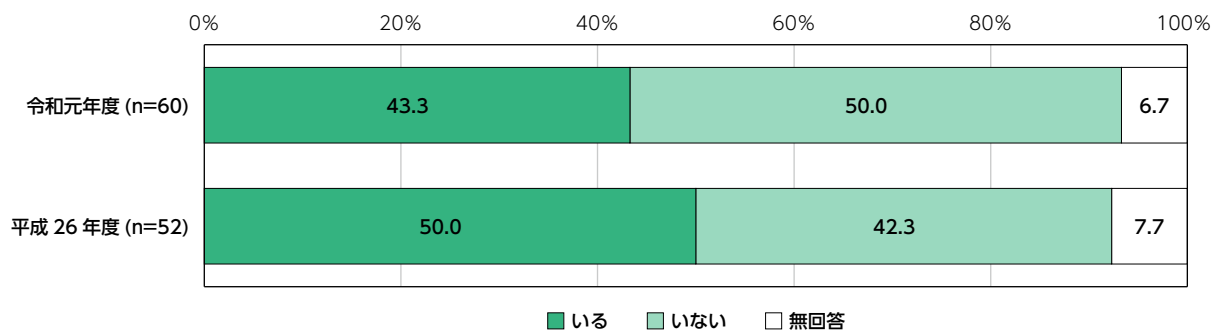
待機児童数は、近年では平成 29（2017）年が 114 人と最も多く、直近の平成 31（2019）年は 44 人となっています。ただし、保育の全体定員は平成 28（2016）年 4 月現在で 2,610 人、平成 31（2019）年 4 月現在で 3,645 人と、3 年間で 1,035 人増加しています。保育の供給体制の整備を需要の増加が追いついていない状況が見受けられます。

また、「朝霞市男女平等に関する事業所アンケート」から市内事業所の育児休業制度の活用状況を見ると、育児休業制度を活用している従業員は 50.0%（平成 26（2014）年度）から 43.3%（令和元（2019）年度）へと減少、育児休業制度を活用している従業員の性別については、男女ともに活用している事業所は 34.6%（平成 26（2014）年度）から 23.1%（令和元（2019）年度）に減少しています。

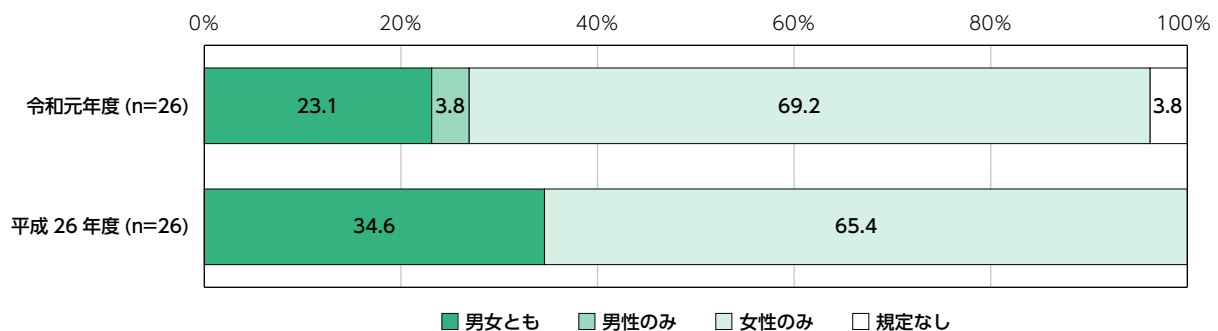
図表 待機児童数の推移



図表 育児休業制度を活用している従業員



図表 育児休業制度を活用している従業員の性別

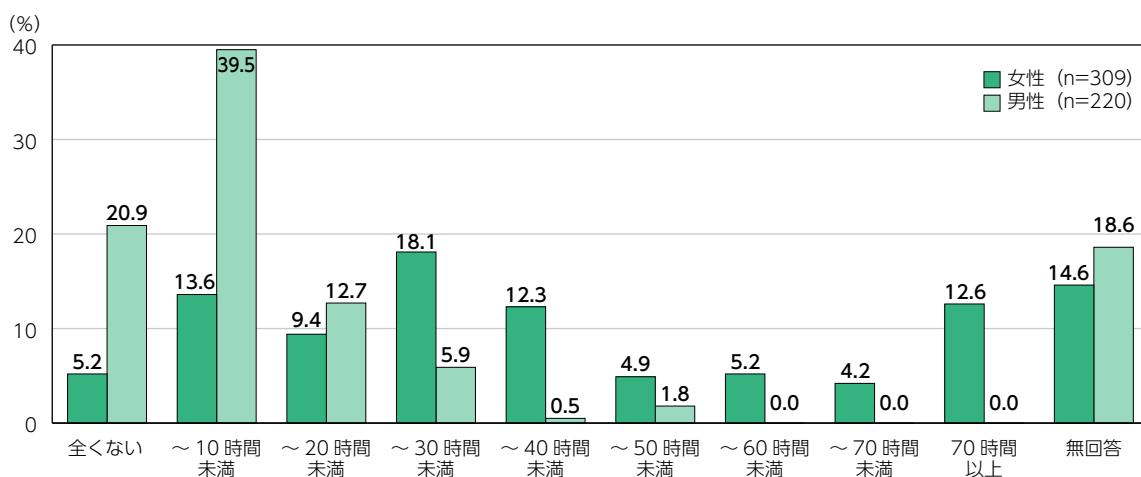


「朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書」から、1週間の過ごし方について、男女の傾向に大きな違いがみられる「収入に直接つながらない労働時間（家事・育児・介護等）」と「収入を得るための労働時間」についてみていきます。

「収入に直接つながらない労働時間（家事・育児・介護等）」については、女性は20時間以上（「～30時間未満」以上の合計）が6割近くであるのに対して、男性は「全くない」と「～10時間未満」の合計がほぼ6割となっています。

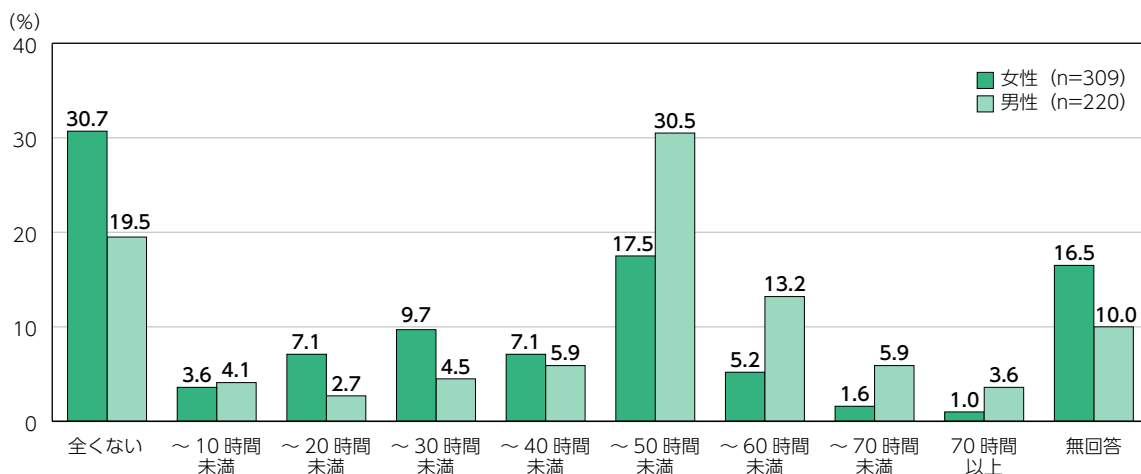
「収入を得るための労働時間」について、女性は「全くない」が30.7%で最も多くなっていますが、男性は「40時間以上50時間未満」が30.5%で最も多くなっています。また、40時間以上（「～50時間未満」以上の合計）は、男性では53.2%と半数以上を占めているのに対して、女性では25.3%にとどまっています。

図表 1週間の過ごし方（収入に直接つながらない労働時間（家事・育児・介護等））



資料：令和元年朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

図表 1週間の過ごし方（収入を得るための労働時間）



資料：令和元年朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

(3) 就労及び市内事業所に関わる状況

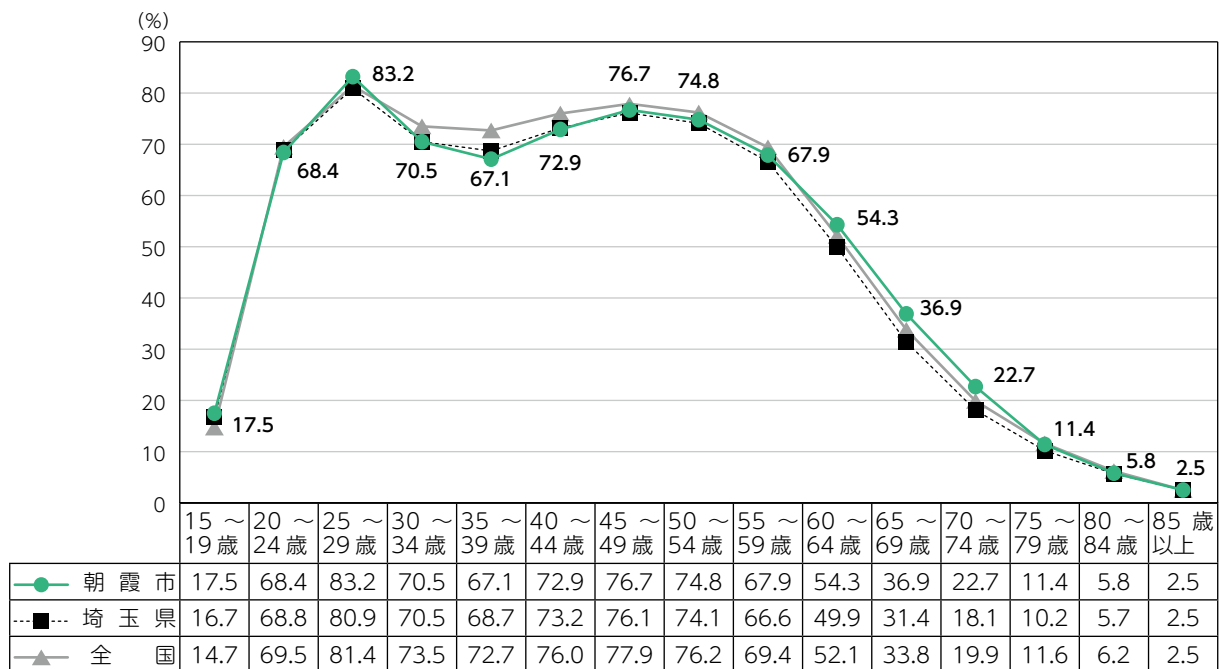
- ・女性の労働力率*は30歳代で低くなり、本市は埼玉県や全国よりもその割合がより低い傾向がみられる。
- ・市内事業所の女性の従業員に占める非正規雇用の割合は減少傾向にあるが、依然として男性よりもその割合は高い。
- ・管理職に占める女性の割合は徐々に増加する傾向がみられるものの、令和元年度時点で2割以下にとどまっている。

① 女性の労働力率

本市の平成27(2015)年の女性の年齢階級別労働力率をみると、25～29歳が83.2%と最も高い割合となっており、30～34歳では70.5%、35～39歳では67.1%と、30歳代の労働力率が低い傾向がみられます。

埼玉県、全国も同様に35～39歳は前後の年齢階級と比べて労働力率が低くなっていますが、本市は埼玉県や全国の労働力率よりも低くなっています。

図表 女性の年齢階級別労働力率



資料：平成27年国勢調査（内閣府）

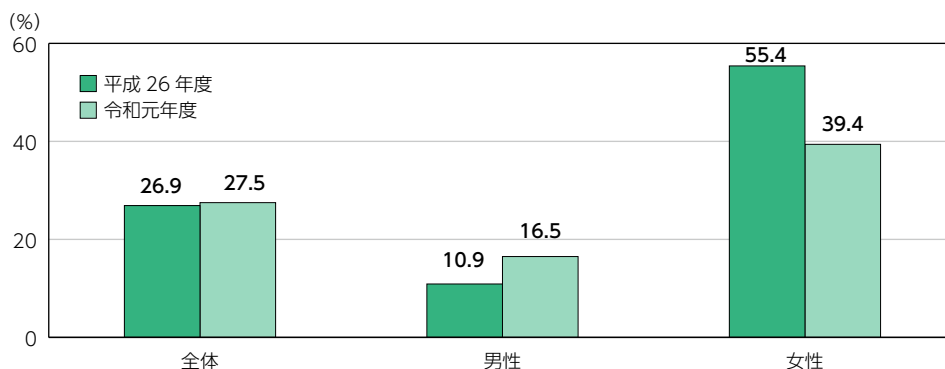
※グラフ内の数値は朝霞市女性の年齢階級別労働力率
(平成27年10月1日現在)

*労働力率…15歳以上人口に占める労働力人口の割合。

② 非正規雇用の割合

市内事業所における非正規雇用の割合について、全従業員に占める割合は平成 26（2014）年度は 26.9%、令和元（2019）年度は 27.5%とほとんど同程度となっています。一方、男性従業員に占める非正規雇用の割合は 10.9%（平成 26（2014）年度）から 16.5%（令和元（2019）年度）と増加しています。女性従業員に占める非正規雇用の割合は 55.4%（平成 26（2014）年度）から 39.4%（令和元（2019）年度）と減少しています。女性従業員に占める非正規雇用の割合は減少しているものの、いまだ男性従業員との間に 22.9 ポイントの隔たりがあります。

図表 全従業員に占めるパート・アルバイトの割合



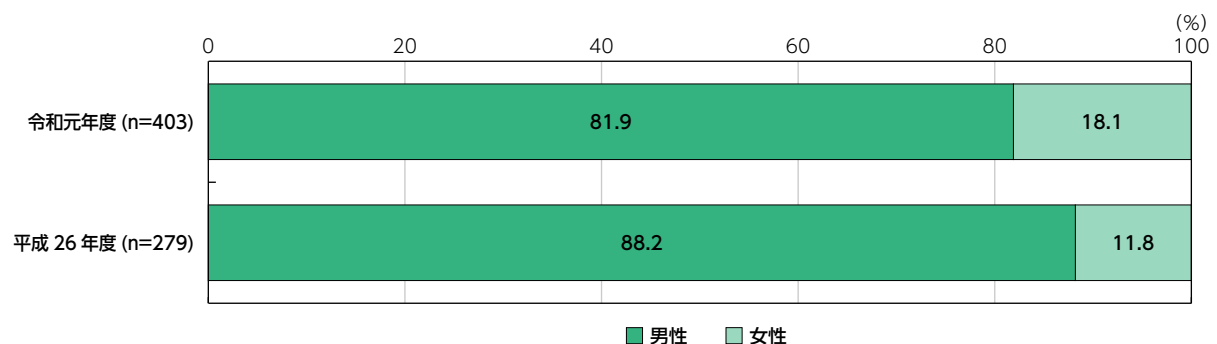
※平成 26 年度のサンプル数は、男性 =1,674、女性 =944
令和元年度のサンプル数は、男性 =2,109、女性 =1,940

資料：令和元年朝霞市男女平等に関する事業所アンケート調査

③ 管理職の男女比

市内事業所における管理職の男女比について、平成 26（2014）年度は男性の割合が 88.2%、女性の割合が 11.8%でしたが、令和元（2019）年度は男性が 81.9%、女性が 18.1%と、女性の管理職の割合が増加しています。

図表 管理職の男女比



資料：令和元年朝霞市男女平等に関する事業所アンケート調査

(4) 政策・方針の立案及び決定過程や地域団体への参画状況

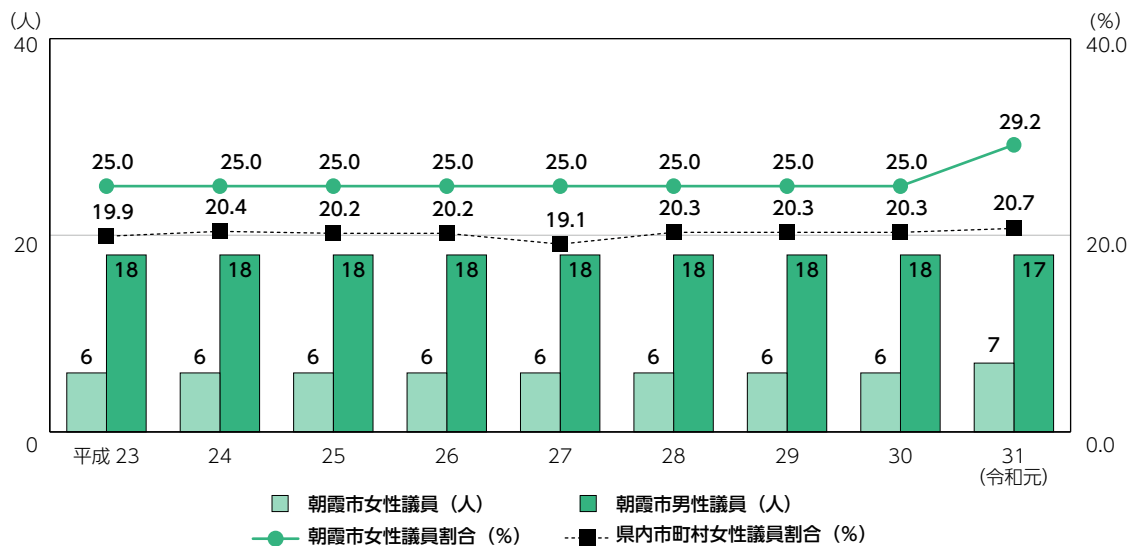
- ・本市における市議会議員、審議会等委員、町内会長・自治会長などに占める女性の割合は県内市町村の中では常に高くなっている。
- ・平成23(2011)年から平成26(2014)年の状況と比較すると、近年は女性の割合の低下傾向がみられる。

① 市議会における議員の状況

県内市町村の議員に占める女性の割合は、平成23(2011)年以降20%前後で推移しており、ほぼ横ばい状況となっています。本市の市議会議員に占める女性の割合は県内市町村と比較すると、常に高い割合で推移しています。

本市の市議会における女性の参画状況の推移をみると、平成23(2011)年から平成30(2018)年にかけては25.0%で続いていましたが、令和元(2019)年には29.2%に上昇しました。

図表 市議会全体に占める女性議員の割合



(朝霞市：各年12月現在、県内市町村：各年4月現在)

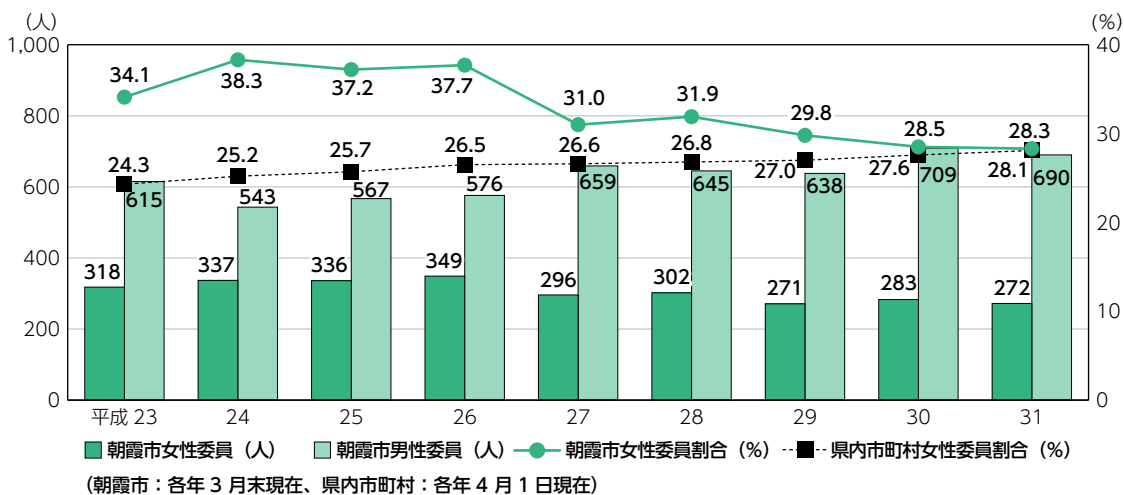
資料：男女共同参画に関する年次報告(埼玉県)
朝霞市男女平等推進年次報告書

② 審議会等委員の状況

県内市町村における審議会等に占める女性の割合は、平成23（2011）年以降おおむね24～28%で推移しており、ゆるやかに上昇しつつも30%を下回っています。本市の審議会等委員に占める女性の割合は県内市町村と比較すると、常に高い割合で推移しています。

本市の審議会等における女性の参画状況の推移をみると、平成23（2011）年から平成28（2016）年にかけては30%を上回る比較的高い割合で推移していますが、平成29（2017）年以降は30%を下回る割合が続いています。

図表 審議会等委員に占める女性の割合



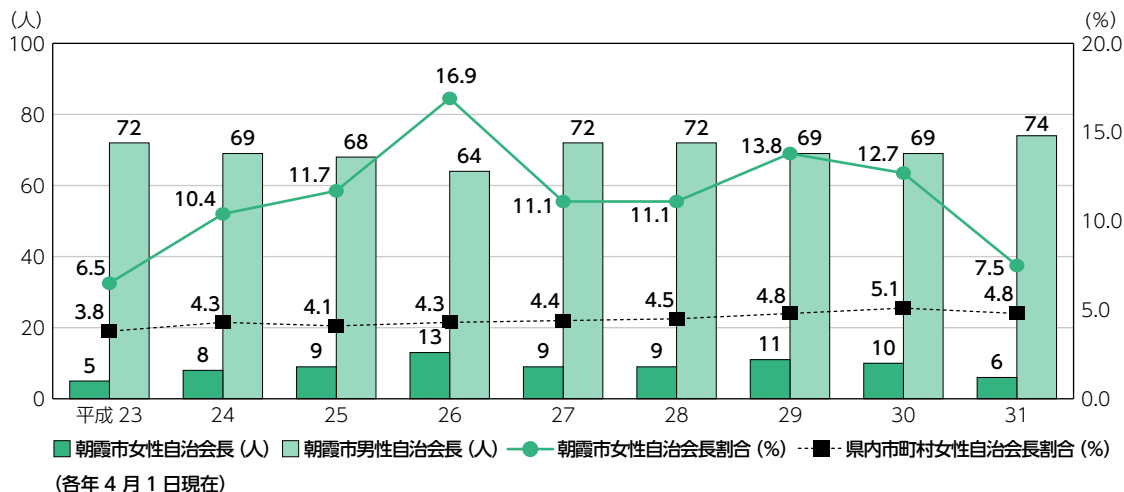
(朝霞市：各年3月末現在、県内市町村：各年4月1日現在)

資料：男女共同参画に関する年次報告（埼玉県）
朝霞市男女平等推進年次報告書

③ 町内会長・自治会長の状況

県内市町村の町内会長・自治会長に占める女性の割合は、4%前後から5%前後で推移しています。本市の町内会長・自治会長に占める女性の割合は平成24（2012）年から平成30（2018）年までは10%以上の割合で推移しており、常に県内市町村を上回っていましたが、平成31（2019）年は7.5%まで減少しています。

図表 町内会長・自治会長に占める女性の割合



(各年4月1日現在)

資料：男女共同参画に関する年次報告（埼玉県）

2 現在までの取組

朝霞市女性行動計画〔計画期間：平成9（1997）年度～平成17（2005）年度〕

基本目標1 男女共同参画を支える意識づくりをめざして

「あさか女と男^{ひと}セミナー」*の開催、男女平等推進情報「そよかぜ」*の発行など、幅広い年齢層を対象に男女共同参画を支える意識づくりを進めてきた結果、性別役割分業について「反対」する割合が上昇するなど、前進がみられました。

基本目標2 多様なライフスタイルにあった環境づくりをめざして

子育て、介護サービスの充実、家庭や地域社会活動へ男女が参画しやすい環境づくりを進めた結果、子育てや介護の負担を軽減し、地域社会活動へ仕事をもつ男女や子育て中の女性などの参加が促進され、地域活動のリーダーとして活躍する人材も育成されました。

基本目標3 生涯にわたる健康づくりと福祉をめざして

「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」についての情報提供、「女性総合相談」*の開設、「女性総合相談庁内連絡会」の設置、高齢者への福祉サービスや学習機会の提供などにより、女性の健康づくりの推進、女性が抱える問題解決のための体制の充実、介護に対する負担軽減などが進みました。

※「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」については、本計画では「性と生殖に関する健康と権利*」と表記しています。

基本目標4 男女共同参画社会*の実現をめざして

各種審議会等への女性登用、市女性職員の意識啓発や情報提供、職員研修を推進した結果、政策・方針決定への女性の参画が進みました。また、「朝霞市男女平等推進条例*」の制定、「男女共同参画社会*づくり推進委員会」「あさか女と男^{ひと}プラン推進委員会」「男女平等推進審議会*」の設置など、男女共同参画、男女平等の推進体制が充実しました。

*あさか女と男^{ひと}セミナー…男女平等に関する情報の提供や、学びを通じて男女平等を推進し、地域の人材育成につなげることを目的に実施する連続セミナーのこと。セミナーは、「あさか女（ひと）と男（ひと）セミナー企画・運営協力員」と協働で実施している。

*男女平等推進情報「そよかぜ」…男女が平等となる社会像の提案や男女平等推進の情報として、「そよかぜ企画・編集協力員」と協働で企画・編集し、広報あさか等で広く情報提供しているもの。

*女性総合相談…本市が行っている相談で、親族間のもめごとや対人関係などの悩みや問題を抱える女性に対して、専門の相談員が応じている相談。

朝霞市男女平等推進行動計画*（第1次） 〔計画期間：平成18（2006）年度～平成27（2015）年度〕

基本目標1 男女平等を進めるための積極的な情報提供

男女平等について市民一人一人の理解が深まるよう、広報あさかや市公式ホームページ、リーフレットやパネル展など様々な取組により情報提供を積極的に行い、市民の関心や理解が徐々に進んできています。

基本目標2 男女平等を進める教育・学習体系の確立

性別による固定的な役割分業意識*やそれに基づく社会慣行に、市民一人一人が気づき改善する力を養えるように、男女平等を進めるための、生涯にわたる教育・学習体系の確立をめざして、家庭・地域・学校でそれぞれ学習を推進するとともに、学習活動を支援する人材の育成に取り組み、市民との協働が広がってきています。

基本目標3 性の尊重と異性間の暴力の根絶

若い世代を中心に「性と生殖に関する健康と権利*」について周知を図るとともに、性を尊重し異性間の暴力が根絶した社会をめざして、人権教育や相談体制の充実、暴力の発生を防ぐ環境づくりにも取り組み、市民の認識は深まってきましたが、今後も重要な課題となっています。

基本目標4 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画

市の政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画を積極的に推進するとともに、地域・職場での意思決定過程への男女共同参画を促進してきましたが、明確な変化までは認められず、今後も地道な取組が求められています。

基本目標5 男女の自己実現支援

市民一人一人が多様なライフコースを選択し、その個性と能力を発揮し自己実現を図れるように支援を進めてきたことにより、地域活動への参加状況、女性の働き方、男性の育児休業に関する考えなどについて変化がみられてきています。

第2次朝霞市男女平等推進行動計画*〔計画期間:平成 28(2016) 年度~令和 7(2025) 年度〕 (前期計画期間:平成 28(2016) 年度~令和2(2020) 年度)

施策目標 1 男女平等の意識の浸透

広報あさかや市公式ホームページ、リーフレット等による男女平等に関する積極的な情報提供や、マタニティ教室への男性の参加促進などを通じて、市民への男女平等意識の定着や性別による固定的役割分業意識*の解消が徐々に進んできています。

施策目標 2 自己実現へ向けた学習機会の充実

総合的な相談事業を通じて、市民一人一人が自分らしく自立した生活を送れるような支援を継続しています。また、生涯学習をはじめとする様々な学習機会の提供や起業支援等の推進により、市民が多様なライフコースを選択し、その個性と能力を発揮し自己実現を図れるような機会を提供しています。

施策目標 3 性と生殖に関する健康と権利の尊重

若い世代を中心に「性と生殖に関する健康と権利*」について教育の機会の充実を図るとともに、全世代の市民に対して性感染症や薬物乱用対策を推進しています。また、年齢に応じた健診や健康教育、健康相談等による健康づくり支援を推進し、妊産婦に対しては安全な妊娠・出産のために、妊娠初期から出産後に至るまでの健康管理を支援しています。

施策目標 4 異性間の暴力の根絶（第2次朝霞市DV防止基本計画）

幅広い世代に対する人権教育の推進や若い世代へのデートDV*防止に関する啓発を中心に、異性間の暴力が犯罪であるという認識を周知し、関係機関と連携して被害者等への相談、保護、自立支援を推進しています。市民のDV*に関する認識は深まっていますが、DV被害は根絶されていないことから、引き続きDV防止に向けての取組を推進します。

施策目標 5 政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進

市の審議会等への女性の委員登用や、地域・職場での意思決定過程への男女共同参画の促進を通じて、女性の管理職の増加等がみられるようになりましたが、意思決定過程による社会や男性の偏重の解消には至っていません。今後も地道な取組が求められています。

施策目標 6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進

男女が共に家庭・地域活動・仕事に参画できるよう、子育て環境の整備や市民活動を支援する取組を推進してきました。また、平成 29(2017) 年には「女性活躍推進法*に基づく朝霞市推進計画」を策定し、市内の働く（働こうとしている）女性がさらに活躍できるような環境を整備する取組を進めています。

第3章

基本計画

- 1 男女平等の意識の浸透
- 2 自己実現へ向けた学習機会の充実
- 3 多様性の尊重と理解促進
- 4 異性間やパートナーからの暴力の根絶
- 5 女性の職業生活における活躍の推進
- 6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進

1 男女平等の意識の浸透

1-1 男女平等の現状把握と将来像の提案

● 現状と課題

男女平等社会を実現するには、市民一人一人が性別に関わりなく平等な存在であるという意識を高めていく必要があります。

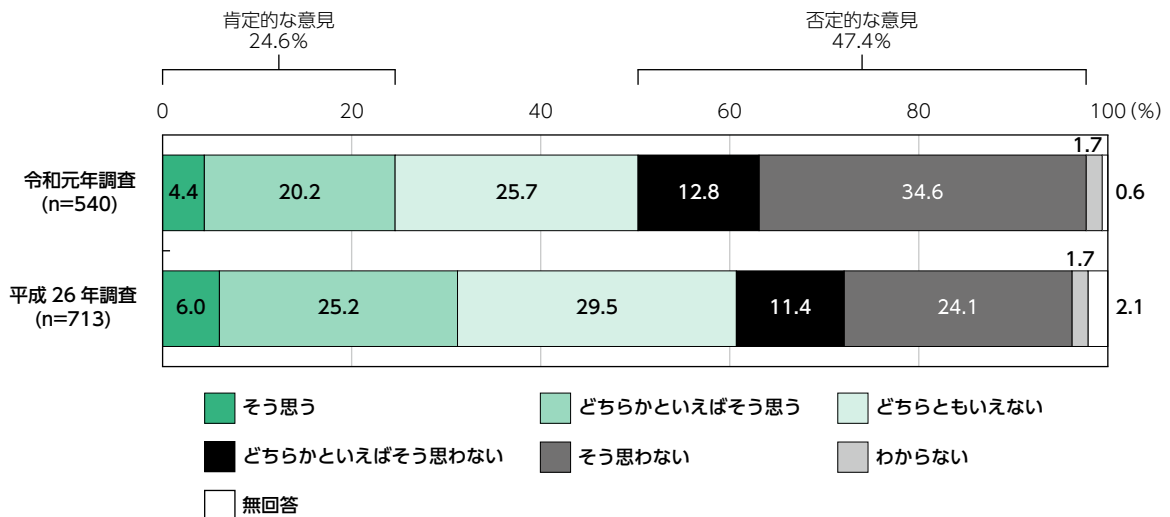
これまで本市では、「朝霞市男女平等推進条例*」の制定や「朝霞市男女平等推進行動計画*」の推進などを通じて、男女平等意識の啓発や性別による固定的な役割分業意識*の解消に取り組んできました。

令和元(2019)年度に実施した市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、否定的な意見(47.4%)を持つ人は肯定的な意見(24.6%)を持つ人のほぼ2倍になっています。前回調査(平成26(2014)年度)で双方の意見の割合が拮抗していたことと比べると、性別による固定的な役割分業意識が解消しつつあることがうかがえます。

しかしながら、男女平等社会のイメージについては、家庭生活や学校教育、職場や政治の場など、どの分野においても8割以上の市民が男女平等になってほしいと期待しているにもかかわらず、現実にはそうっていないと感じている市民の方がほとんどの分野で過半数を占めているという状況にあります。特に、「社会通念・慣習・しきたりなど」では男女が平等になっていると感じている人は1割未満にとどまっています。

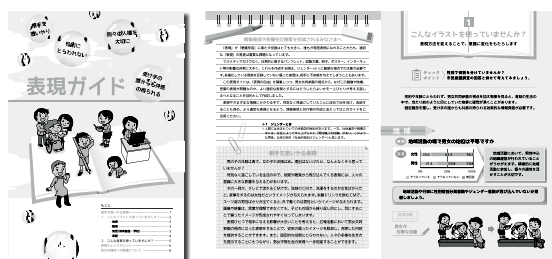
今後、性別による固定的な役割分業意識がより解消され、どの分野においても男女が共に参画していけるように、社会制度や慣行などを見直し、引き続き意識啓発を推進するとともに、一人一人が性別に関わらず様々な分野で活躍できるような環境整備や能力開発等を支援する取組が必要です。

図表 「男は仕事、女は家庭」という考え方



資料：令和元年朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

表現ガイド



● 主な施策

○男女が平等な社会の具体像の提案を行う

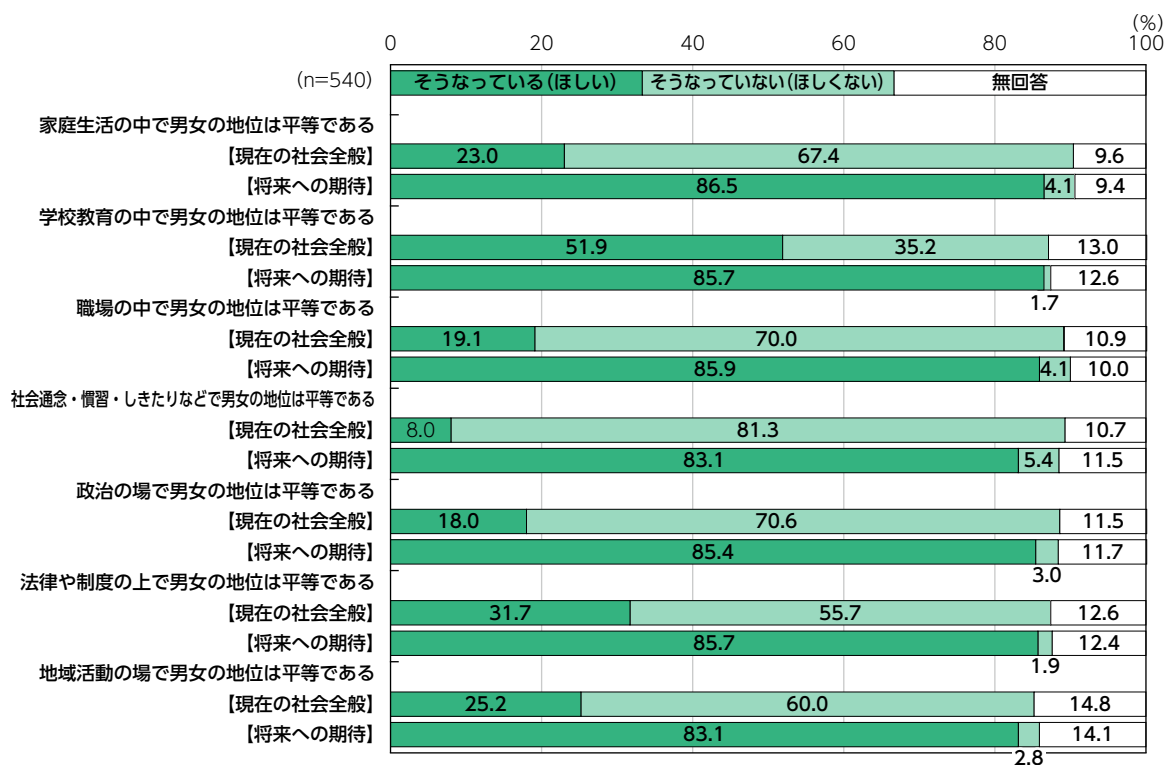
男女が互いに人権を尊重し責任も分かち合い、性別に関わりなく、あらゆる分野で活躍できる男女平等社会の将来像について、各種事例などを用い、具体的に提案していきます。

○男女平等の視点からの慣行や社会制度の検証を行い、問題提起に取り組む

家庭や地域・職場における慣行や制度が、男女にとって中立に機能しているか検証し、男女平等を妨げる慣行や制度について、積極的に問題提起します。

また、男女平等苦情処理委員*や法的救済制度などの周知を行い、市民生活の中で慣行が見直されるよう支援します。

図表 男女平等社会のイメージ（現在の社会全般・将来への期待）



資料：令和元年朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

指標	数値目標			評価資料
	当初値(H26)	現状値(R元)	目標値(R7)	
「社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位は平等である」とする市民の割合	8.1%	8.0%	20%	市民意識調査

目標値の根拠 男女平等のイメージが最も薄い分野において、現状値の2倍を超える5人に1人をめざして設定

*男女平等苦情処理委員…男女平等の推進を阻害する要因によって人権を侵害され、又は社会的な慣行により差別的取り扱いを受けた者からの申し出を適切かつ迅速に処理するため設置された委員。

1-2 家庭・地域・学校における男女平等の意識啓発

● 現状と課題

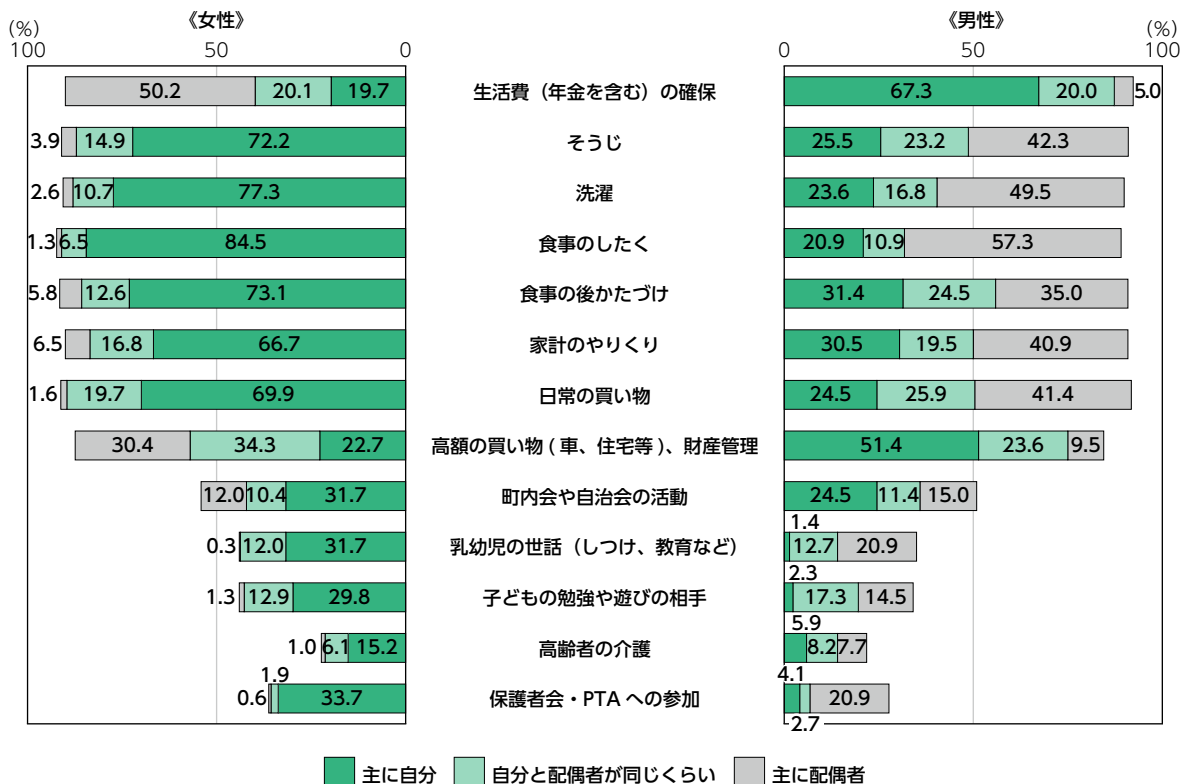
男女平等の意識を育むには、幼少期からの教育や意識の醸成が重要な役割を果たします。

そのためには、学校教育の場をはじめとして、家庭や地域においても男女平等を実現するための意識啓発や性別で固定された役割分業を解消していく必要があります。また、テレビや新聞等が発信する情報も、ものの見方に大きな影響をもたらします。メディアが発信する情報を男女共同参画の視点から読み解くメディアリテラシー*に関する教育が必要です。

市民意識調査によると、「学校教育の中で男女の地位は平等である」と感じている人は51.9%となっています。家庭・地域・職場などと比べると高い傾向ですが、理系の進路先を選ぶ学生に女性が少ない実態があることから、今後も性別によらない学習・生活指導や男女格差解消のための意識を養う教育が必要です。

男女が共同して家庭生活を支えていくことは、次世代を担う子どもたちの男女平等の意識を養うためにも重要です。現在では共働き世帯が大部分を占めるにも関わらず、いまだにそうじ、洗濯、食事のしたくなどの家事を主に女性が担っている家庭が6割以上を占めています。男性の家事や育児の能力を高める講座等を開催したり、働く女性の能力向上のための講座の開催や情報提供等を通じて、家庭における男女平等の実現を支援する必要があります。

図表 家庭での役割分担



資料：令和元年朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

*メディアリテラシー…テレビや新聞記事、インターネットなどのメディアが伝える情報を理解した上で、その内容をそのまま受け取るのではなく、どのような意図で送り出されているかを主体的・批判的に判断する能力。

● 主な施策

○男女平等の視点からの表現と分かりやすい情報提供を行う

市の広報活動や刊行物において、男女平等の視点に立った表現を徹底するためのチェック機能を高めます。また、市内の団体や事業者等からの情報発信においても、男女平等の視点に立った表現となるよう配慮を呼びかけます。

○学校への情報提供を行い、男女平等の視点を積極的に提案していく

児童・生徒や教育関係者の男女平等意識づくり、個人の能力と個性に応じた学習や指導などを推進していきます。

○男性の家事・育児参画と、女性のリーダーシップ能力向上を支援していく

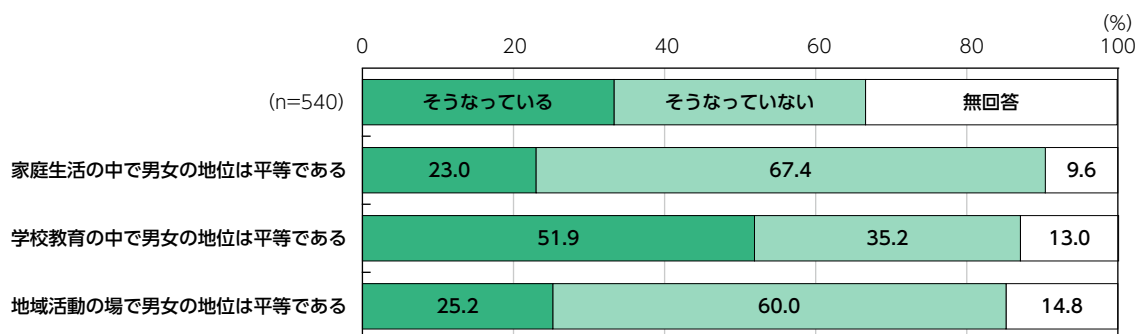
料理や育児などに関する各種講座を開催するなど、家庭生活における男性の家事・育児への参画を応援します。

より多くの女性が地域においてリーダーとなれるよう、リーダーシップを身に付けるための情報や学習機会を提供します。

○学習活動を支援する人材の育成と活用を進める

男女平等を推進するための学習を支援するとともに、積極的に活動を行う市民等に対する顕彰を行うなど、広い視野を持って男女平等を推進する人材の育成を図ります。

図表 家庭・学校・地域における男女平等社会のイメージ



資料：令和元年朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

指 標	数値目標			評価資料
	当初値(H26)	現状値(R元)	目標値(R7)	
「家庭生活の中で男女の地位は平等である」とする市民の割合	27.6%	23.0%	35%	市民意識調査

目標値の根拠

男女平等推進行動計画*策定時（平成 18(2006)年）の現状値が 23.7%であったことを踏まえ、第 2 次においても同程度の伸びをめざして設定

2 自己実現へ向けた学習機会の充実

2-1 多様なライフコース選択の情報と機会の提供

● 現状と課題

女性が活躍できる法整備は整ってきており、多様なライフステージの中で、選択できるようになっていますが、現実では、結婚、妊娠、出産などにおいて、会社や男性、社会などにおける理解がまだまだ進んでいない状況となっています。誰もが様々な人生の段階において、チャレンジできる選択肢が必要となっています。

一方、就業を継続できない女性が多いことは、男女の賃金格差の拡大にもつながります。経済社会における男女が置かれた状況の違い等もあり、男性よりも女性の方が貧困等生活上の困難に陥りやすいという問題があります。本市の女性総合相談*の相談内容を見ると、経済・生活に関する相談が少なくありません。市民が自己実現に向けて十分な活動を行う前提として、経済面や住まいの面などにおいて安心できる生活基盤確保のための支援が必要です。

あさか男女（ひと）の輪サイトのリンク集（掲載項目）

あなたのチャレンジを応援します！

- 多様なライフコースの選択支援情報
 - ・内閣府男女共同参画局（女性応援ポータルサイト、女性の活躍「見える化」サイト）など

応援します！働きながら「妊娠・出産・子育て」

- 仕事と家庭の両立支援情報（女性にやさしい職場づくりナビ など）

デートDV*ってなんだろう

- デートDV 関連情報（それってデートDVなんじゃない?? など）

一人で悩まないで

- DV（ドメスティック・バイオレンス）*や、その他悩みごとの相談窓口（市・県・警察等）
 - ・朝霞市の相談窓口（DV相談*・女性総合相談・人権相談・法律相談・心配ごと相談 など）
 - ・埼玉県の相談窓口（婦人相談センターDVに関する相談・男性のための電話相談 など）
- LGBTQ*等に関する相談窓口（よりそいホットライン など）
- 国（内閣府男女共同参画局 配偶者からの暴力被害者支援情報 など）
- 外国人の相談（外国人総合相談センター埼玉）

職場でセクハラを受けたら

- セクシュアル・ハラスメント*等労働に関する相談窓口（厚生労働省埼玉労働局 など）

施設を利用してみよう！ホームページを見てみよう！

- 男女平等推進関連施設等
 - ・With You さいたま（埼玉県男女共同参画推進センター） など

資料：朝霞市ホームページ

*セクシュアル・ハラスメント…相手の意思に反した、性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など様々な態様なものが含まれ、性差別、人権侵害の問題として捉えられている。特に雇用の場では、「相手の意に反した、性的な性質の言動を行い、一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」と考えられている。

● 主な施策

○自己実現の前提となる暮らしの安心を確保する

女性総合相談*をはじめ、各種相談を通じて、生活の様々な悩みなどに対応し、必要に応じて関係機関との連携を図りながら、自己実現を図るための前提となる安心な生活基盤を確保できるよう支援します。

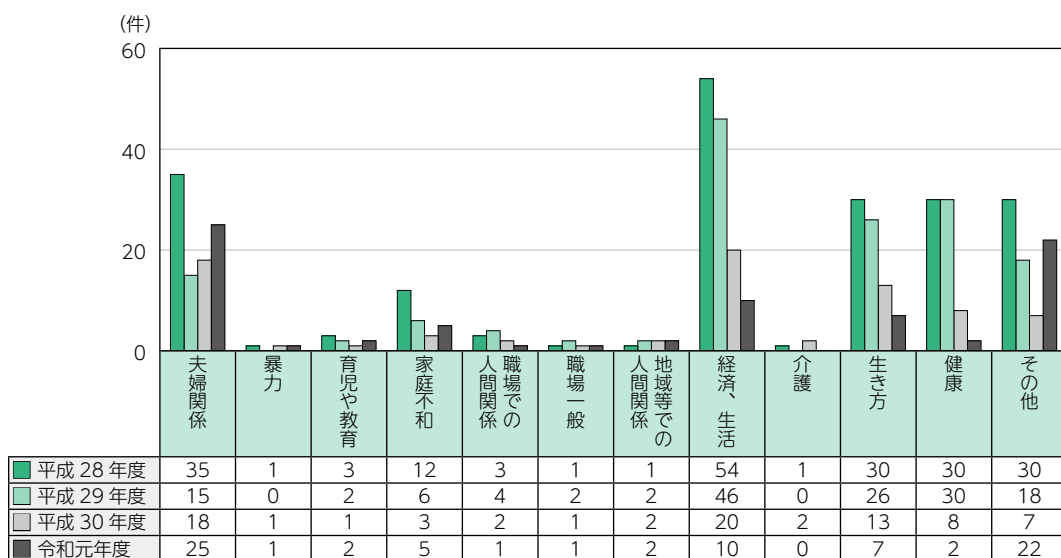
○自己実現の機会を可能にする分かりやすい情報を提供する

市民がワンストップ*で、多様なライフコースに関する情報を入手できるよう、国・県の関連機関サイトや多様なライフコースの選択支援サイトとして「あさか男女（ひと）の輪サイト」を充実します。

○自己実現を支援するための学習機会を充実させる

市民の多様なライフコースの選択を支援するため、各種講座・講演会等の情報を積極的に提供し、学習機会を充実させます。

図表 女性総合相談の相談内容別件数



資料：令和2年度版朝霞市男女平等推進年次報告書

指 標	数値目標			評価資料
	当初値(H26)	現状値(R元)	目標値(R7)	
「あさか男女（ひと）の輪サイト」をよく知っている市民の割合	3.4%	4.1%	20%	市民意識調査

目標値の根拠 積極的に情報提供を進める上で、ホームページ上に情報を収集して発信していくことを重視して設定

*ワンストップ…一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるようにサービスを設計すること。様々な行政手続きを一度に行える「ワンストップ行政サービス」を指す。

2-2 能力の開発と活動の支援

● 現状と課題

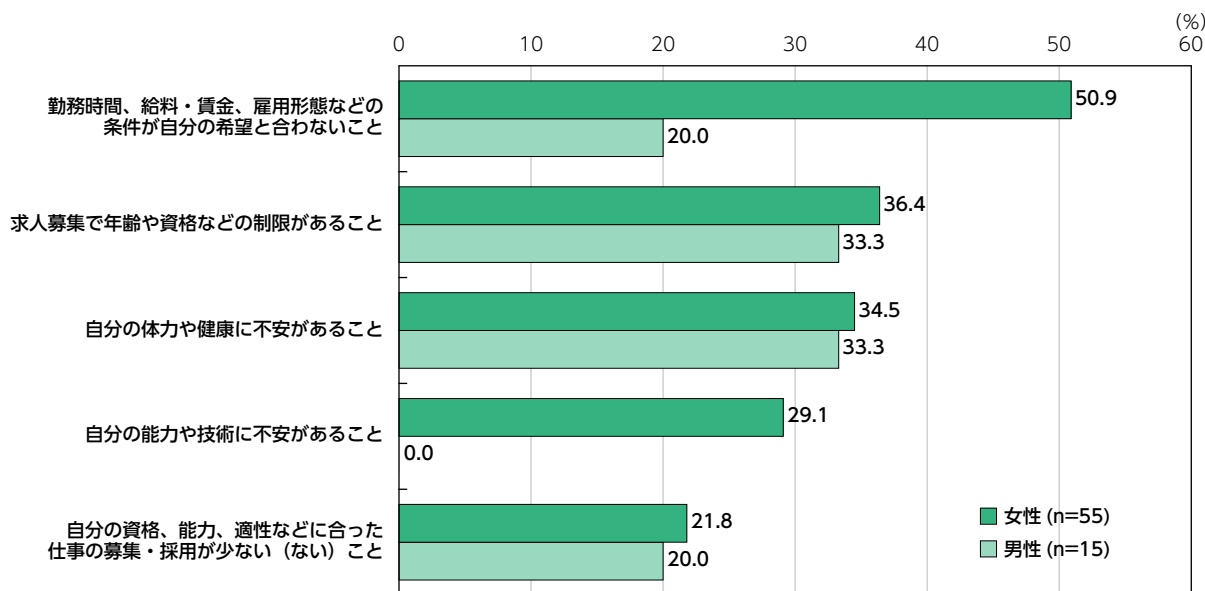
本市では市民の自己実現を支援するために、就業や起業に向けた情報提供や活動支援、市と地域団体との協働を通じて女性リーダーとなる人材育成に取り組んできました。

仕事で活躍したいと考えるすべての女性が、その個性や能力を十分に発揮できる社会を実現するためには、男性が家事や育児に参加しやすい働き方の見直しや企業の意識改革に加えて労働者の能力開発のための支援も必要です。

市民意識調査で仕事に就く上で困っていることを尋ねたところ、ほとんどの項目において男性よりも女性の回答率が高いという結果になりました。特に、「自分の能力や技術に不安があること」という項目をあげた男性はいなかったにも関わらず、女性は29.1%と、仕事における能力開発の必要性は男性よりも女性の方が切実に感じていることがうかがえます。

今後も、男女が共に職場や地域に参画し、個性と能力を生かして、自己実現を果たしていくために、能力や技術面での支援と様々な情報をニーズに合わせて提供していく必要があります。

図表 仕事に就く上で困っていること（上位5位）



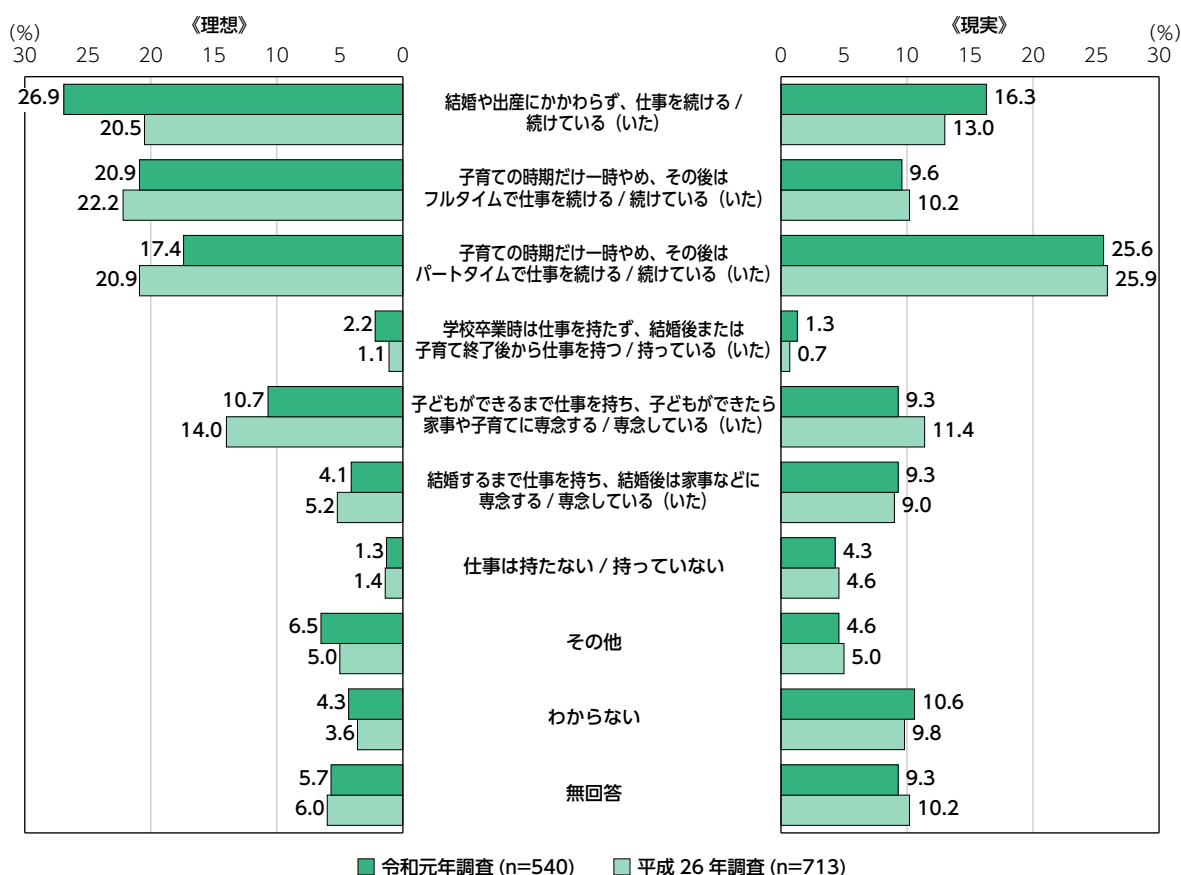
資料：令和元年朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

● 主な施策

○能力の開発と活動の支援の充実を図る

男女が社会のあらゆる分野において、自己実現を果たせるよう、能力開発の機会提供、就職情報の提供などにより、就業や起業を支援するとともに、NPO*などの市民活動団体の支援や市民のネットワークの充実を図ります。また、出産や育児・介護が女性の就業に大きな影響を与えていることから、女性への支援を特に充実させていきます。

図表 女性の働き方（理想と現実）



資料：令和元年朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

指標	数値目標			評価資料
能力開発支援に関わる制度・機会を知っている女性（20～50歳代）の割合	当初値(H26)	現状値(R元)	目標値(R7)	市民意識調査
	11.5%	7.1%	20%	

目標値の根拠 働いている（働こうとしている）年代の女性に向けた支援に関する情報が一層周知されるよう設定

*NPO…Non-Profit Organization の略で、「特定非営利活動法人」や「民間非営利組織」等と訳される。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援の下で社会的な公益活動を行う組織・団体を指す。

3 多様性の尊重と理解促進

3-1 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重に向けた理解促進

● 現状と課題

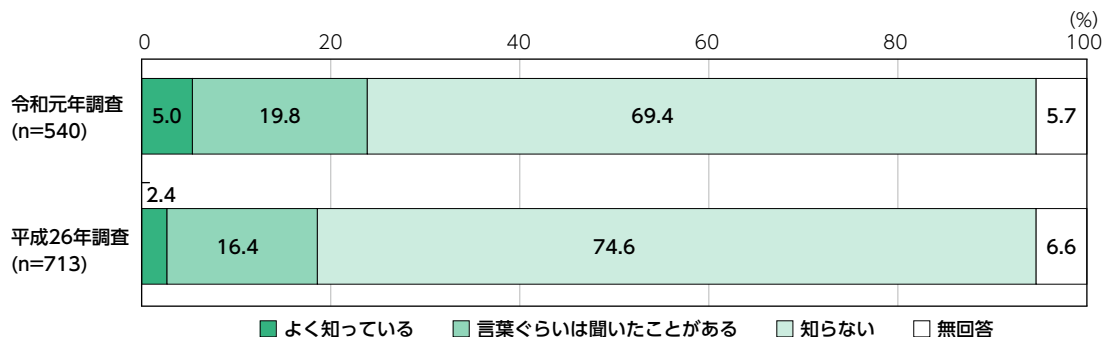
妊娠、出産することもある女性の身体には、男性とは異なる健康面への配慮が必要となります。また、男女ともに年齢に応じて健康のあり方は大きく変化します。男女平等社会を実現するためには、男女が互いの身体的な違いを理解し合い、思いやりを持って生きることが必要となります。

性と生殖に関することは、人権の尊重に直接関連する大切なことです。すべての人が、自分や他の人の性を尊重し、子どもを持つかどうか、いつどのように産むかということについて自己決定権を持ち、安全に妊娠、出産する権利を持っています。この権利を、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）*とといいます。

このような性と生殖に関する健康と権利についての考え方は、幼少期からすべての年代に至るまで広く認識されることが必要です。そのことによって、性的虐待やセクシュアル・ハラスメント*を含む性暴力の被害を防止したり、望まない妊娠やマタニティ・ハラスメント*を防いで安全な妊娠・出産を保証することにもつながります。

お互いの人権を尊重し、誰もが健康で自分らしい人生を送れるような男女平等社会の実現に向けて、性と生殖に関する健康と権利の考え方について広く社会の関心を高めることが重要です。

図表 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）という言葉の周知状況



資料：令和元年朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

「あなたとパートナーのこころとからだ」リーフレット



*性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）…平成6(1994)年カイロの国際人口開発会議において提唱された概念で、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由を持ち、そのための情報と手段を得ることができるという権利。また、差別、強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定を行える権利も含まれる。さらに、女性が安全に妊娠・出産を享受でき、またカップルが健康な子どもを持てる最善の機会を得られるよう適切なヘルスケア・サービスを利用できる権利。

*マタニティ・ハラスメント…妊娠・出産をきっかけに、肉体的、精神的な嫌がらせを受けること。具体的には、妊娠したことで解雇されたり、危険な業務を故意に割り当てたり、妊娠したことについての悪口を言ったりなどの行為が該当する。

● 主な施策

○性と生殖に関する健康と権利の考え方を普及させる

あらゆる世代が、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）* について関心を高め、正しい知識が得られるよう情報提供の充実に努めます。

○男女の健康管理の支援を充実させる

望まない妊娠や HIV / エイズなどの性感染症の予防などについて健康教育の充実に努めるとともに、男女の健康ニーズを把握し、生涯にわたる健康管理を支援します。

また、女性に特有な病気や症状に関するヘルスチェックを充実し、女性の生涯を通じた健康管理を支援するとともに、妊娠・出産・産後期を通じた健康支援を行います。

図表 妊婦健診の受診実績

事業名	平成29年度	平成30年度		令和元年度	
	実績	実績	前年度比	実績	前年度比
母子健康手帳交付	1,410人	1,322人	93.8%	1,362人	103.0%
妊婦一般健康診査(*)	16,653人	16,430人	98.7%	16,215人	98.7%
HBs 抗原検査	1,377人	1,285人	93.3%	1,331人	103.6%
HIV 抗体検査	1,371人	1,282人	93.5%	1,329人	103.7%

(*) 延べ人数

図表 がん検診の受診実績

事業名	平成29年度	平成30年度		令和元年度	
	実績	実績	前年度比	実績	前年度比
乳がん検診	4,696人	4,288人	91.3%	4,636人	108.1%
子宮がん検診	4,347人	4,186人	96.3%	4,482人	107.1%

資料：健康づくり課

指 標	数値目標			評価資料
	当初値(H26)	現状値(R元)	目標値(R7)	
「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」をよく知っている市民の割合	2.4%	5.0%	20%	市民意識調査

目標値の根拠

性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の重要性和現状値の値を鑑み、周知に力を入れていくこととして設定

3-2 性的指向・性自認 (SOGI) 等に配慮した啓発の推進

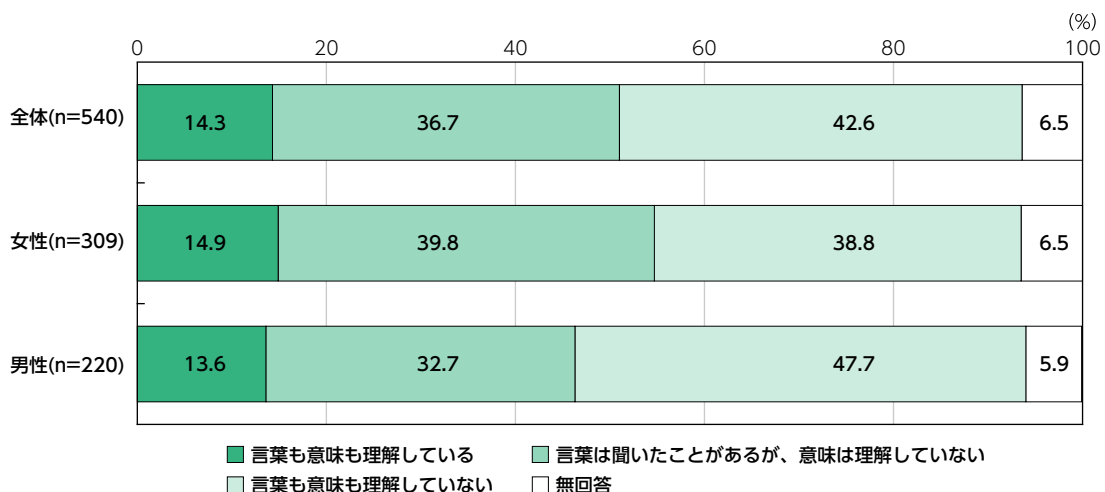
● 現状と課題

性的指向の対象が異性だけではない人、自分が生まれ持った性別に違和感を持つ人など、性的指向・性自認 (SOGI) *は多様です。しかし、わが国では、性的指向は異性愛者、性自認が生まれ持った性別と一致しているという認識による偏見や差別があり、時に LGBTQ*等の当事者にとって生きづらい状況が生まれることもあります。

一方、令和元(2019)年5月に成立した「改正労働施策総合推進法」では、性的指向・性自認 (SOGI) による差別やアウティング*もパワー・ハラスメントの一つとして位置づけられ、防止対策を講じることが企業に義務付けられるなど、近年では多様な性に配慮した社会制度の改革が進みつつあります。

本市においても、多様な性に関する理解を深める意識啓発や施策を推進し、性的指向・性自認 (SOGI) に関わらず、誰もが自分らしく生活できる環境の整備を促進する必要があります。また、多様な性の概念を広く認識してもらう上で、それぞれの性的指向・性自認 (SOGI) があるという「気づき」を促すような意識啓発が求められています。

図表 SOGI という言葉の認知度



資料：令和元年朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

性の多様性を正しく理解するためのチラシ



- * 性的指向・性自認 (SOGI) …Sexual Orientation Gender Identity の頭文字をとった言葉で性的指向・性自認を意味する。性的指向は、恋愛感情を抱く相手の性別のこと。性自認は、自身が認識している性別のこと。
- * LGBTQ…レズビアン (L: 女性同性愛者)、ゲイ (G: 男性同性愛者)、バイセクシュアル (B: 同性も異性も好きになる人)、トランスジェンダー (T: 身体の性と心の性が異なる人)、クエスチョニング (Q: 自分自身の性自認や性的指向に迷ったり、探している人) の頭文字をとった言葉。
- * アウティング…本人の了解を得ずに、本人が公にしていない性的指向や性自認をその他の人に伝え、拡散してしまうこと。

● 主な施策

○多様な性のあり方についての理解を広めるための啓発を推進する

啓発用リーフレットや広報紙、あさが男女（ひと）の輪サイト等を通じて、あらゆる世代に対して、多様な性のあり方についての意識啓発を推進します。

また、セミナーや講座等を開催して、多様な性のあり方に関する市民の理解を深めます。

○学校教育において多様な性に関する教育を推進する

生まれ持った性別に違和感を持つ児童・生徒や性的指向について悩む児童・生徒が生きづらさや生活のしづらさを感じないように、児童・生徒に寄り添った学習環境を整備します。また、多様な性についての知識と一人一人の性的指向や性自認を尊重する意識を養う教育を推進します。

○市の施策における^{エルジービーティーキュー}LGBTQ*等の当事者への配慮に関する検討を行う

市の施策や行政事務等においてLGBTQ等の当事者への配慮を欠いたり、法制度上の規制によって生活のしづらさを感じていること等を洗い出した上で、それらを改善していくような方策を検討します。

性の多様性を正しく理解するためのリーフレット



指標	数値目標			評価資料
	当初値(H26)	現状値(R元)	目標値(R7)	
「SOGI*」という言葉 を正しく理解している市民の割合	—	14.3%	20%	市民意識調査

目標値の根拠

現状値を踏まえ、「SOGI」という言葉を正しく理解している市民の割合が5人に1人、20%以上となることをめざして設定

4 異性間やパートナーからの暴力の根絶

4-1 意識の啓発と情報の提供及び未然防止

● 現状と課題

配偶者やパートナーからの暴力は、親密な関係の下に発生することが多いために潜在化しやすく、時には暴力被害を受けているという自覚がない被害者も存在します。こうした暴力は重大な人権侵害であり、犯罪であるという認識を社会全体で共有することが重要です。

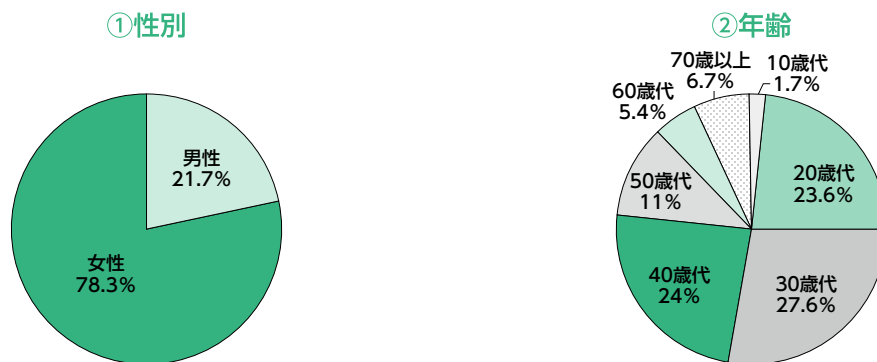
「令和2(2020)年警察白書」によると、配偶者等からの暴力事案の被害者は女性が78.3%を占めています。市民意識調査からも、性的暴力、精神的暴力、経済的暴力においては男性よりも女性の被害が多くなっていることがうかがえます。近年では、恋人同士の間でのデートDV*なども問題となっており、若年層への意識啓発も必要となっています。

また、地域や学校、職場などにおけるセクシュアル・ハラスメント*やパワーハラスメント、ストーカー犯罪、リベンジ・ポルノ*や強制的性交等の性暴力等、あらゆる暴力を未然に防止するための取組が必要です。

特に、性暴力対策については、国は令和2(2020)年度から令和4(2022)年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として位置づけ、刑事法の在り方の検討、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化に取り組むこととしています。誰もが性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、社会全体でこの問題に取り組む必要があります。

今後も、お互いの人権や生き方を尊重することの重要性と、暴力を持って人を支配することは決して許されないことであるという考え方を多くの市民に周知することが求められています。

図表 配偶者等からの暴力事案等の被害者の状況（令和元(2019)年）



資料：警察庁「令和2(2020)年警察白書」

性犯罪・性暴力を正しく理解するためのリーフレット



*リベンジ・ポルノ…離婚した元配偶者や別れた元交際相手が、拒否されたことの仕返しに相手の裸の画像や私的な性的画像を無断でネットの掲示板等に公開すること。

● 主な施策

○男女が互いの人権や生き方を認め合い、自分を大切にする教育を推進する

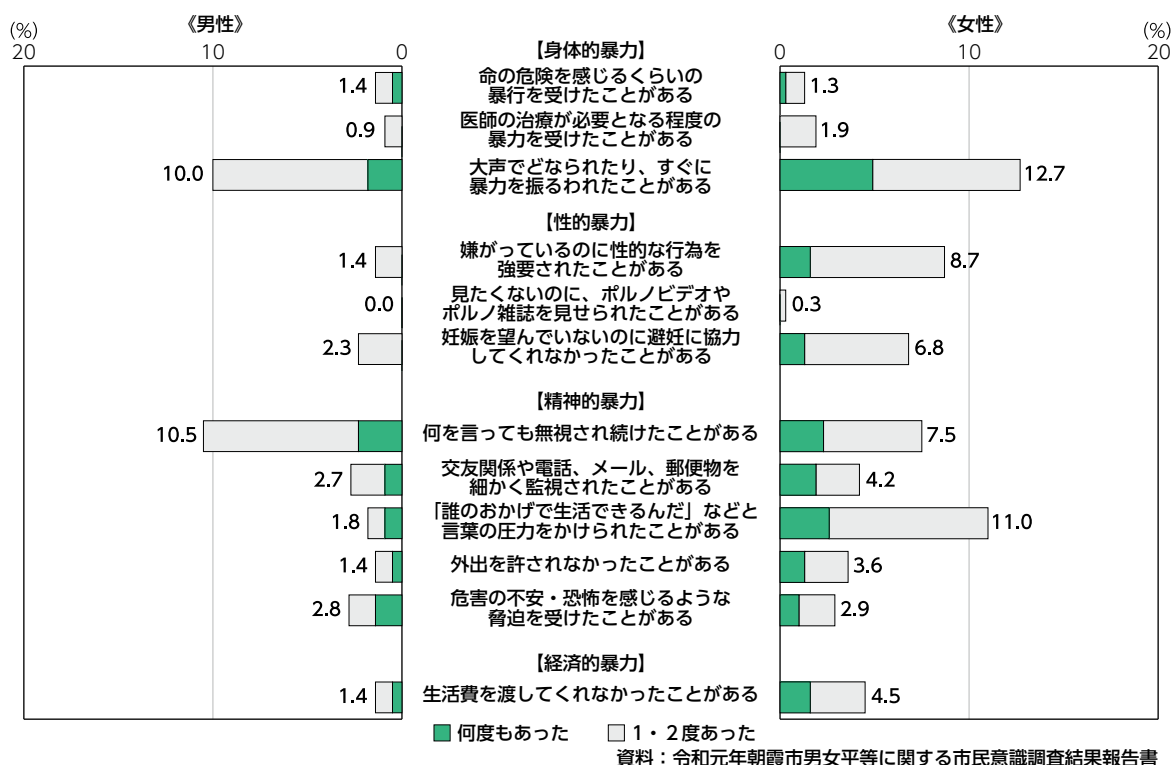
男女が互いの人権や生き方を認め合い、自分を大切にする教育を、地域や学校、職場などにおいて推進します。

また、女性に対する暴力をなくす運動*により、男女平等や人権尊重の意識を育みます。

○異性間やパートナーによる暴力が犯罪であることの意識を浸透し、暴力の発生を防ぐ

家庭や学校において、デートDV*の予防啓発、配偶者やパートナー等からの暴力や、地域・職場などにおけるセクシュアル・ハラスメント*などの防止に関する情報提供や学習機会を充実します。

図表 配偶者等からの暴力を受けた経験



指標	数値目標			評価資料
	当初値(H26)	現状値(R元)	目標値(R7)	
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律* (DV防止法)」を知っている市民の割合	86.1%	87.6%	100%	市民意識調査

目標値の根拠 DV*防止法は、DV防止の基本となる法規であり、全ての市民へ周知することをめざして設定

*女性に対する暴力をなくす運動…国では、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであることから、毎年11月12日から国連の定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」の25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定めている。平成13(2001)年6月5日、男女共同参画推進本部決定。具体的には、ポスター等の作成配布やメディアを利用した広報活動、講演会等の啓発活動、相談窓口の開設などを行い、関係機関の連携強化と意識啓発、教育の充実を図る。

4-2 相談体制の充実

● 現状と課題

配偶者やパートナーから暴力を受けた時に相談できる先は、被害者をDV*被害から保護し、自立を支援するための入り口となります。そのためには、様々な相談窓口が広く周知されていることが重要となります。

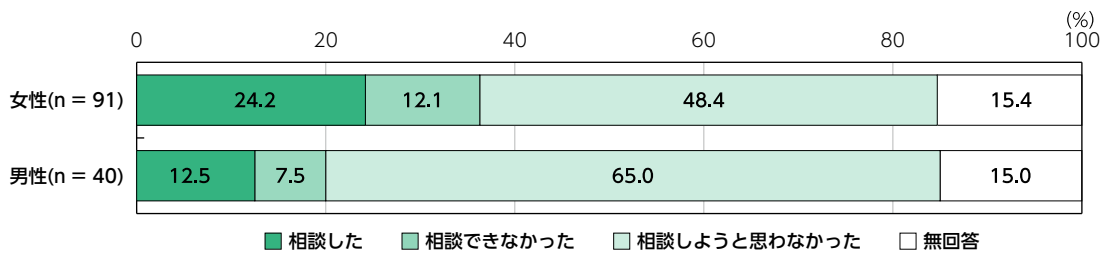
本市は、平成23(2011)年4月1日から市役所内で配偶者暴力相談支援センター事業を開始し、平成25(2013)年1月からはそれいゆらぎ(女性センター)*で相談を受けています。

しかしながら、相談件数は増加しているにもかかわらず、市民意識調査結果によると、暴力を受けた時に相談した相手として配偶者暴力相談支援センターをあげた人はいない結果となっています。

また、配偶者等からの暴力を受けた経験のある人のうち誰かに相談した人は女性が24.2%、男性が12.5%と、特に男性で相談できない人が多いという問題があります。

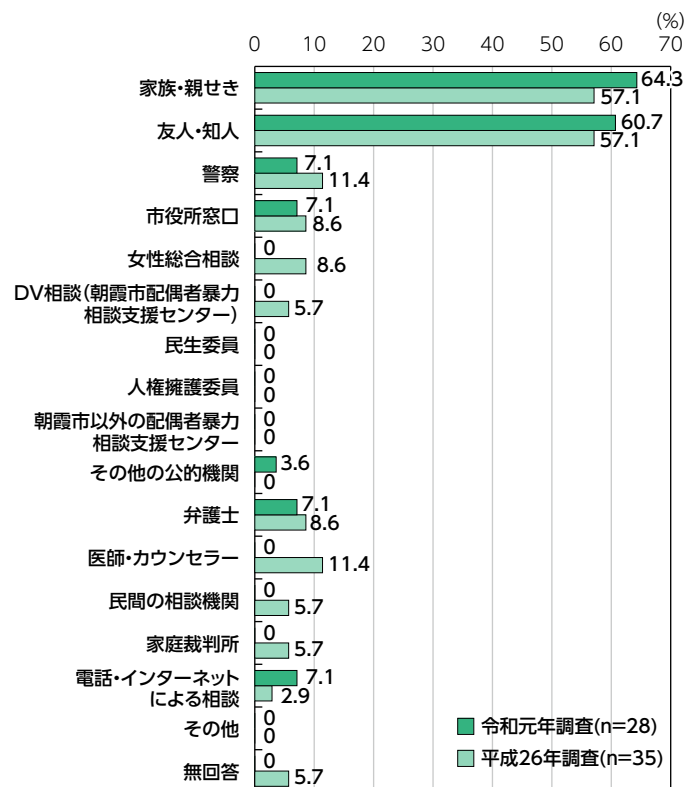
DV被害に苦しむ市民を減らすために、今後はより一層、被害者が相談できる体制を整備し、広く市民に認識してもらえる仕組みが必要です。

図表 暴力を受けた時の相談の有無



資料：令和元年朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

図表 暴力を受けた時に相談した相手



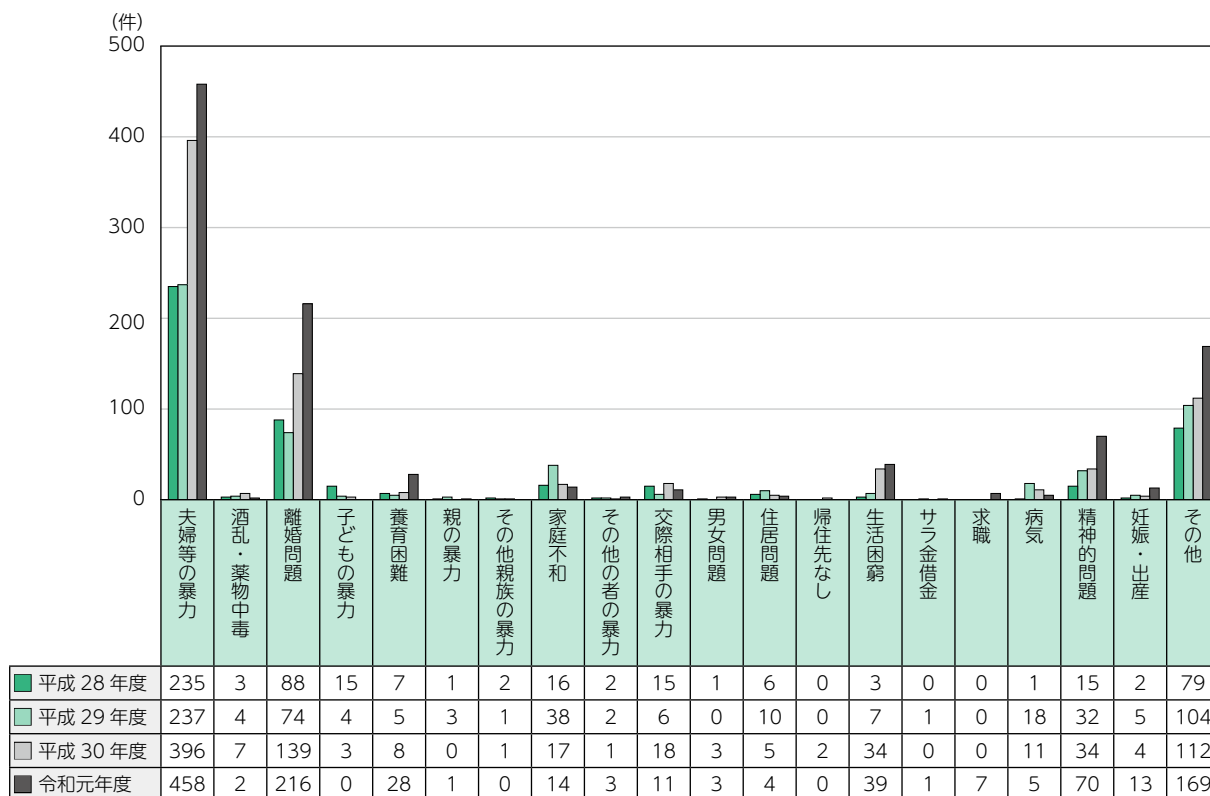
資料：令和元年朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

● 主な施策

○誰もが相談しやすく信頼のおける相談体制を充実させる

DV相談*について広く周知して市民が気軽に相談できるよう努めるとともに、様々なケースの相談内容に対応できるよう、国や県が開催する研修会に参加するなど、相談員の人材育成を図り、相談体制を充実します。

図表 DV相談の相談内容別件数



資料：令和2年度版朝霞市男女平等推進年次報告書

指標	数値目標			評価資料
	当初値(H26)	現状値(R元)	目標値(R7)	
市のDV相談（配偶者暴力相談支援センター）を知っている市民の割合	33.4%	27.4%	70%	市民意識調査

目標値の根拠 気軽に相談できる場所の存在を知ることが重要であるため、当初値の約2倍をめざして設定

4-3 関係機関等との連携強化

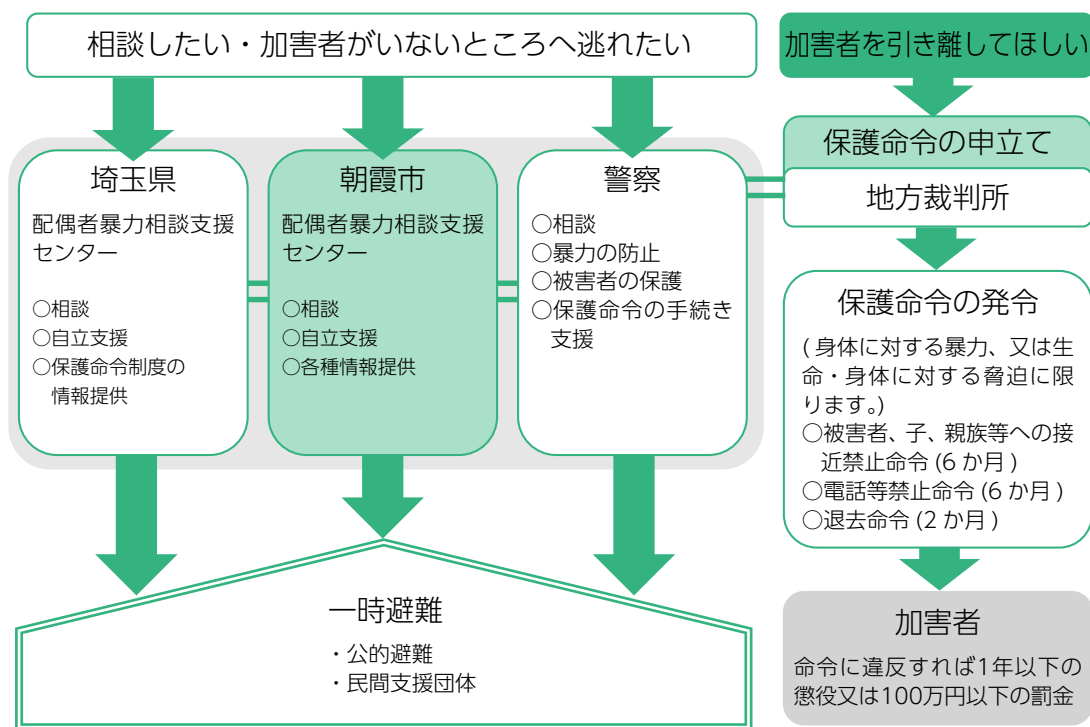
● 現状と課題

あらゆる暴力は犯罪であるという認識の下、DV*被害者の保護や自立支援に向けた体制を整えることが重要です。

これまで本市では、相談件数の増加や複雑化する相談内容に対応できるよう、DV相談*及び女性総合相談*の充実と、被害者の保護や問題解決につなげられるようなDV支援関係機関の連携体制を充実させてきました。さらに、DVと密接な関係がある児童虐待への対応も必要不可欠であることから、児童相談所や要保護児童対策地域協議会との緊密な連携がより重要となります。

今後、配偶者暴力相談支援センターを周知するとともに、関係機関との連携をより一層強化していくことが必要です。

図表 DV被害者支援の流れ



図表 配偶者からの暴力事案への対応状況の推移

(件)		平成27年	28年	29年	30年	令和元年
検挙件数	刑法犯・他の特別法犯	7,914	8,291	8,342	9,017	9,090
	保護命令違反	106	104	80	71	71
配偶者暴力防止法に基づく対応	医療機関からの通報	110	126	116	136	122
	裁判所からの書面提出要求	2,794	2,505	2,223	2,092	1,959
	裁判所からの保護命令通知	2,415	2,143	1,859	1,726	1,663
	警察本部長等の援助	21,642	21,271	21,904	21,846	25,539

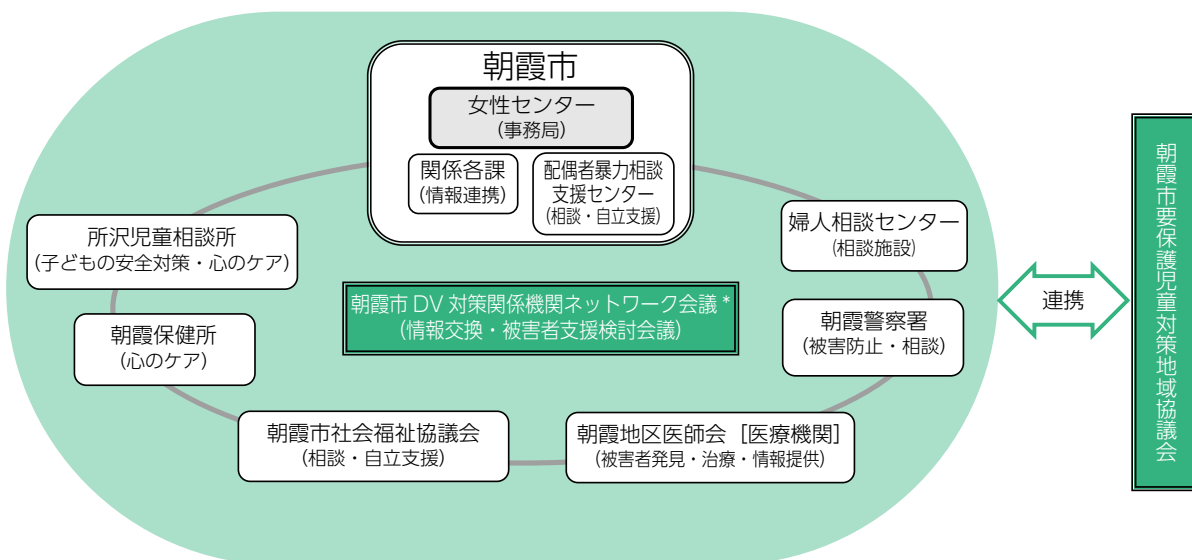
資料：警察庁「令和2(2020)年警察白書」

● 主な施策

○ DV支援関係機関による連携体制の充実を図る

DV*被害者支援の相談・助言・保護・自立支援に向けての情報提供等を迅速かつ丁寧に行うため、関係機関によるネットワーク機能をより強化し、被害者支援の充実を図ります。

図表 DV対策関係機関ネットワーク



図表 配偶者からの暴力事案への対応－検挙等以外の対応

(件)	平成27年	28年	29年	30年	令和元年
防犯指導・防犯機器貸出し	55,055	62,129	66,042	72,040	74,306
保護命令制度の説明	34,618	35,462	36,885	37,555	39,595
加害者への指導警告	31,752	39,851	44,361	51,172	55,519
関係機関への連絡 (注1)	8,404	7,550	8,774	12,530	11,794
パトロール	3,593	4,641	4,275	4,278	3,818
その他の措置 (注2)	10,379	9,489	8,804	9,783	11,845

(注1) 関係機関：配偶者暴力相談支援センター、市町村、児童相談所、医療機関 等

(注2) その他の措置：GPS 機能付き緊急通報装置の貸出し、法テラスの教示、転居時の立会い 等

資料：警察庁「令和2(2020)年警察白書」

※目標値の設定が困難なため、指標を設けないこととします。

* DV対策関係機関ネットワーク会議…DVに係る情報の交換及び共有に関することや、DVの防止に係る啓発活動に関する事など、DVの防止並びにその被害者の保護及び自立支援に関する対策について、関係する機関が連携し、総合的に推進するため設置している。

5 女性の職業生活における活躍の推進

5-1 政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進

● 現状と課題

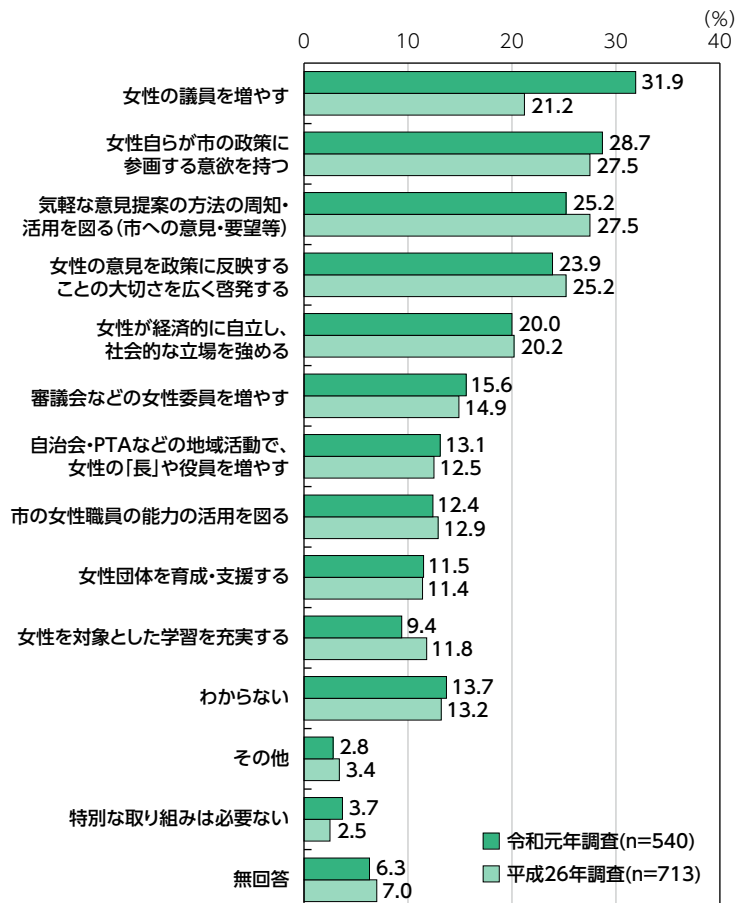
市民意識調査では、市の政策に女性の意見を反映するために必要なこととして「女性の議員を増やす」という意見が最も多くあげられていました。平成30(2018)年に成立した「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」では、地方公共団体の責務として政治分野への男女共同参画に関する実態の把握と情報収集、必要な啓発活動などの施策を実施することが位置づけられています。

市の審議会委員等に占める女性の割合は令和2(2020)年3月末現在29.2%で、国連の「ナイロビ将来戦略勧告」で示された国際的な目標値30%に届いていないことから、審議会委員等に就任する女性を増やすために、今後もさらなる取組が必要といえます。

また、市内における男女平等の推進については、令和2(2020)年に「朝霞市特定事業主行動計画(職員の子育て支援・女性活躍応援プラン)」を策定し、職員の仕事と生活の調和、採用や昇任等における男女平等の推進、女性職員の登用促進、ハラスメントへの対策等の施策に取り組んでいます。市が率先し、モデルとなって働きやすい環境づくりを進めることで、女性の働く場での活躍を推進していくことが求められています。

さらに、市内事業所に対しては、経営上の意思決定過程への女性の参画を促進するために、管理職や役員への女性の登用を推進するような支援や呼びかけが必要です。

図表 市の政策に女性の意見を反映するために必要なこと



資料：令和元年朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

● 主な施策

○ 市政への男女共同参画を推進していく

男女共同参画の視点に配慮し、市民の意見を幅広く聴き、積極的に行政情報を提供するとともに、性別に関わらず誰もが市政に参画しやすい機会を提供します。

また、審議会等の女性委員登用率の増加に向けて取り組みます。

○ 庁内での男女共同参画を推進していく

「朝霞市庁内男女平等推進指針*」及び「朝霞市特定事業主行動計画（職員の子育て支援・女性活躍応援プラン）」に基づき、職員一人一人の男女平等に対する認識を高め、持てる能力を最大限に発揮できる働きやすい職場環境の整備を進めるなど庁内の男女共同参画を推進します。

○ 就業上での女性の活躍を推進する

女性の職業生活における活躍を推進するため、市内事業所に対して「女性活躍推進法*」に基づく「一般事業主行動計画」の策定を促し、女性の活躍に関する状況の把握・課題分析を行うとともに、必要な取組を行うよう周知に努めます。また、出産・育児、介護等に関わらず、男女の労働者が就業を継続できるような仕組みを整備し、女性の管理職の割合が増加するよう、積極的な情報提供と支援を推進します。

指 標	数値目標			評価資料
	当初値(H26)	現状値(R元)	目標値(R7)	
市職員の女性管理職員の割合	17.0% (H27.4 現在)	20.7% (R2.4 現在)	※ 25%	朝霞市男女平等推進年次報告書
各審議会等での女性委員登用率が30%以上の審議会等の割合	47.2% (H27.3 現在)	47.3% (R2.3 現在)	70%	

目標値の根拠

※「朝霞市特定事業主行動計画」に基づいて設定

現状値を踏まえ、市の多数の審議会等で女性委員が30%以上となることをめざして設定

* 庁内男女平等推進指針…「朝霞市男女平等推進条例」に基づき、市役所から率先して男女平等を推進するため、職員一人一人の男女平等意識の向上を促し、男女が平等な職場環境を整備するなど、庁内における取組を促進することを目的としている。

6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進

6-1 仕事と家庭・地域活動との両立支援

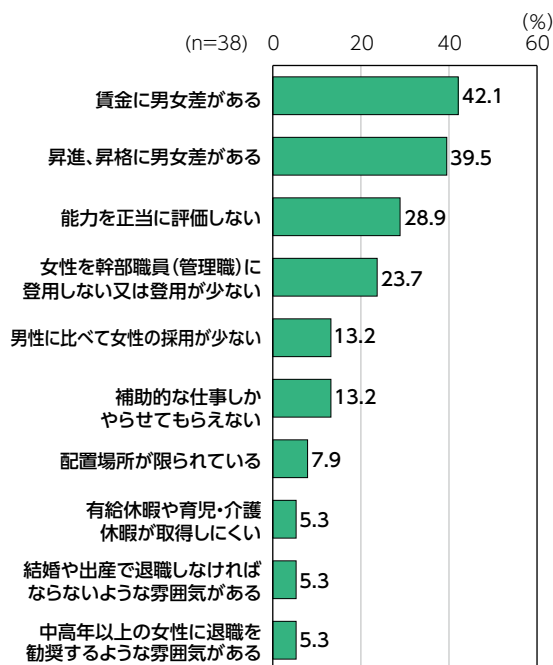
● 現状と課題

国は、昭和61(1986)年に「男女雇用機会均等法*」を施行して職場における男女差別の撤廃をめざし、平成28(2016)年に施行された「女性活躍推進法*」では、女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性に対する採用や昇進等の機会の積極的な提供及びその活用、仕事と家庭の両立への配慮などを企業や自治体に義務付けています。

しかし、市民意識調査では職場における不当な扱いとして「賃金に男女差がある」ことが多くあげられ、事業所アンケートでは女性従業員に非正規雇用が多く、管理職に占める女性の割合が低い実態が明らかになっています。また、「令和元(2019)年度雇用均等基本調査」(厚生労働省)によると、女性の育児休業取得率は83.0%であるのに対して、男性の育児休業取得率は7.48%と、男女間で大きな差があります。こうした男女格差は、家庭や職場、地域活動等での性別役割分業の固定化につながる一因になり、男女平等社会の実現に向けての妨げにもなります。

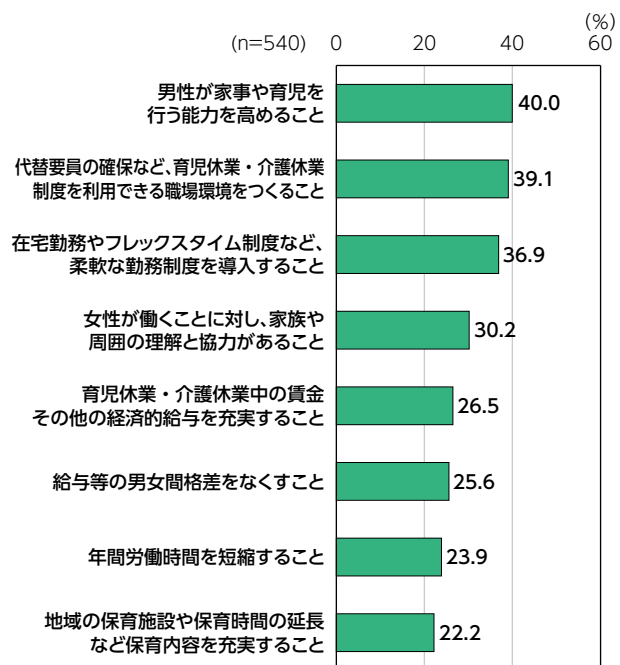
男女の労働者がワーク・ライフ・バランス* (仕事と生活の調和) を実感できるように、市内事業所に働き方の見直しを呼びかけ、男性が家事や育児、介護にもっと関わられるような支援を推進するとともに、女性が仕事においてその個性と能力をもってさらに活躍できるような環境整備と能力開発等の支援が必要です。

図表 職場における不当な扱いの内容 (上位8位)



資料：令和元年朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

図表 男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要な条件 (上位8位)



資料：令和元年朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

● 主な施策

○仕事と家庭の両立を支援する

仕事と家庭の両立を実現するため、各事業所に対して、働き方の見直しや育児休業取得率の向上などに向けた情報提供や啓発を行い、子育てするための環境整備や男女が共に地域活動との両立ができる環境づくりを進めます。

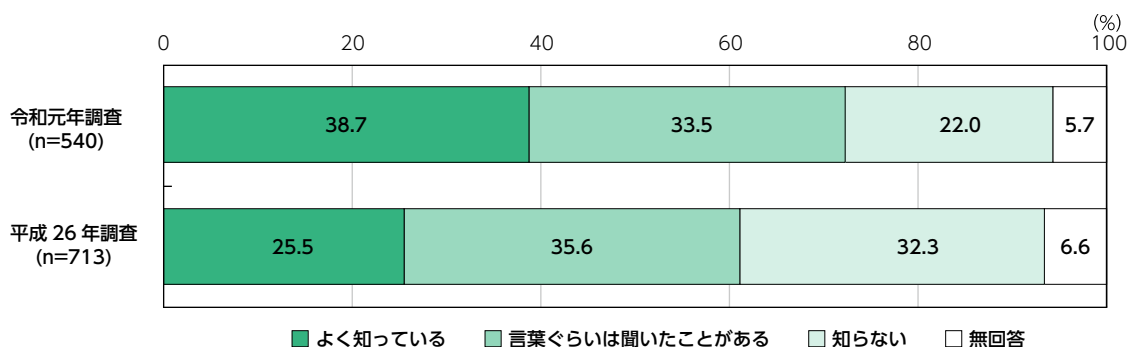
○男女格差がない職場づくりを促進していく

市内事業所にアンケートなどを実施し、男女平等の実態把握を進めます。

また、市民、労働者、事業所に対して、「男女雇用機会均等法*」、「労働基準法」などの雇用・就労に関わる法制度を周知するとともに、事業所には男女格差の改善への協力を要請します。

さらに、自営業、パートタイム労働や派遣労働、在宅ワークなど多様な就業形態における男女平等を確保するために、積極的な情報提供を行います。

図表 ワーク・ライフ・バランス*（仕事と生活の調和）という言葉の周知状況



資料：令和元年朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

指標	数値目標			評価資料
	当初値(H26)	現状値(R元)	目標値(R7)	
「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」をよく知っている市民の割合	25.5%	38.7%	50%	市民意識調査

目標値の根拠 日常生活の中で男女平等を実感するために、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を広く周知することをめざして設定

*男女雇用機会均等法…雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律。性別を理由とする差別の禁止が定められている。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するための雇用管理上必要な措置を事業主に義務づけている。

6-2 地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進

● 現状と課題

市民意識調査によると、「自治会や町内会の活動」に参加している人は18.3%でした。

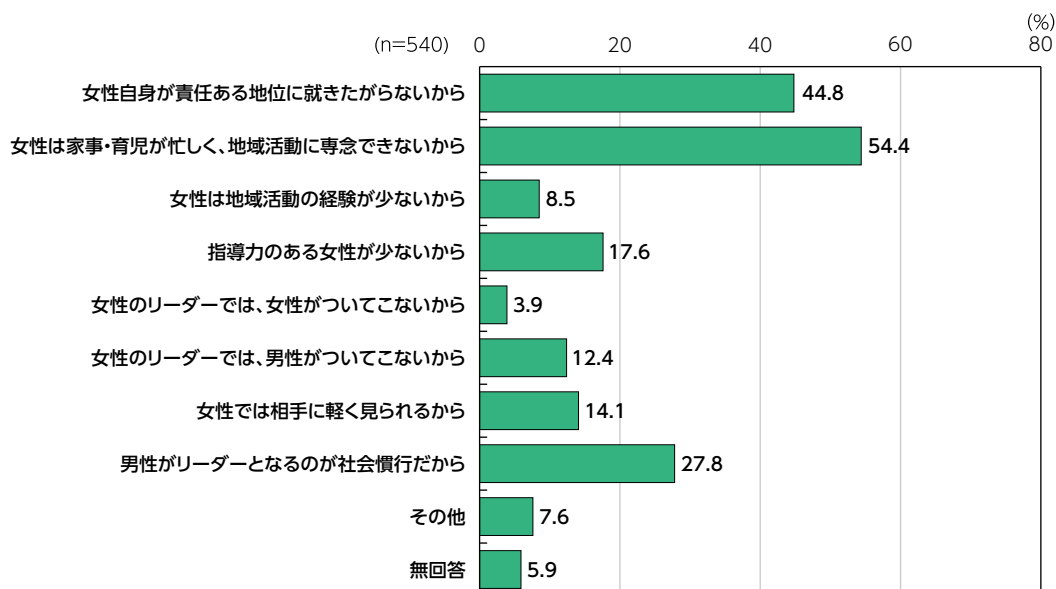
誰もが身近にある地域社会を、活力があり、持続可能なものにするためには、性別に関わらず誰もが地域活動や地域づくりに参画することが必要です。

地域コミュニティの要である自治会・町内会は、地域コミュニティの希薄化、市民の価値観の多様化、自治会・町内会が抱える課題などの様々な要因により加入率が低下しています。東日本大震災を契機に、自治会・町内会の果たす役割が防災・防犯など様々な面で再認識されたことから、自治会・町内会に加入し、住民相互の理解を深めておくことが大切になっています。

自治会や町内会をはじめとする地域活動や地域づくりのプロセスに、男女共同参画の視点、女性の意見を取り入れ、反映することができるよう、地域の実情に応じて社会慣行における固定的な性別役割分業意識を解消するための啓発が必要です。

また、近年では地震や水害などの大災害が全国各地で起きています。防災活動や避難所運営において、地域住民による協力は必要不可欠です。しかし、これまでの災害時においては、女性が必要とする備蓄品の不備、避難所におけるプライバシーの侵害、DV*被害や性暴力被害などの問題がたびたび発生してきました。原因の一つに、避難所運営等に女性の参画が少ないことがあげられます。今後は、自主防災組織等に女性の参画の機会を増やすとともに、あらかじめ女性をはじめとする様々な立場の人の視点に立った防災活動、避難所運営を推進する必要があります。

図表 地域団体に女性リーダーが少ない理由



資料：令和元年朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書

● 主な施策

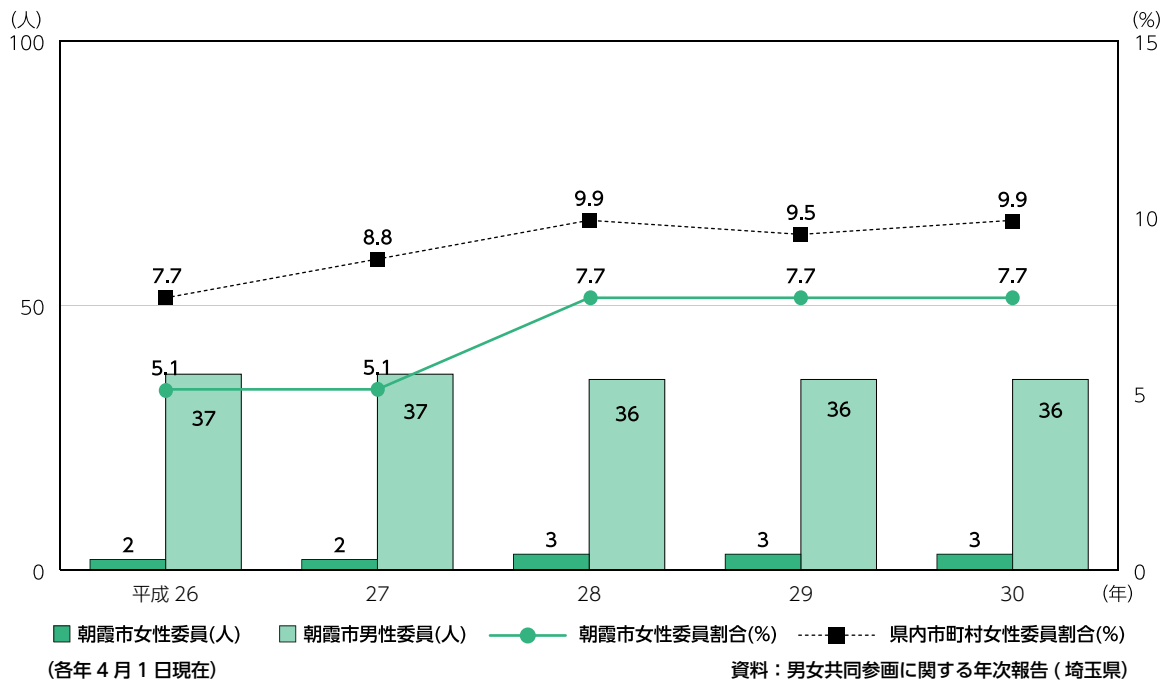
○ 地域活動への参画を促す

多様な媒体を通じて、男女共同参画に関する地域活動団体の情報などを提供し、地域活動への参画を呼びかけます。

○ 防災分野における男女共同参画を進める

「地域防災計画」に基づき、女性の視点も取り入れた防災対策と、防災や災害時・復興時の方針決定の場への女性参画を進め、男女共同参画の視点に立った防災体制・災害対応の仕組みを推進します。

図表 防災会議に占める女性の割合



指標	数値目標			評価資料
	当初値(H26)	現状値(R元)	目標値(R7)	
自治会や町内会の活動に参加している人の割合	21.0%	18.3%	25%	市民意識調査

目標値の根拠

現状値を踏まえ、自治会や町内会の活動に参加している人の割合が4人に1人、25%以上となることをめざして設定

第4章

計画の推進

- 1 総合的な推進体制
- 2 それいゆぷらざ（女性センター）による男女平等の推進
- 3 市民・関係機関との連携
- 4 進行管理
- 5 指標・数値目標一覧表
- 6 男女平等・共同参画のためのポジティブ・アクション

1 総合的な推進体制

(1) 朝霞市庁内男女平等推進指針*の推進

職員一人一人の男女平等意識の向上を促し、男女が平等な職場環境をめざすなど、市役所から率先して男女平等に取り組めます。

(2) 朝霞市特定事業主行動計画(職員の子育て支援・女性活躍応援プラン)の推進

女性職員の活躍推進に向けた人材育成や職場環境の形成に積極的に取り組むため、職員一人一人が性別によらず持てる能力を最大限に発揮できる職場環境づくりと、職員のワーク・ライフ・バランス* (仕事と生活の調和) を推進します。

(3) 朝霞市男女平等推進庁内連絡会議を中心とした全庁的な推進

幅広い分野にわたる男女平等の推進に向け、関係各課が連携しながら、総合的かつ計画的に施策を推進することができるよう、企画・調整や進行管理を行います。

(4) 男女平等推進審議会*の意見の反映

男女平等の推進に関する施策等についての重要事項を審議します。また審議した結果や、計画の進捗状況の評価等の意見を施策に反映します。

(5) 朝霞市DV*対策関係機関ネットワーク会議を中心とした被害者支援の推進

DVの防止並びにその被害者の保護及び自立支援に関する対策について関係する機関が連携し、総合的に推進します。

(6) 男女平等苦情処理委員*の設置

男女平等の推進を阻害する要因による人権侵害や社会的な慣行等による差別的取扱いを受けた方からの申出を適切かつ迅速に処理するために設置しています。

苦情処理委員リーフレット



2 それいゆぷらざ（女性センター）による男女平等の推進

男女平等社会の実現に向けて総合的に施策を推進する拠点施設として、情報収集・提供、相談、学習機会の提供等の各種事業を行うとともに、市民や事業所等への支援に取り組むなど男女平等の推進に努めていきます。

3 市民・関係機関との連携

（1）市民・関係団体との連携強化

市民・関係団体の自主的な活動を支援するとともに、計画の推進に当たっては、市民・関係団体と連携して取り組みます。

（2）男女平等推進事業企画・運営協力員等との連携

セミナーの企画や広報あさかの記事の作成などに当たり、「男女平等推進事業企画・運営協力員等*」の市民が主体となって事業に取り組み、効果的な運営を行っていきます。

（3）関係機関との連携

国・県、その他関係する機関と連携しながら、DV*の防止や被害者支援などの施策を推進します。

4 進行管理

「朝霞市男女平等推進条例*」（第11条）の規定に基づく「男女平等推進事業評価」において、基本計画の指標・数値目標の達成に向け、実施した施策の成果に焦点を当て評価を行い、その評価を施策に反映させていきます。また、実施状況等について年次報告書を作成し、広く公表します。

*男女平等推進事業企画・運営協力員等…本市における男女平等推進事業の実施に当たり、地域人材の活用を図り、行政と協働して効果的な事業を推進し、男女平等推進に関する市の事業の企画・運営を行う。なお、男女平等推進事業企画・運営協力員、男女平等推進情報「そよかぜ」企画・編集協力員、あさか女（ひと）と男（ひと）セミナー企画・運営協力員が推進している。

5 指標・数値目標一覧表

施策目標	施策の方向	指 標	数値目標			評価資料
			当初値 (H26)	現状値 (R元)	目標値 (R7)	
1 男女平等の意識の浸透	1-1 男女平等の現状把握と将来像の提案	「社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位は平等である」とする市民の割合	8.1%	8.0%	20%	市民意識調査
	1-2 家庭・地域・学校における男女平等の推進	「家庭生活の中で男女の地位は平等である」とする市民の割合	27.6%	23.0%	35%	市民意識調査
2 自己実現へ向けた学習機会の充実	2-1 多様なライフコース選択の情報と機会の提供	「あさか男女（ひと）の輪サイト」をよく知っている市民の割合	3.4%	4.1%	20%	市民意識調査
	2-2 能力の開発と活動の支援	能力開発支援に関わる制度・機会を知っている女性（20～50代）の割合	11.5%	7.1%	20%	市民意識調査
3 多様性の尊重と理解促進	3-1 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重に向けた理解促進	「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）*」をよく知っている市民の割合	2.4%	5.0%	20%	市民意識調査
	3-2 性的指向・性自認(SOGI) *等に配慮した啓発の推進	★「SOGI」という言葉を正しく理解している市民の割合	—	14.3%	20%	市民意識調査
4 異性間やパートナーからの暴力の根絶	4-1 意識の啓発と情報の提供及び未然防止	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法*）」を知っている市民の割合	86.1%	87.6%	100%	市民意識調査
	4-2 相談体制の充実	市のDV相談*（配偶者暴力相談支援センター）を知っている市民の割合	33.4%	27.4%	70%	市民意識調査
5 女性の職業生活における活躍の推進	5-1 政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進	★市職員の女性管理職員の割合	17.0%	20.7%	25%	朝霞市男女平等推進年次報告書
		各審議会等での女性委員登用率が30%以上の審議会等の割合	47.2%	47.3%	70%	朝霞市男女平等推進年次報告書
6 地域団体や事業所における男女共同参画の推進	6-1 仕事と家庭・地域活動との両立支援	「ワーク・ライフ・バランス*（仕事と生活の調和）」をよく知っている市民の割合	25.5%	38.7%	50%	市民意識調査
	6-2 地域活動や自主防災組織等における男女共同参画の推進	★自治会や町内会の活動に参加している人の割合	21.0%	18.3%	25%	市民意識調査

※1 上記は本計画「施策の方向」説明部分の最下段に掲載されている指標を一覧表として再掲したものの。

※2 ★が付いている指標については、後期計画の策定に伴い新たに目標設定したものの。

※3 太枠で囲んだ部分は、「男女共同参画のためのポジティブ・アクション*」（次項参照）として目標設定したものの。

6 男女平等・共同参画のためのポジティブ・アクション

ポジティブ・アクション

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）*とは、女性の能力を発揮するために、男女に均等な機会を提供する取組です。

「第2次朝霞市男女平等推進行動計画*後期基本計画」では、「様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において男女のいずれかの一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの」と定義しています。

国や市の取組

国では、男女共同参画社会の実現に向け、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度となるよう期待」し2003年に目標設定しました。女性の参画を拡大する最も効果的な施策の1つであるポジティブ・アクションを推進し、関係機関への情報提供・働きかけ・連携を行ってきましたが、全体の30%の水準に到達しそうとは言えない状況であることから、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるようめざして取組を進めています。

さらに、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りが少ないような社会となることをめざしています。

市では、「特定事業主行動計画」を策定し、女性管理職への登用や審議会等の男女委員比率の均整化など、男女間の格差を改善するための目標を掲げ取り組んでいます。

5-1 政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画の推進

指 標	数値目標			評価資料
	当初値(H26)	現状値(R元)	目標値(R7)	
市職員の女性管理職員の割合	17.0% (H27.4 現在)	20.7% (R2.4 現在)	※ 25%	朝霞市男女平等推進行動計画報告書
各審議会等での女性委員登用率が30%以上の審議会等の割合	47.2% (H27.3 現在)	47.3% (R2.3 現在)	70%	

※「朝霞市特定事業主行動計画」に基づく

* ポジティブ・アクション（積極的改善措置）…一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。例えば、女性が少ない場合、女性枠数を設けて、人事を行う等。

資料

- 1 計画策定の経過
- 2 朝霞市男女平等推進審議会委員名簿
- 3 法令
 - 男女共同参画社会基本法
 - 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
 - 埼玉県男女共同参画推進条例
 - 朝霞市男女平等推進条例
- 4 男女共同参画関連年表
- 5 用語解説

1 計画策定の経過

年 度	月	経 過
平成 30 (2018) 年度	H31. 1月	第2回男女平等推進庁内連絡会議（1/29） ・ 男女平等推進行動計画*後期基本計画策定の基礎資料とするための男女平等に関する市民意識調査、事業所アンケート、職員意識調査について
	2月	第3回男女平等推進審議会*（2/15） ・ 男女平等推進行動計画後期基本計画策定の基礎資料とするための男女平等に関する市民意識調査・事業所アンケートについて
令和元 (2019) 年度	4月	第1回男女平等推進庁内連絡会議幹事会（4/19） ・ 男女平等推進行動計画後期基本計画策定の基礎資料とするための男女平等に関する職員意識調査について
	7月	職員意識調査実施（7/9～7/23）
	8月～9月	男女平等推進に関する市民意識調査実施（8/22～9/12） 事業所アンケート実施（8/22～9/12）
	R2. 2月	第2回男女平等推進庁内連絡会議（2/6） ・ 職員意識調査、事業所アンケート、市民意識調査の概要報告について 第3回男女平等推進審議会（2/18） ・ 事業所アンケートの報告、市民意識調査の概要報告について
令和2 (2020) 年度	7月	第1回男女平等推進審議会（7/15） ・ 第2次男女平等推進行動計画後期基本計画（案）について、市民意識調査報告について
	8月	第2回男女平等推進審議会（8/26） ・ 第2次男女平等推進行動計画後期基本計画（案）について
	9月	男女平等に関する市民意識調査結果報告書の発行 第2回男女平等推進庁内連絡会議（書面会議）及び男女平等推進庁内連絡会議幹事会（書面会議）実施（9/11～9/25） 事業企画運営協力員等に意見聴取（9/11～9/25） ・ 第2次男女平等推進行動計画後期基本計画（案）について
	10月	第3回男女平等推進審議会（10/2） ・ 第2次男女平等推進行動計画後期基本計画（素案）について
	11月	パブリック・コメント実施（10/20～11/20） 職員コメント実施（11/6～11/20）
	12月	第4回男女平等推進審議会（12/18） ・ 第2次男女平等推進行動計画後期基本計画（素案）について
	1月	政策調整会議（1/12） 庁議（1/21）
	3月	第2次男女平等推進行動計画後期基本計画策定

2 朝霞市男女平等推進審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

選出区分	委員氏名	任期	職	備考
男女平等の推進に関する活動を行っている者	小島真知子	H29.7.15～R1.7.14	委員	男女平等推進事業企画・運営協力員*
		R1.7.15～R3.7.14	//	
	星名 弘恵	H29.7.15～R1.7.14	委員	女性センター*登録団体
		R1.7.15～R3.7.14	//	
関係行政機関の職員	大澤 勇	H29.7.15～R1.7.14	//	埼玉県朝霞保健所
		R1.7.15～R2.3.31	//	
	磯山 道則	R2.4.1～R3.7.14	//	埼玉県男女共同参画推進センター
	都築 久江	H29.7.15～R1.3.31	//	
	上木 孝子	R1.4.1～R1.7.14	//	
		R1.7.15～R3.7.14	//	
	山田 智子	H29.7.15～R1.3.25	//	埼玉県朝霞警察署
	安藤 和也	R1.3.26～R1.7.14	//	
R1.7.15～R3.7.14		//		
知識経験者	金子智恵子	H29.7.15～R1.7.14	//	朝霞市商工会
		R1.7.15～R3.7.14	副会長	
	久慈須美子	H29.7.15～R1.7.14	副会長	女性起業家
		R1.7.15～R3.7.14	委員	
	栗山 昇	H29.7.15～R1.7.14	会長	人権擁護委員
		R1.7.15～R3.7.14	//	
	土佐 隆子	H29.7.15～R1.7.14	委員	民生委員児童委員
		R1.7.15～R3.7.14	//	
関 直規	H29.7.15～R1.7.14	//	東洋大学	
内山 有子	R1.7.15～R3.7.14	//		
公募による市民	小暮真一郎	H29.7.15～R1.7.14	//	
	佐藤 啓子	H29.7.15～R1.7.14	//	
	横井 泰夫	H29.7.15～R1.7.14	//	
	西澤 孝	R1.7.15～R3.7.14	//	
	嶋田 弘子	R1.7.15～R3.7.14	//	
	岩谷 直美	R1.7.15～R3.7.14	//	

3 法令

○男女共同参画社会*基本法

(平成十一年法律第七十八号)

改正 平成十一年七月十六日法律第二百号

同 十一年十二月二十二日同第六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行わ

れなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社

会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べ

ること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもの

のほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年一月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（以下略）

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律*

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正：令和元年六月二六日法律第四六号

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者か

らの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条** 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を

行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するものとする。
- 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するように努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他

の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和三十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和三十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和三十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対

する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミ

り装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常

所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）と同項第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

- 第十四条** 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

- 第十五条** 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第

一項第五号イから二までに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

- 第十六条** 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令も取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三

月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申し立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申し立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行

うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
 - 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
 - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるもの

とする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相

談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一六年六月二日法律第六四号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年七月一一日法律第一一三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律によ

る改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則（令和元年六月二六日法律第四六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

二 第二条（次号に掲げる規定を除く。）の規定並びに次条及び附則第三条の規定 令和四年四月一日

三 第二条中児童福祉法第十二条の改正規定（同条第四項及び第六項に係る部分並びに同条第一項の次に一項を加える部分に限る。）及び同法第十二条の五の改正規定 令和五年四月一日

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律*

(平成二十七年法律第六十四号)

改正 令和元年六月五日法律第二四号

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮でき

るようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
 - 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条** 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条** 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関す

る取組の内容に関する事項

- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該

事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和

二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七

年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職

員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活と

の両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定

法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、

なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成二九年三月三十一日法律第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の

規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和元年六月五日法律第二四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○埼玉県男女共同参画推進条例

平成十二年三月二十四日
条例第十二号

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女平等の実現については、国際婦人年以來、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある二十一世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共

に責任を担うことをいう。

二 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。

3 県は、第一項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるよ

うに努めるものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第七条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第八条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(県の施策等)

第九条 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

- 一 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。
- 二 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるように努めること。
- 三 あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるように努めること。
- 四 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合にあっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。
- 五 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように

努めること。

六 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。

七 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。

八 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

(埼玉県男女共同参画審議会)

第十条 埼玉県男女共同参画審議会(第十二条第三項において「審議会」という。)は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。

一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

二 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

(総合的な拠点施設の設置)

第十一条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(基本計画の策定)

第十二条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。
- 4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(苦情の処理)

第十三条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案につ

いて、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者（次項において「県民等」という。）からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

- 2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。
- 3 第一項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるように勧告等を行うものとする。
- 4 第一項の機関は、第二項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

（年次報告）

第十四条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

（委任）

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
ただし、第十三条の規定は、同年十月一日から施行する。

○朝霞市男女平等推進条例*

平成 15 年 3 月 24 日公布
朝霞市条例第 15 号

目次

- 前文
- 第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）
- 第 2 章 基本的施策（第 10 条—第 17 条）
- 第 3 章 具体的施策（第 18 条—第 23 条）
- 第 4 章 朝霞市男女平等推進審議会（第 24 条—第 29 条）
- 第 5 章 雑則（第 30 条）
- 附則

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、男女平等の実現に向け、国際的にも国内においても様々な取組がなされてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、ドメスティック・バイオレンスが顕在化するなど男女平等の実現には多くの課題が残されている。

国においては、男女共同参画社会基本法が制定され、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けている。

朝霞市においては、朝霞市女性行動計画を策定し、市民と行政が一体となり男女平等の推進に努めてきた。

急速な社会環境の変化とともに、多様な生き方を認める社会に変わりつつある現在、朝霞市が豊かで安心できる社会を築いていくためには、地域の特性を踏まえた上、男女が、社会の対等な構成員として認め合い、あらゆる分野に対等に参画できる社会を実現することが重要である。

ここに、私たちは、男女が平等な社会の構築を目指し、その基本理念を明らかにし、男女平等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女平等の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務並びに教育における責務を明らかにするとともに、男女平等の推進に関する市の施策の基本的事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、あらゆる人々が、性別、年齢、身体上の障害の有無、国籍等にかかわらず住みやすく暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女平等 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、個人として能力を発揮する機会が確保されることにより対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他親密な関係にある者（過去に配偶者、恋人その他親密な関係にあった者を含む。）が相手方に対して振るう身体的、精神的、性的又は経済的暴力をいう。

(基本理念)

第 3 条 男女平等の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること及び男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないことを旨として、行われなければならない。

- 2 男女平等の推進に当たっては、性別による固定的な役割分業意識を解消し、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において男女が個人として能力を発揮できる機会が確保され、多様な生き方ができ、自己の責任に基づく自己決定権が確立されなければならない。
- 3 男女平等の推進は、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女平等の推進は、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 5 男女平等の推進は、性別、年齢、身体上の障害の有無、国籍等にかかわらず、あらゆる差別と暴力を決して許さない社会を構築することを旨として、行われなければならない。
- 6 男女平等の推進に当たっては、市、市民及び事業者が自らの責任を自覚し、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において主体的にその役割を果たし、及び相互の創意工夫によって互いに協働して、行われなければならない。
- 7 男女平等の推進に当たっては、男女平等の推進に向けた取組が国際社会における取組と密

接な関係を有していることにかんがみ、国際的な協力の下に行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市の主要な政策として男女平等の推進に関する施策（積極的格差是正措置及び性別による差別的取扱いその他の男女平等の推進を阻害する要因の解消を含む。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、男女平等の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念に配慮するものとする。
- 3 市は、男女平等の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 市は、国、県及び他の市町村との連携を図るとともに、男女平等の推進に関する施策を効果的に推進するために、市民等と協働するものとする。
- 5 市は、事業者の男女平等の推進状況を把握するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女平等に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において相互に協力して、男女平等の推進に寄与するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が行う男女平等の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において男女が対等に参画する機会を確保するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、職業生活と家庭生活その他の生活を両立して行うことができる多様な就業形態に配慮した就業環境の改善に努めなければならない。
- 3 事業者は、市が行う男女平等の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育における責務)

第7条 学校教育その他教育に携わる者は、教育を行うに当たっては、基本理念に配慮しなければならない。

- 2 何人も、子どもの教育に当たっては、家庭、学校及び地域において、男女が共に積極的に参画するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、家庭、職場、学校、地域等において、セクシュアル・ハラスメント、ドメス

ティック・バイオレンスその他の性別による差別と暴力を行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分業意識及びセクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別による差別と暴力を助長する表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(行動計画)

第10条 市長は、男女平等の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女平等の推進に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

- 2 行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女平等の推進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女平等の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、行動計画の策定に当たっては、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、朝霞市男女平等推進審議会に諮問しなければならない。
- 4 市長は、行動計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 市長は、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて行動計画の見直しを図るものとする。
- 6 第3項及び第4項の規定は、行動計画の変更について準用する。

(事業等の評価)

第11条 市長は、朝霞市男女平等推進審議会の意見を聴いた上、男女平等の推進に関する市の事業等を評価し、これを公表するものとする。

- 2 前項の評価は、市長が別に定める評価基準により行うものとする。

(調査研究)

第12条 市は、男女平等の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(啓発及び人材の育成)

第13条 市は、市民等と共に、男女が対等に参画することができる体制の整備が積極的に行われるよう啓発に努めるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市は、市民等と共に、男女平等の推進に関する啓発に努めるものとする。

- 3 市は、男女平等に関する市民等の理解を深めるために必要な人材を育成するよう努めるものとする。

(年次報告)

- 第14条 市長は、男女平等の推進に関する施策の実施状況等について年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(学校教育及び社会教育における措置)

- 第15条 市は、学校教育及び社会教育において、男女平等の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

(市民等への支援)

- 第16条 市は、男女平等の推進に関する自主的な取組を行う市民等に対し、情報提供その他必要な支援を行うものとする。

(家庭生活と職業生活等との両立への支援)

- 第17条 市は、男女が共に家庭生活と職業生活その他の生活との両立ができるように、子の養育、家族の介護等において必要な支援に努めるものとする。

第3章 具体的施策

(顕彰)

- 第18条 市は、男女平等の推進に関する取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている市民等に対し、顕彰を行うものとする。

(積極的格差是正措置)

- 第19条 市は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動について、男女間に参画する機会の格差が生じている場合において、市民等と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるよう努めるものとする。
- 2 市は、男女平等の推進のため、市の組織運営において個人の能力を合理的かつ適切に評価し、積極的格差是正措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 市長その他の執行機関は、附属機関を組織する委員その他の構成員を委嘱し、又は任命するに当たっては、積極的格差是正措置を講ずることにより、男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(総合的な拠点施設の設置)

- 第20条 市は、男女平等の推進に関する施策を実施し、及び市民等の男女平等の推進に関する取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するよう努めるものとする。
- 2 市は、前項に規定する拠点施設の設置及び運営に関して広く市民等の意見を聴くものとする。

る。

(ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の救済の促進)

- 第21条 市は、県、他の市町村、関係機関及び民間団体と連携し、ドメスティック・バイオレンスの防止及びドメスティック・バイオレンスによる被害者(次項及び第3項において「被害者」という。)の救済の促進を図るものとする。
- 2 市は、被害者の救済に係る人材の育成及び資質の向上を図るものとする。
- 3 市は、ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の救済を図るため、市民等に対し、必要な支援に努めるものとする。

(性別による権利侵害の防止)

- 第22条 前条に定めるもののほか、市は、県、他の市町村、関係機関等と連携し、セクシュアル・ハラスメントその他の性別による差別と暴力の防止に努めるものとする。

(男女平等苦情処理委員の設置等)

- 第23条 男女平等の推進を阻害する要因によって人権を侵害され、又は社会的な慣行等により差別的取扱いを受けた者からの申出を適切かつ迅速に処理するため、男女平等苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。
- 2 前項の申出ができる者は、次に掲げる者とする。
- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市内に存する学校に在学する者
- 3 苦情処理委員は、必要があると認めるときは、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、又は出席を求めて事情を聴くことができる。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、苦情処理委員の意見に基づき、関係者に助言及び是正の勧告を行うことができる。

第4章 朝霞市男女平等推進審議会

(朝霞市男女平等推進審議会の設置)

- 第24条 男女平等を推進する上で必要な事項を審議するため、朝霞市男女平等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第25条 審議会は、第10条第3項(同条第6項において準用する場合を含む。)及び第11条第1項に定めるもののほか、男女平等の推進に関する施策等に関する重要事項について市長の諮問に応じて審議し、答申する。

- 2 審議会は、男女平等の推進に関する施策等に関する重要事項について、市長に意見を述べることができる。

(委員)

第26条 審議会は、委員13人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 男女平等の推進に関する活動を行っている者
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) 知識経験者
 - (4) 公募による市民
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第27条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第29条 審議会の庶務は、総務部人権庶務課において処理する。

第5章 雑則

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。
ただし、第23条の規定は、同年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年条例第41号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

4 男女共同参画関連年表

年	世界	国	埼玉県	朝霞市
昭和 50 (1975)	・ 国際婦人年世界会議 (メキシコシティ) で「世界行動計画」を採択【第1回世界女性会議】	・ 総理府に「婦人問題企画推進本部」、「婦人問題企画推進本部会議」設置 ・ 総理府婦人問題担当室開設		
昭和 51 (1976)	・ 「国連婦人の十年」始まる (~ 1985 年)	・ 「特定業種育児休業法」施行 ・ 「民法等の一部を改正する法律」施行 (離婚後の氏の選択自由)	・ 生活福祉部婦人児童課に婦人問題担当副参事設置	
昭和 52 (1977)		・ 「国内行動計画 (昭和 52 ~ 61 年度)」策定 ・ 国立婦人教育会館が嵐山町に開館	・ 企画財政部に婦人問題企画室長設置 ・ 「婦人問題庁内連絡会議」設置 ・ 「埼玉婦人問題会議」発足	
昭和 53 (1978)			・ 「埼玉県婦人問題協議会」設置	
昭和 54 (1979)	・ 国連第 34 回総会で「女子差別撤廃条約」採択		・ 県民部に婦人問題企画室長設置	
昭和 55 (1980)	・ 「国連婦人の十年」中間年世界会議 (コペンハーゲン)【第2回世界女性会議】	・ 「女子差別撤廃条約」に署名	・ 「県民部婦人対策課」設置 ・ 「婦人関係行政推進会議」設置 ・ 「婦人の地位向上に関する埼玉県計画 (昭和 54 ~ 60 年度)」策定	
昭和 56 (1981)	・ 「女子差別撤廃条約」発効 ・ 「ILO 第 156 号条約」(家族的責任条約) 採択	・ 「民法及び家事審判法の一部を改正する法律」施行 (配偶者の相続分 1/3 から 1/2 へ引き上げ)		
昭和 57 (1982)		・ 「母子福祉法の一部を改正する法律」施行 (寡婦も母子家庭に準じた取り扱い)		
昭和 59 (1984)		・ パートタイム労働対策要綱制定	・ 「婦人の地位向上に関する埼玉県計画 (修正版)」策定	
昭和 60 (1985)	・ 「国連婦人の十年」最終年世界会議 (ナイロビ) で、「西暦 2000 年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」を採択、NGO フォーラム開催【第3回世界女性会議】	・ 「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」施行 (子の国籍を父系血統主義から父母両系主義へ) ・ 「女子差別撤廃条約」批准	・ 「国連婦人の十年」最終年世界会議 NGO フォーラムに派遣団参加	

年	世界	国	埼玉県	朝霞市
昭和 61 (1986)		<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人問題企画推進有権者会議」設置 ・「国民年金等の一部を改正する法律」施行（女性の年金権の確立） ・「男女雇用機会均等法*」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女平等社会確立のための埼玉県計画（昭和61～平成7年度）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・企画課に婦人問題連絡窓口を設置 ・「婦人問題庁内連絡会議」を設置
昭和 62 (1987)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画（昭和 62～平成 12 年度）」策定 ・所得税法改正（配偶者特別控除制度新設）、施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人対策課」を「婦人行政課」に名称変更 	
昭和 63 (1988)		<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法改正（週 40 時間制） 		<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人対象事業分類表」作成
平成 2 (1990)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連経済社会理事会「ナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女平等社会確立のための埼玉県計画（修正版）」策定 ・埼玉県民活動総合センター（伊奈町）の開館 	
平成 3 (1991)		<ul style="list-style-type: none"> ・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」の第 1 次改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「婦人行政課」を「女性政策課」に名称変更 ・「婦人関係行政推進会議」を「女性関係行政推進会議」に名称変更 ・「埼玉県婦人問題協議会」を「埼玉県女性問題協議会」に名称変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活課に「女性政策係」を設置 ・「婦人問題庁内連絡会議」を「女性政策庁内連絡会議」に名称変更
平成 4 (1992)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業等に関する法律」施行 ・初の婦人問題担当大臣誕生 		
平成 5 (1993)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連世界人権会議（ウィーン）「ウィーン宣言」採択 ・国連「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「パートタイム労働法」成立、施行 	「埼玉女性の歩み」発行	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回女性セミナー開催 ・市民向け情報紙「そよかぜ」発行
平成 6 (1994)	<ul style="list-style-type: none"> ・「ILO 第 175 号条約」（パートタイム労働に関する）採択 ・国際人口・開発会議（カイロ）「カイロ宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・総理府に「男女共同参画室」新設 ・「男女共同参画審議会」設置 ・内閣に「男女共同参画推進本部」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・「1994 彩の国の女性」発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「朝霞市女性に関する市民意識調査」実施

年	世界	国	埼玉県	朝霞市
平成7 (1995)	<ul style="list-style-type: none"> 第4回世界女性会議(北京)で、「北京宣言及び行動綱領」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「育児・介護休業法」成立、施行(一部平成11年施行) 「ILO第156号条約(家族的責任条約)批准 	<ul style="list-style-type: none"> 「2001 彩の国男女共同参画プログラム(平成7～13年度)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 朝霞市女性行動計画調査研究のため「女性政策庁内連絡会議幹事会」設置 第4回世界女性会議(北京)に朝霞市民派遣 日本女性会議(新潟)に朝霞市民派遣
平成8 (1996)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会より「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画2000年プラン(21世紀初頭まで)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「世界女性みらい会議」開催 	<ul style="list-style-type: none"> 女性行動計画策定に関する提言のため「朝霞市女性行動計画懇話会」設置 市長に提言書提出(朝霞市女性行動計画懇話会解消)
平成9 (1997)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法*」改正(女性に対する差別の禁止、セクハラ防止、ポジティブ・アクション*の奨励) 「労働基準法」一部改正(女性の時間外・休日労働、深夜業規制を解消等) 「育児・介護休業法」一部改正(労働者の深夜業制限の制度創設) 	<ul style="list-style-type: none"> 「県民部女性政策課」から「県環境生活部女性政策課」に組織変更 「女性関係行政推進会議」を「男女共同参画推進会議」に改組 女性センター(仮称)基本構想策定 	<ul style="list-style-type: none"> 朝霞市女性行動計画「共にいきいきと暮らせる明日のためにあさか女と男プラン(平成9～17年度)」策定 「男女共同参画社会*づくり推進委員会」設置
平成10 (1998)		<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画審議会より「男女共同参画社会基本法(仮称)」答申 	<ul style="list-style-type: none"> 女性センター(仮称)基本計画策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「朝霞市女性行動計画実施計画(平成10～12年度)」策定
平成11 (1999)	<ul style="list-style-type: none"> 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画社会基本法」成立、施行 「改正男女雇用機会均等法」、「改正労働基準法」、「育児・介護休業法」の全面施行 	<ul style="list-style-type: none"> 女性問題協議会より「男女共同参画推進条約(仮称)」答申 	
平成12 (2000)	<ul style="list-style-type: none"> 国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)で「政治宣言」及び「成果文書」を採択 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度開始 「ストーカー規制法」成立、施行 「児童虐待防止法」成立、施行 「男女共同参画基本計画(平成12～22年度)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「彩の国国際フォーラム2000」開催 「埼玉県男女共同参画推進条約」施行 苦情処理機関の設置 訴訟支援の実施 「埼玉県女性問題協議会」を「埼玉県男女共同参画審議会」に名称変更 	<ul style="list-style-type: none"> 女性総合相談*事業開始

年	世界	国	埼玉県	朝霞市
平成 13 (2001)		<ul style="list-style-type: none"> ・「総理府男女共同参画室」から「内閣府男女共同参画局」に改組 ・「男女共同参画会議」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律*」(DV防止法) 施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性政策課」を「男女共同参画課」に名称変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・「朝霞市女性行動計画実施計画(平成13～15年度)」策定
平成 14 (2002)		<ul style="list-style-type: none"> ・「改正育児・介護休業法」施行(仕事と家庭の両立支援策の充実) 	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県男女共同参画推進センター(With You さいたま) 開設 ・「男女共同参画推進プラン2010(平成14～22年度)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「(仮称)朝霞市男女共同参画推進条例検討委員会」設置 ・市長に答申提出(「(仮称)朝霞市男女共同参画推進条例検討委員会」解消)
平成 15 (2003)		<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成対策推進法」施行 ・「少子化社会対策基本法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画に関する意識・実態調査～社会参画と家庭生活へのチャレンジ～」実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会*づくり推進委員会」廃止 ・「朝霞市女性行動計画実施計画(平成15～17年度)」策定 ・「朝霞市男女平等推進条例*」制定 ・「女性政策庁内連絡会議」を「男女平等推進庁内連絡会議」に名称変更 ・「あさか女と男プラン推進委員会」設置 ・「朝霞市男女平等推進審議会*」設置 ・「朝霞市男女平等推進条例施行規則」施行 ・「朝霞市男女平等苦情処理委員*」設置
平成 16 (2004)		<ul style="list-style-type: none"> ・「DV防止法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・彩の国女性チャレンジ支援事業スタート 	<ul style="list-style-type: none"> ・「朝霞市男女平等に関する市民意識調査」実施

年	世界	国	埼玉県	朝霞市
平成 17 (2005)	<ul style="list-style-type: none"> 第 49 回国連婦人の地位委員会「北京 + 10」開催 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画基本計画（第 2 次）（平成 32 年まで。具体的施策は平成 22 年度末まで）」策定 「改正育児・介護休業法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> さいたま輝き荻野吟子賞の創設 	<ul style="list-style-type: none"> 朝霞市男女平等推進審議会*から市長に「〔仮称〕朝霞市男女平等推進行動計画*策定への提言書」を提出 「あさか女（ひと）と男（ひと）プラン推進委員会」廃止 市民生活課「女性政策係」を「男女平等推進係」に名称変更 「朝霞市男女平等推進行動計画（平成 18～27 年度）」策定 「朝霞市男女平等推進行動計画実施計画（平成 18～20 年度）」策定
平成 18 (2006)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法*」一部改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する埼玉県基本計画（平成 18～20 年度）」策定 	
平成 19 (2007)		<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法の一部改正」施行（性別による差別禁止の範囲拡大） 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス*）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の決定 「DV 防止法*」2 次改正 	<ul style="list-style-type: none"> 「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」中間見直し、「埼玉県男女共同参画推進プラン」とする 	
平成 20 (2008)		<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者暴力防止法の一部改正」施行（保護命令制度の拡充） 	<ul style="list-style-type: none"> 女性キャリアセンター開設 	<ul style="list-style-type: none"> 「朝霞市男女平等推進行動計画実施計画（平成 20～22 年度）」策定
平成 21 (2009)			<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第 2 次）（平成 21～23 年度）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画（平成 21～27 年度）」策定

年	世界	国	埼玉県	朝霞市
平成 22 (2010)	<ul style="list-style-type: none"> 第 54 回国連婦人の地位委員会「北京 + 15」開催 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女共同参画基本計画（第 3 次）（平成 32 年まで。具体的施策は平成 27 年度末まで）」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 女性キャリアセンターを男女共同参画推進センターに組織統合 	<ul style="list-style-type: none"> 「朝霞市男女平等に関する市民意識調査」実施 事業所アンケート実施 職員意識調査実施 「朝霞市男女平等推進行動計画*後期行動基本計画（平成 23 ～ 27 年度）」策定 「朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画実施計画（平成 23 ～ 25 年度）」策定
平成 23 (2011)				<ul style="list-style-type: none"> 配偶者暴力相談支援センター事業を開始
平成 24 (2012)			<ul style="list-style-type: none"> 「埼玉県男女共同参画基本計画（平成 24 ～ 28 年度）」策定 「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第 3 次)(平成 24 ～ 28 年度)」策定 産業労働部ウーマノミクス*課設置 女性キャリアセンターをウーマノミクス*課に組織変更 埼玉県男女共同参画推進センター（With You さいたま）に配偶者暴力相談支援センターの機能を付加 	
平成 25 (2013)		<ul style="list-style-type: none"> 「DV 防止法*」一部改正 		<ul style="list-style-type: none"> 朝霞市女性センター（それいゆぷらざ）*開設 「朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画実施計画（平成 25 ～ 27 年度）」策定
平成 26 (2014)				<ul style="list-style-type: none"> 「朝霞市男女平等に関する市民意識調査」実施 事業所アンケート実施 職員意識調査実施
平成 27 (2015)	<ul style="list-style-type: none"> 第 59 回国連婦人の地位委員会「北京 + 20」開催 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性活躍推進法*」成立、施行（一部は平成 28 年施行） 「第 4 次男女共同参画基本計画」策定 		<ul style="list-style-type: none"> 「第 2 次朝霞市男女平等推進行動計画(平成 28 ～ 37 年度)」策定
平成 28 (2016)				<ul style="list-style-type: none"> 「第 2 次朝霞市男女平等推進行動計画実施計画（平成 28 ～ 32 年度）」策定

年	世界	国	埼玉県	朝霞市
平成 29 (2017)		<ul style="list-style-type: none"> 性犯罪規定の改正及び厳罰化のための刑法の一部改正 「男女雇用機会均等法*の一部改正」施行(マタハラ防止等) 	<ul style="list-style-type: none"> 「埼玉県男女共同参画基本計画(平成 29～33 年度)」策定 「配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第 4 次)(平成 29～33 年度)」策定 	<ul style="list-style-type: none"> 「第 2 次朝霞市男女平等推進行動計画実施計画【改訂版】(平成 28～32 年度)」策定
平成 30 (2018)		<ul style="list-style-type: none"> 「政治分野における男女共同参画推進法」成立、施行 		
平成 31 ／令和元 (2019)		<ul style="list-style-type: none"> 「女性活躍推進法*の一部改正」成立(行動計画の策定義務対象拡大、情報公表の強化等) 		<ul style="list-style-type: none"> 「朝霞市男女平等に関する市民意識調査」実施 事業所アンケート実施 職員意識調査実施
令和 2～ (2020)	<ul style="list-style-type: none"> 第 64 回国連婦人の地位委員会「第 4 回世界女性会議から 25 周年を迎えるに当たっての政治宣言」(※新型コロナウイルス感染拡大により、1 日間のみの開催) 第 75 回国連総会「第 4 回世界女性会議 25 周年記念ハイレベル会合」開催 	<ul style="list-style-type: none"> 「男女雇用機会均等法の一部改正」施行(セクハラ防止対策の強化等) 「第 5 次男女共同参画基本計画」策定 		<ul style="list-style-type: none"> 「第 2 次朝霞市男女平等推進行動計画*後期基本計画(令和 3～7 年度)」策定 「第 2 次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画実施計画(令和 3～7 年度)」策定

5 用語解説

行	用語	説明	頁
A～Z	DV（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者やパートナー等親密な関係にある（あった）者が、相手に対して振るう身体的・性的・精神的・経済的暴力のこと。また、人間らしく生きる権利を奪うもの。例えば、殴る・蹴る、威嚇する、配偶者や恋人の存在や要望を理由もなく無視する、家族や友人との付き合いを制限する、生活費を渡さないなど、苦痛を与える行為のこと。また、デートDVとは恋人同士の間で起こる暴力のことをいう。	2,5,6,7,8,9,12,29,36,45,46,48,49,54,58,59
	DV相談	本市が行っている相談で、配偶者やパートナー等親密な関係にある（あった）者同士の間で振られる暴力に関する相談。	2,36,47,48,60
	DV対策関係機関ネットワーク会議	DVに係る情報の交換及び共有に関することや、DVの防止に係る啓発活動に関することなど、DVの防止並びにその被害者の保護及び自立支援に関する対策について、関係する機関が連携し、総合的に推進するため設置している。	49
	LGBTQ（エルジービーティーキュー）	レズビアン（L：女性同性愛者）、ゲイ（G：男性同性愛者）、バイセクシュアル（B：同性も異性も好きになる人）、トランスジェンダー（T：身体の性と心の性が異なる人）、クエスチョニング（Q：自分自身の性自認や性的指向に迷ったり、探している人）の頭文字をとった言葉。	36,42,43
	NPO	Non-Profit Organization の略で、「特定非営利活動法人」や「民間非営利組織」等と訳される。政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援の下で社会的な公益活動を行う組織・団体を指す。	39
ア	アウティング	本人の了解を得ずに、本人が公にしていない性的指向や性自認を他の人に伝え、拡散してしまうこと。	42
	あさか女（ひと）と男（ひと）セミナー	男女平等に関する情報の提供や、学びを通じて男女平等を推進し、地域の人材育成につなげることを目的に実施する連続セミナーのこと。セミナーは、「あさか女（ひと）と男（ひと）セミナー企画・運営協力員」と協働で実施している。	27
	ウーマノミクス	ウーマン（Woman）とエコノミクス（Economics）の造語で、女性の活躍によって経済を活性化すること。埼玉県では「埼玉版ウーマノミクス」を掲げ、全国に先駆けて課題解決に取り組んでいる。	98
カ	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとした場合の平均の子どもの数のこと。	19,20
サ	ジェンダー	本来の生物学的な性別（セックス）ではなく、女らしさ・男らしさといった社会的・文化的に形成された性別のこと。	13

行	用語	説明	頁
サ	それいゆぷらざ (女性センター)	市民の交流や講座の開催、また、DV相談や女性総合相談など男女平等に関する様々な施策を推進する総合的な拠点施設として、朝霞市中央公民館・コミュニティセンターの中に設置している。「それいゆ」はフランス語で太陽の意味で「女性も男性も光り輝けるように応援する場所となるように」との思いから生まれた愛称。	2,5,6,46,59,65,98
	女性総合相談	本市が行っている相談で、親族間のもめごとや対人関係などの悩みや問題を抱える女性に対して、専門の相談員が応じている相談。	2,27,36,37,48,95
	女性に対する暴力をなくす運動	国では、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであることから、毎年11月12日から国連の定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」の25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定めている。平成13(2001)年6月5日、男女共同参画推進本部決定。具体的には、ポスター等の作成配布やメディアを利用した広報活動、講演会等の啓発活動、相談窓口の開設などを行い、関係機関の連携強化と意識啓発、教育の充実を図る。	45
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)	女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的として、平成28(2016)年に施行された。民間企業等(一般事業主。常時雇用する労働者の数が100人以下の一般事業主については努力義務)並びに国及び地方公共団体の機関(特定事業主)に、事業主行動計画の策定・公表等が義務付けられている。また、地方公共団体は、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画の策定を努力義務とされている。	2,4,6,10,29,51,52,78,98,99
	性的指向・性自認(SOGI)	SOGIはSexual Orientation Gender Identityの頭文字をとった言葉で性的指向・性自認を意味する。性的指向は、恋愛感情を抱く相手の性別のこと。性自認は、自身が認識している性別のこと。	7,12,42,43,60
	性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)	平成6(1994)年カイロの国際人口開発会議において提唱された概念で、人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを定める自由を持ち、そのための情報と手段を得ることができるという権利。また、差別、強制、暴力を受けることなく、生殖に関する決定を行える権利も含まれる。さらに、女性が安全に妊娠・出産を享受でき、またカップルが健康な子どもを持てる最善の機会を得られるよう適切なヘルスケア・サービスを利用できる権利。	5,7,11,12,27,28,29,40,41,60
	性別による固定的な役割分業意識	男女を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」のように、性別を理由として役割を分ける考え方のこと。	4,6,7,10,28,29,32
	セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)	相手の意思に反した、性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など様々な態様なものが含まれ、性差別、人権侵害の問題として捉えられている。特に雇用の場では、「相手の意に反した、性的な性質の言動を行い、一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」と考えられている。	36,40,44,45

行	用語	説明	頁
夕	第5次朝霞市総合計画	市政を総合的かつ計画的に推進するため、中・長期的な視点から市民と市が共に目標とする将来像を描き、その実現に向けて、将来の行政需要やまちづくりの方向性などを総合的・体系的に示すもの。これまで昭和50(1975)年から10年ごとに計画を策定し、平成28(2016)年度を初年度とする計画。	2,5
	男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会の分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会。男女共同参画社会を推進していくために、「男女共同参画社会基本法」が平成11(1999)年6月より施行されている。	2,27,61,66,95,96
	男女雇用機会均等法	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律。性別を理由とする差別の禁止が定められている。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止するための雇用管理上必要な措置を事業主に義務づけている。	52,53,94,95,97,99
	男女平等苦情処理委員	男女平等の推進を阻害する要因によって人権を侵害され、又は社会的な慣行により差別的取り扱いを受けた者からの申し出を適切かつ迅速に処理するため設置された委員。	33,58,96
	男女平等推進行動計画	「朝霞市男女平等推進条例」に基づき、男女平等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した計画。これまで平成18(2006)年度から10年ごとに計画を策定しており、平成28(2016)年度から令和7(2025)年度までの計画を「第2次朝霞市男女平等推進行動計画」としている。	2,3,4,5,10,28,29,32,35,61,64,97,98,99
	男女平等推進事業企画・運営協力員等	本市における男女平等推進事業の実施に当たり、地域人材の活用を図り、行政と協働して効果的な事業を推進し、男女平等推進に関する市の事業の企画・運営を行う。なお、男女平等推進事業企画・運営協力員、男女平等推進情報「そよかぜ」企画・編集協力員、あさか女(ひと)と男(ひと)セミナー企画・運営協力員が推進している。	59,65
	男女平等推進情報「そよかぜ」	男女が平等となる社会像の提案や男女平等推進の情報として、「そよかぜ企画・編集協力員」と協働で企画・編集し、広報あさか等で広く情報提供しているもの。	27
	男女平等推進条例	男女平等の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務並びに教育における責務を明らかにするとともに、男女平等の推進に関する市の施策の基本的事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、あらゆる人々が、性別、年齢、身体上の障害の有無、国籍等にかかわらず住みやすく暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを目的に、平成15(2003)年に施行された条例。	2,4,6,8,27,32,59,89,96
	男女平等推進審議会	男女平等の推進に関する施策等についての重要事項を審議する会議。「朝霞市男女平等推進条例」で設置が規定されている組織であり、男女平等に関する活動を行っている者や関係行政機関の職員・知識経験者・公募による市民などからなる委員で成り立っている。	5,10,27,58,64,96,97

行	用語	説明	頁
タ	庁内男女平等推進指針	「朝霞市男女平等推進条例」に基づき、市役所から率先して男女平等を推進するため、職員一人一人の男女平等意識の向上を促し、男女が平等な職場環境を整備するなど、庁内における取組を促進することを目的としている。	51,58
	デートDV	恋人同士の間で起こる暴力のこと。10～20歳代の若年層の交際において、相手が嫌がるのに無理やり力づくで言うことを聞かせたり、暴言や暴力を振るうなどの身体的・性的・精神的・経済的暴力を指す。	8,29,36,44,45
ハ	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、平成13(2001)年に制定された法律。	2,8,9,45,60,70,96,97,98
	ポジティブ・アクション（積極的改善措置）	一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。例えば、女性が少ない場合、女性枠数を設けて、人事を行う等。	60,61,95
マ	マタニティ・ハラスメント	妊娠・出産をきっかけに、肉体的、精神的な嫌がらせを受けること。具体的には、妊娠したことで解雇されたり、危険な業務を故意に割り当てたり、妊娠したことについての悪口を言ったりなどの行為が該当する。	40
	メディアリテラシー	テレビや新聞記事、インターネットなどのメディアが伝える情報を理解した上で、その内容をそのまま受け取るのではなく、どのような意図で送り出されているかを主体的・批判的に判断する能力。	34
ラ	リベンジ・ポルノ	離婚した元配偶者や別れた元交際相手が、拒否されたことの仕返しに相手の裸の画像や私的な性的画像を無断でネットの掲示板等に公開すること。	44
	労働力率	15歳以上人口に占める労働力人口の割合。	23
ワ	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。	6,52,53,58,60,97
	ワンストップ	一度の手続きで、必要とする関連作業をすべて完了させられるようにサービスを設計すること。様々な行政手続きを一度に行える「ワンストップ行政サービス」を指す。	37

第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画

令和3（2021）年3月

発行 朝霞市 総務部 人権庶務課

女性センター（それいゆぷらざ）

〒351-0016 埼玉県朝霞市青葉台1-7-1

TEL 048-463-2697

FAX 048-463-0524

<http://www.city.asaka.lg.jp/>

朝霞市女性センター それいゆふらざ



「それいゆ」とは、フランス語で「太陽」を意味し、
女性も男性も「それいゆ」のように
光り輝けるよう応援する場所となるように
との願いが込められています。



令和元年度実施 朝霞市男女平等に関する市民意識調査結果報告書《概要版》

調査の目的

この調査は、「第2次朝霞市男女平等推進行動計画後期基本計画」（令和3年度から令和7年度までの計画）の策定や、今後の取り組みに向けた重要な基礎資料とするために実施するものです。

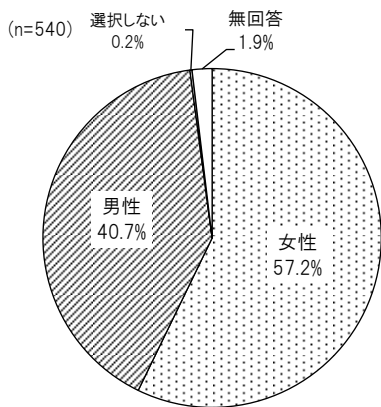
調査の概要

- 調査対象：2,000人（住民基本台帳から18歳以上の朝霞市民を無作為抽出）
- 調査方法：郵送による配布・回収
- 調査期間：令和元年8月22日（木）～9月12日（木）
- 回収数（率）：540票 [有効票540票・白票0票]（27.0%）
 - ・図表中の（n=*）は集計母数を表しています。
 - ・回答の比率（%）は、各設問の回答者数を母数として算出しているため、複数回答の設問については、選択肢ごとの比率を合計すると100%を超えることがあります。
 - ・回答の比率（%）は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、属性ごとの回答比率の合計が100%にならないことがあります。
 - ・性別のうち「選択しない」の回答者は1名と僅少だったため、性別クロス集計の分析対象としないこととします。

回答者の属性

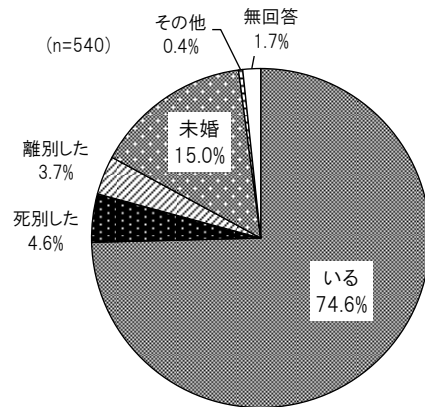
性別

◆「女性」が57.2%で過半数を占めています。



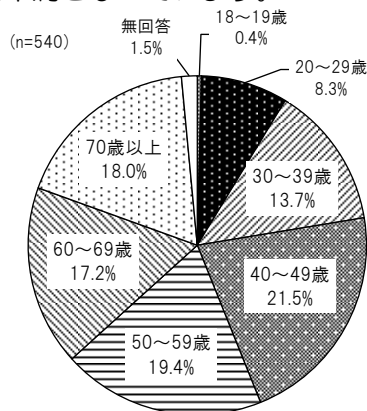
配偶者・パートナー（事実婚含む）

◆「いる」が74.6%で最も多く、「未婚」と「離別・死別」を合わせると23.3%となっています。



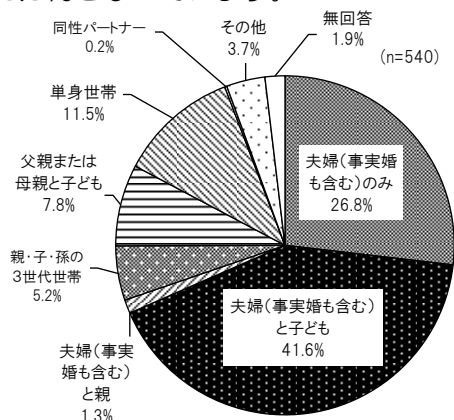
年齢

◆40歳代～70歳以上がそれぞれ17%台～21%台、30歳代は13.7%、20歳代以下は10%未満となっています。



世帯構成

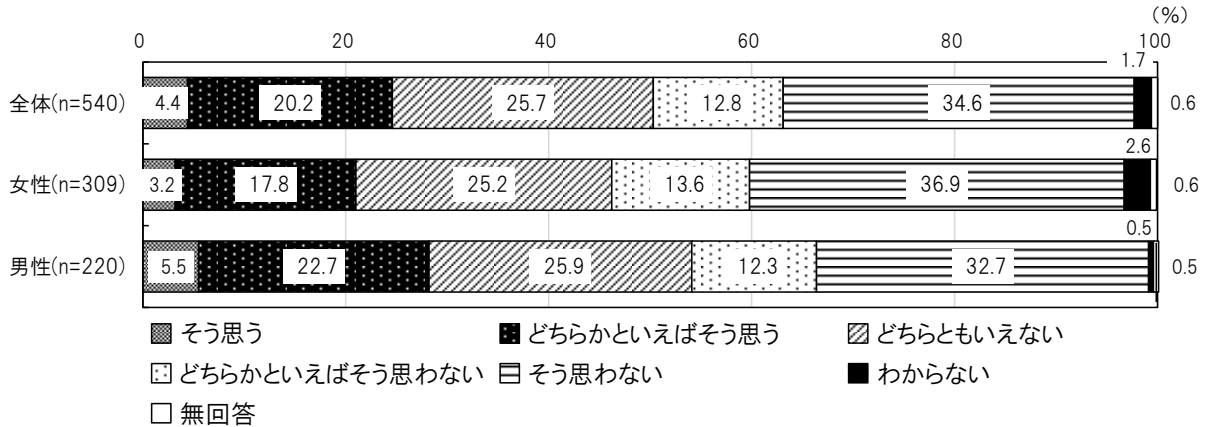
◆「夫婦（事実婚も含む）と子ども」が41.6%で最も多く、次いで「夫婦（事実婚も含む）のみ」が26.8%となっています。



家庭等での男女のあり方について

「男は仕事、女は家庭」という考え方

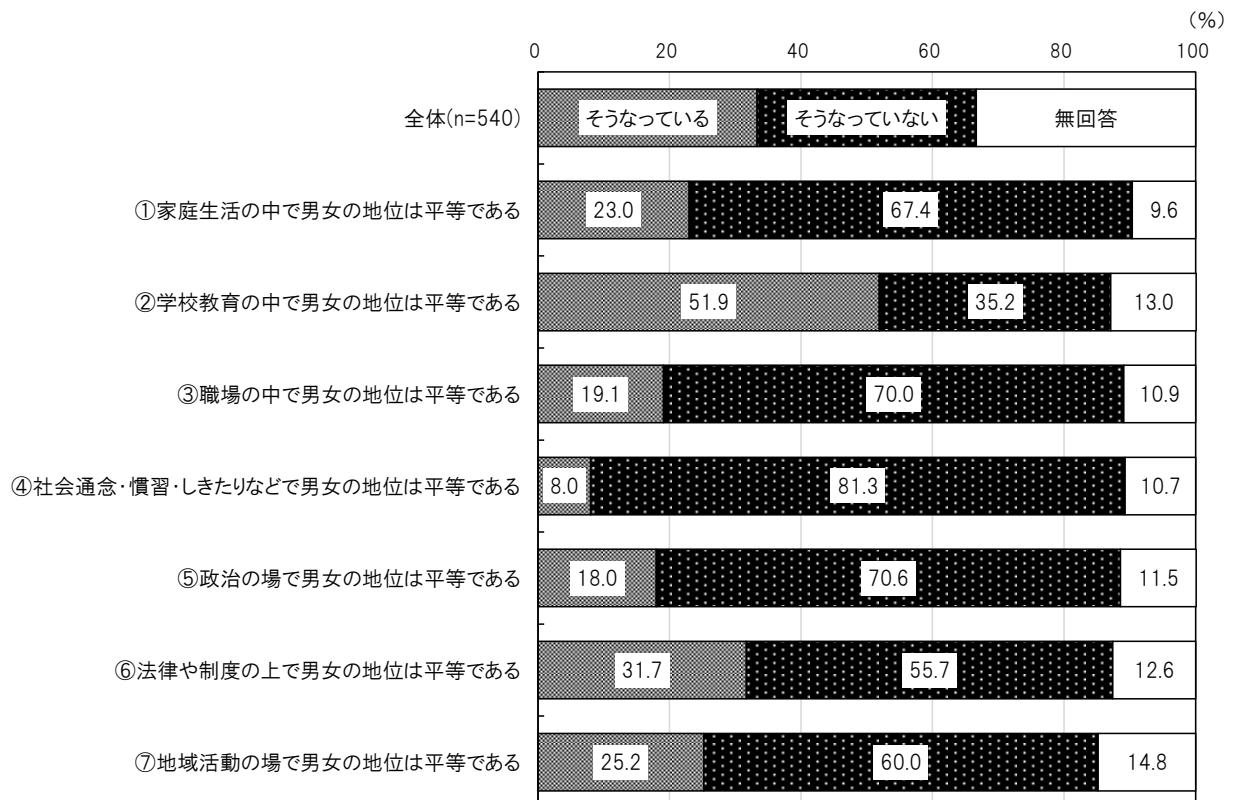
「男は仕事、女は家庭」という考え方について、否定的な意見(47.4%)が肯定的な意見(24.6%)を22.8ポイント上回っています。性別でみると、男女ともに否定的な意見が肯定的な意見を上回っていますが、男性に比べると女性の方が否定的な意見と肯定的な意見の差が大きくなっています。



男女共同参画社会について

男女平等社会のイメージ (現在)

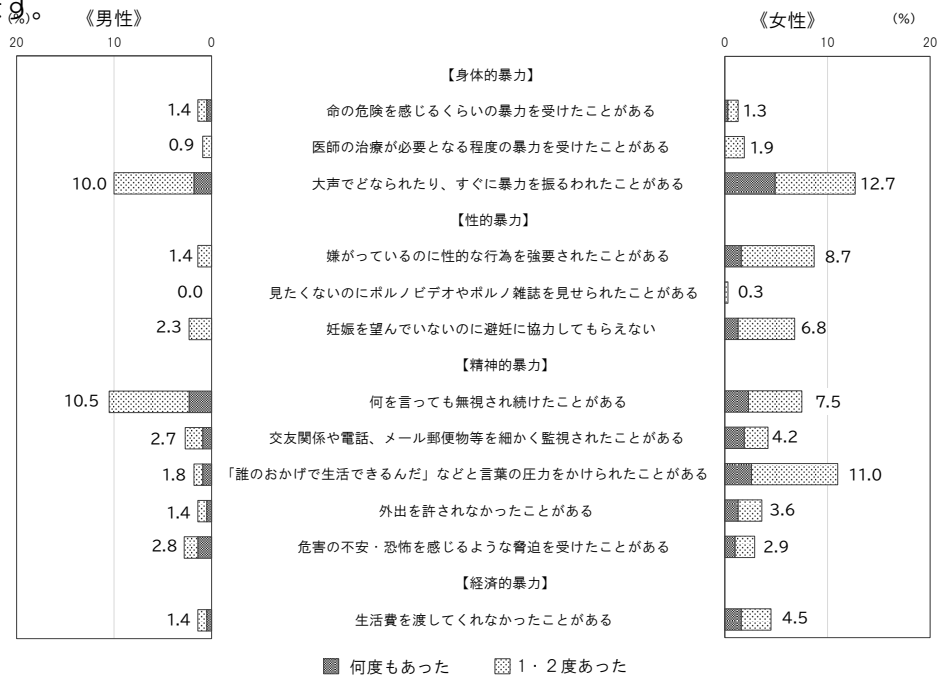
現在の社会全般の男女平等社会のイメージについて、「②学校教育の中で男女の地位は平等である」は「そうなっている」が51.9%で半数以上となっていますが、このほかの項目は「そうなっていない」の方が多くなっています。「そうなっていない」が多い順にみると、「④社会通念・慣習・しきたりなどで男女の地位は平等である」、「⑤政治の場で男女の地位は平等である」、「③職場の中で男女の地位は平等である」となっています。



配偶者等からの暴力について

配偶者等から暴力を受けた経験

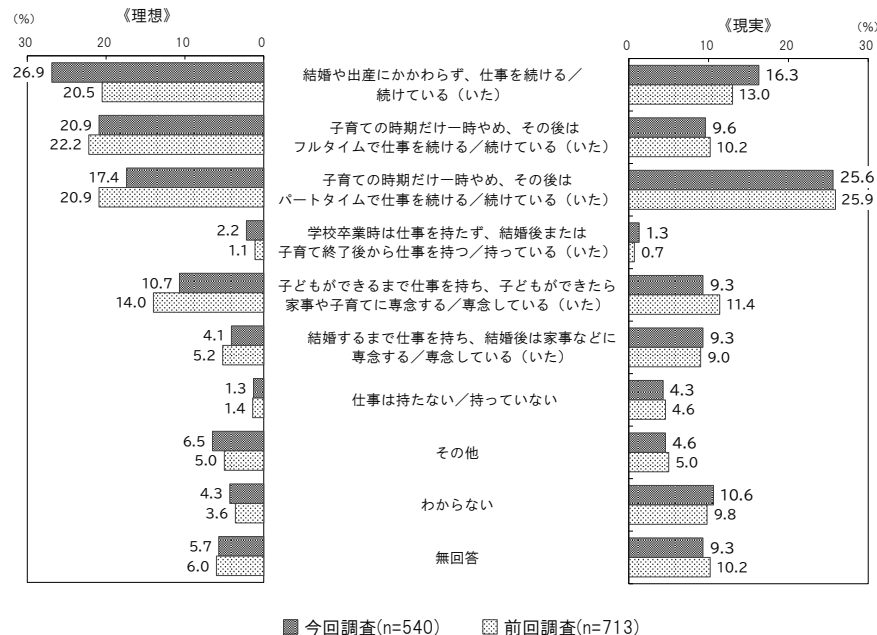
女性の方が男性よりも被害を受けている割合が多く、特に、「『誰のおかげで生活できるんだ』などと言葉の圧力をかけられたことがある」や「嫌がっているのに性的な行為を強要されたことがある」で男女の差が大きい傾向がみられます。



就業状況について

女性の働き方（理想と現実）

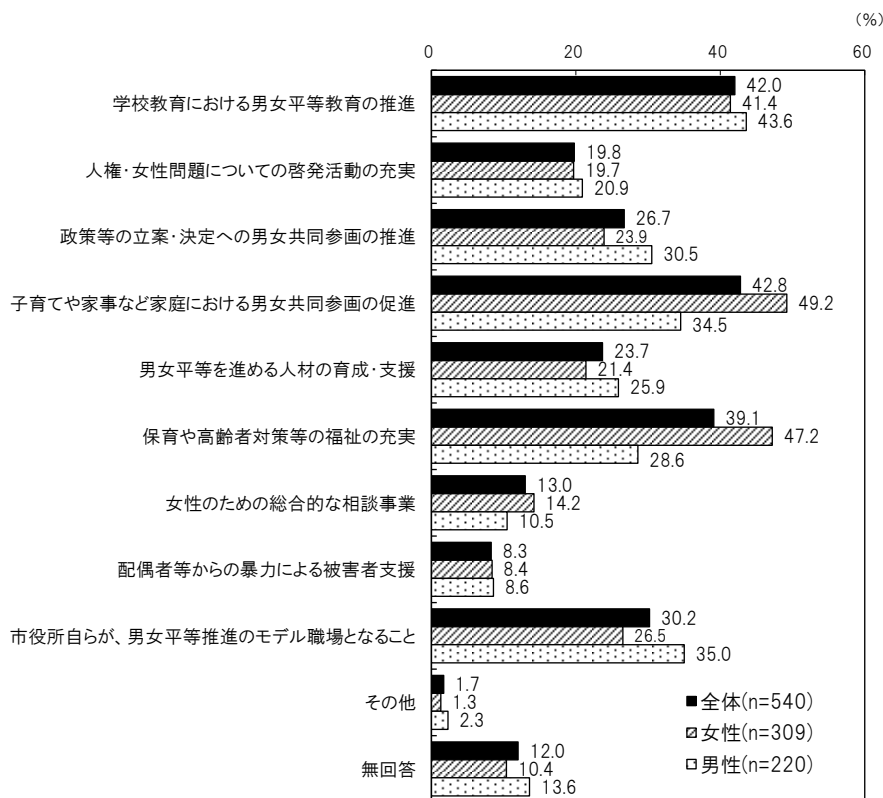
理想での女性の働き方について、「結婚や出産にかかわらず、仕事を続ける」（26.9%）が最も多く、次いで「子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続ける」（20.9%）、「子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける」（17.4%）の順になっていますが、現実の女性の働き方は「子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続けている（いた）」（25.6%）が最も多く、次いで「結婚や出産にかかわらず、仕事を続けている（いた）」（16.3%）の順になっています。



市の男女平等施策について

男女平等社会の確立をめざして、市が力を入れるべきこと

男女平等社会の確立をめざして、市が力を入れるべきことについて、「子育てや家事など家庭における男女共同参画の促進」(42.8%)、「学校教育における男女平等教育の推進」(42.0%)、「保育や高齢者対策等の福祉の充実」(39.1%)が上位となっています。性別で見ると、「保育や高齢者対策等の福祉の充実」や「子育てや家事など家庭における男女共同参画の促進」など育児や高齢者対策等への支援に関連する施策については女性の方が多く、「市役所自らが、男女平等推進のモデル職場となること」や「政策等の立案・決定への男女共同参画の推進」など行政や政策決定過程への男女共同参画の推進については男性の方が多くなっています。



性の多様性に対する理解について

性的指向、性自認(SOGI)という言葉の理解度

「言葉も意味も理解していない」が4割以上で最も多く、「言葉も意味も理解している」は10%台にとどまっています。性別で見ると、男性は「言葉も意味も理解していない」が半数近くになっており、女性よりも多くなっています。

